

平成29年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 平成29年6月12日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答弁を求める者 |
|---|---------|--|--|
| 1 | 平 岡 清 司 | 1 地域公共交通について (1) 現在の利用状況について (2) 通院に対する支援について (3) 新しい取組に対する市の考え方について 2 新庁舎の整備について (1) 今後のスケジュールと課題について (2) 事業費と庁舎備品について (3) 奈良県との個別協定に向けた調整状況について 3 子供の貧困とその対策について (1) 現状の認識について (2) 支援に向けた市の考え方について | 市長・部長 市長・部長 教育長・部長 |
| 2 | 窪 佳 秀 | 1 防災行政について (1) 弾道ミサイル発射への対応について ア 弾道ミサイル発射への市の対応について (2) 防災行政無線について ア 試験運用に対する市民の反応について イ 戸別受信機の整備について 2 五條市の活性化について (1) 五條インターチェンジ周辺利用計画について ア 京奈和自動車道大和・御所道路御所区間の工事進捗状況について イ 五條インターチェンジ周辺利用計画の進捗状況について ウ 今後の見通しについて | 部長 市長・部長 |
| 3 | 山 口 耕 司 | 1 子どもの支援について (1) 新入学児童生徒学用品の支給について (2) 学習支援について | 部長・教育長 |

| 順 | 氏名 | 質問事項 | 答弁を求める者 |
|---|---------|---|---|
| | 山口 耕 司 | <p>2 市民の健康を守る健康増進法について (1) 本市における喫煙の実態について (2) 受動喫煙による周囲への影響について (3) 本市における健康増進法の取組と今後について</p> <p>3 市民サービス向上となるホームページについて (1) ホームページの現状について (2) 利便性の向上を目指した取組について (3) 申請書のダウンロードについて</p> <p>4 地域公共交通について (1) 南奈良総合医療センター（通院ライン）と接続する路線について (2) 課題と今後の取組について</p> | <p>市長・部長</p> <p>理事・部長</p> <p>市長・部長</p> |
| 4 | 益 田 吉 博 | <p>1 今後の五條市政全般について (1) 水道・水利権について (2) 新庁舎関連道路整備について (3) 学校適正化について (4) 賀名生分校について (5) 新市営墓地について (6) 自衛隊誘致に伴う用地取得について (7) 南和広域医療企業団の運営内容について (8) 花咲寮について (9) 財政健全化について</p> | 市長・部長 |
| 5 | 岩 本 孝 | <p>1 防災行政無線について (1) 試験放送の状況について (2) 未設置箇所や聞こえにくい地域への対応について</p> <p>2 がん検診について (1) 現状について (2) 検診に係る費用について (3) 受診率向上への取組について</p> <p>3 公用車の管理について (1) 管理について (2) 安全運転教育について</p> <p>4 有害鳥獣対策について (1) 捕獲状況について (2) 防止対策事業について (3) ハンターの育成について</p> | <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> |

| 順 | 氏名 | 質問事項 | 答弁を求める者 |
|----|------|--|---|
| | 牧野雅一 | <p>3 福祉対策について (1) 住宅環境の充実について (2) 認知症対策について</p> <p>4 将来を見通したまちづくり計画について (1) 人口の現状と今後の推移について (2) 新庁舎建設事業に伴う総事業費について (3) 市営墓地・養護老人ホーム花咲寮・学校適正化各事業費について (4) 南奈良総合医療センターへの交通事情について</p> <p>5 市の財政状況について (1) 合併特例債充当見通しについて (2) 合併特例債を含む起債の償還時期及び償還見通しについて</p> | <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> |
| 9 | 福塚実 | <p>1 入学準備金について (1) その後の取組について (2) 奨学金について</p> <p>2 学校運営について (1) 教職員の勤務状態について</p> <p>3 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例について (1) 条例施行後の現状について</p> <p>4 奈良県消防学校・広域防災拠点の進捗状況について (1) 県との取組について</p> | <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> |
| 10 | 宗部康寛 | <p>1 新庁舎建設計画について (1) アクセス道路の計画及び進捗状況について (2) 庁舎の基本設計の具体的な内容について</p> <p>2 京奈和自動車道大和御所道路について (1) 開通の時期について (2) 橿原高田インターチェンジから高田バイパスへのジャンクションの計画について</p> <p>3 陸上自衛隊駐屯地の誘致について (1) 進捗状況について</p> | <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> |

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答弁を求める者 |
|----|---------|--|--|
| | 宗 部 康 寛 | (2) 今後の防衛省への要望活動等について | |
| 11 | 大 谷 龍 雄 | <p>1 少子化対策優先の学校づくりについて (1) 全児童を対象とした給食費の助成について (2) 子供医療費助成事業に関する窓口負担の無料化について (3) 就学援助対象者の入学準備費の入学前の支給について (4) 大学の給付型奨学金の拡充についての政府への要請について (5) 就学援助制度全体の市民への定期的な報告について</p> <p>2 憲法を生かした学校教育について (1) 憲法から考えた道徳の教科化の問題について (2) 憲法から考えた新学習指導要領の問題について</p> <p>3 地震に強い安全便利で節約された新庁舎の建設について (1) 五條市の基本計画の重点について (2) 設計業者と契約した基本計画の重点について (3) 五條市と設計業者の責任による施工管理について</p> <p>4 食糧の安全や日本農業等の重要性から考えた種子法廃止問題やTPP断念の政府への要請について</p> <p>5 マイナンバー制度における情報漏えいの危険性と経費負担について (1) 特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載の中止について (2) マイナンバー制度に関するこの間の経費について</p> | <p>市長・教育長</p> <p>市長・教育長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> |

本日の会議に付した事件

日程第一、一般質問、養田議員一般質問まで

出席議員（十二名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十二番 | 十一番 | 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 | 一番 |
| 大 | 益 | 吉 | 山 | 福 | 岩 | 窪 | 吉 | 宗 | 牧 | 平 | 養 |
| 谷 | 田 | 田 | 口 | 塚 | 本 | | 田 | 部 | 野 | 岡 | 田 |
| 龍 | 吉 | 雅 | 耕 | | | 佳 | | 康 | 雅 | 清 | 全 |
| 雄 | 博 | 範 | 司 | 実 | 孝 | 秀 | 正 | 寛 | 一 | 司 | 康 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

榎 太

内 田

成 好

吉 紀

午前十時開会

| | |
|-------|-----------|
| 事務局次長 | 井 筒 昭 則 |
| 事務局係長 | 辰 巳 大 輔 |
| 事務局主任 | 芳 田 佳 名 子 |
| 速記者 | 柳 ケ 瀬 五 美 |

○議長（吉田 正）ただいまから去る五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成り立ちます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに二番平岡清司議員の質問を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司質問席へ〕

○二番（平岡清司）おはようございます。

それでは議長から発言の許可をいただきましたので、二番平岡清司の一般質問の通告のとおりさせていただきます。

まず初めに地域公共交通についてであります。

五條市のホームページを開いて地域公共交通について検索してみました。それによると五條市では、平成十七年の合併後、市内の各地域における公共交通の維持確保のため、第一次五條市地域公共交通総合連携計画を策定しています。期間は平成二十年から二十二年の三年間のようでした。旧の西吉野地域では生活バスの実証運行とデマンド型乗り合いタクシーの新規導入が行われたと書いてあります。旧の大塔地域ではふれあいバスと呼ばれるデマンド方式による実証運行という記述があります。三年区切りの三年目、つまり平成二十二年度になって第二次五條市地域公共交通連携計画の策定が行われ、その計画に基づいて平成二十三年度から旧の五條市地域でもコミュニティバスの運行やデマンド型乗り合いタクシーの運行がスタートされました。それ以降毎年、改善といいますか、拡充や手直しが行われ、現在のようになつたかなど、読んで思いました。

現在の公共交通の運行状況を見てみると、少し乱暴に分ければ、一つ目に奈良交通が撤退した路線をカバーするように運行している路線、二つ目は、区域は限定しているがドアツードアに近い運行形態、三つ目に南奈良総合医療センターへの通院手段、四つ目として旧西吉野村や旧大塔村の地域内での運行などが大きな柱と云えるのではないのでしょうか。

第一次五條市地域公共交通連携計画策定から十年近い時間が経過しようとしています。ここで何点が質問させていただきます。

(一) 現在の状況です。いろいろ工夫をして運行をしてくれているとは思いますが、実際問題として利用者は増えているのでしょうか。こゝと細かにルート毎に利用者数を聞くつもりはありませんが、せめて旧五條市・旧西吉野村・旧大塔村の三地区の地区別、例えば年間の利用者の増減はどうなっているのか、人口の減少に比例して年々利用者も減っているのか、それとも市民の皆さんに認知され、少しは増加または横ばいの状況なのかをお聞かせください。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） おはようございます。

二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

コミュニティバス等の平成二十八年度地区別の利用状況について申し上げます。

五條地区につきましては四万四千六百七十七人となっております。前年度と比較して一万五千四百五十一人増となっております。これは平成二十八年度から南奈良総合医療センター通院ラインが運行を開始したことによるもので、平成二十八年度の通院ラインの利用者は一万六千六

百八十七人となっております。

次に、西吉野地区につきましては、二千九十四人となっております、前年度と比較して百十九人の減となっております。

最後に、大塔地区につきましては、一千三百五十一人となっております、前年度と比較して十人減となっております。

三地区合計では四万七千六百十二人となっております、前年度と比較して一万五千三百二十二人増となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今利用状況を聞かせていただきました。西吉野・大塔地区は減少しているように思います。しかし全体で見ると増加をしているように思います。それは南奈良医療センターができて通院の方が増えたんではないかなというふうに思います。

そして次の質問になるのですけれども、地域公共交通の市民への周知ということでございます。

前回の三月議会の予算委員会でしたか、別の委員さんから市民全体で公共交通に幾らぐらい使っているのかというような質問がございました。当時の担当者が概ね一億円というような答弁をいただいたと思います。その中で、今南奈良総合医療センターへの直通バスというのは八百円掛かる。そして最終ダイヤが午後三時台、そして料金についても費用が掛かるということでございます。そして市全体の利便性を考えようとするとき、これもまた費用が発生する可能性があります。市民の皆さんの便利な生活のために予算が膨らんでいくことは仕方ないことかもしれません。しかし、せっかく市が予算を膨らませるのを覚悟してバスを運行したとしても、果たして市民の皆さんは地域公共交通のことをどれだけ知っているのかと、私は以前から疑問に思っておったのですが、一体どれだけ便利なルートがあつて、どんな時間帯が不便になるのかと、そういうことを市民の人に知らせる、こういうふうな工夫をしておられるのかどうか、自分で車を運転される方はバスについては興味も薄いかもしれません。しかし車も乗らない、そういう方についてはバスというのは非常に大切な足だろうと思っております。そのことについて今現在どのように周知されているのかお答え願います。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

市民への周知につきましては、市ホームページに掲載したトップページ上に地域公共交通専用のバナーを用意し、アクセスしやすくする工夫をするなどして情報を発信しております。

また、新たに路線を開設した際、また時刻表や路線に変更があった際には、広報五條及び新聞折込散らしにより周知を行っております。より利便性を向上するためアンケート調査を行っておりますが、一六・八パーセントの方が公共交通について「知らない」と回答いただいているところがございます。

今後更にPR活動を行い、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）アンケート調査をやられたということなのですが、その中で一六・八パーセントでしたかね、知らないというふうになっておるのですけれども、これはどれぐらいの方に聞かれて、どのように採ったのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の方へのアンケートにつきましては、平成二十九年一月に住民基本台帳から無作為に抽出した一千四百世帯を対象に実施いたしました。うち六百九十一世帯一千四百七十三人の方に御回答いただき、回収率は四九・四パーセントでございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）先ほどの答弁の中に新聞折込や市のホームページに掲載されているというふうなことを言われたと思うんですけども、例えば新聞を取っていない人であったり、ホームページを見られない人にはどういうふうな周知されておるのですか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

ホームページや広報五條による情報入手できない方への対応につきましては、市内の公共施設、五條バスセンターのほか、南奈良総合医療センターやイオン五條店などに時刻表を設置しております。

今後はフェイスブックやイベントでの情報発信等、新しい方法について検討し、情報の内容にも工夫しながら公共交通を知らない人に知ってもらえるよう情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）南奈良総合医療センターであったり、イオン、バスセンター、今多分言うてくれたと思うんですけども、その辺に置いてもらっても知らないという人がいると。私の周りにも全く知らないという人がおられます。

その中においても、今もホームページやフェイスブックという答弁をいただきましたが、これを見られない人がたくさんおると思うんですね。やはり病院に通う方というのは高齢者の方ばかりではないですけれども、やはりお年を召している方が多いと思います。そういう見られない方にどうしてあげるのというように思うんですよ。その中において、例えば公民館であったり集会所、そして銀行とかスーパーなどに配布して置いていただく、そしてまた無限にいつも置いておつても、もつたないところもあるのです、例えば、そういうふうなことを連絡すれば役所で送っていただけるといふふうな、そういう掲示をするというふうなことを考えられたことはございますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

新聞を取っておられない場合、御希望を頂いた方には広報五條をお届けしておりますが、これも御存じでない方がおられ、情報発信をする上で課題であると考えております。

より多くの方に知ってもらうため、公共施設のほか、スーパーや銀行等に御協力をいただき、人目に付く場所に掲示することや地域の方が集まる機会に御説明させていただく等、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今答弁、おっしゃってくれたとおりだと思います。

今の広報にしてもそうですけれども、よくホームページに載っていると、か、そういうふうなことを耳にします。これは見える方はいいんですけれども、やはり見れない方、ホームページに載っているよと言うて、どこに載っているのというふうな話になるんです。そういうふうな高年齢者であったり、例えばスマートフォン、パソコン、そういうふうなものを使用しない人についてはこういうふうに掲示をしていただければ一番いいのかなと思いますので、今後においても、もう、また来たんかなって言われるくらい、またこういうこと言うとかんかなと言われるく

らい、できたら周知をしてほしいというふうに思いますので、今後においてもよろしくお願い申し上げます。

次に通院に対する支援についてであります。南奈良総合医療センターへの直通バスについてはどのように検討されていますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

通院ラインにつきましては、南奈良総合医療センターの完成に合わせて、奈良交通の路線バス、コミュニティバス路線等と五條バスセンターとを結節点とする形で構築しております。

構築に当たっては効率性を考慮し、五條市地域公共交通会議での協議を経て、最善の方法として路線を決定していただいた経緯があります。ただ乗換えが必要であること、乗換えにより結果的に遠回りになってしまう地域があること、乗り継ぎ待ちのために時間を要する場合がありますことから、より効率的な運行形態の構築は課題であると捉えております。

このような公共交通の課題について、より専門的に検証を行うワーキンググループの設置に取り組んでおり、誰もが利用しやすい公共交通の構築に向けて更に議論をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 担当の皆さんにはいろいろと考えてもらっていると思います。

以前もバスの質問をさせていただいたときに、デマンドタクシーに乗って行くと、予約がなければ直接バスセンターの方に向かいます。そうするとあそこで待ち時間、二十分ぐらい待たなかんようになる場合がございます。なので病院に行く人によく言われるんですけども、病院まで直通バスで行けるようにしてよ、一人で病院に行くバス停まで行くのも大変やし、バスセンターで待つのも大変、そしてしんどいときにバスセンターでまた待つのも非常に辛いというふうな言葉をいただきます。

今、答弁の中で地域公共交通会議を経て最善の方法として路線を決定したと答弁をいただいたんですけども、当初病院行きのバスが五條バスセンターで待ち時間、こういうふうに住たなあかんということを把握されておつたんかなと疑問に思います。

そして今の現状で直通バスを運行するというのは、いろんなお話を聞きながら、今すぐというのは非常に難しいのではないかなというふうに思いますけれども、やはり市民の声というのが行政に届いているわけですから、やはり皆さんの利便性のいいようなことを今後検討して進

んでいってほしいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして次に料金についてですが、南奈良総合医療センターへの往復料金が八百円掛かります。これは非常に負担が大きいと思います。通院をするのはもちろんですが、例えば高齢者の二人暮らしの方がおられて、一人が入院されたら、そして年も召しているし、例えば旦那さんが入院されたら嫁さんに「また明日も来てよ、明日も来てよ。」と、こういうふうに言う方も多分おられる。私も多分言う方かも知れませんが、でも、そういうふうになったときに、やはり病院に通う、八百円を掛けて通うというのは大変負担が大きいと思います。今こういう八百円のことについて部長、どういうふうに考えられますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

本市公共交通の運賃は系統毎に二百円と設定しており、デマンド路線や他のコミュニティバス路線から五條バスセンターで乗り継いで、南奈良総合医療センターに通院した場合、片道四百円の運賃が必要となります。

料金体系について今後ワーキンググループにおいて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） フリー券とか乗り継ぎ券というふうなことをいただいたと思うんですけども、例えばフリー券でやったらこれ金額ね、いくらぐらい、分かればいいんですけども、大体想定しているのか、ありますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

あくまでもやはり地域公共交通会議の方で検討していただく課題でございますので、現在私の方から申し上げることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 乗り継ぎ制度というのはどういうふうにするのか、分かっているれば教えてください。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

乗り継ぎ制度と申しますのは、最初に乗っていただいた系統の降車時に運転手に申し出ていただいて、当日中の有効な乗り継ぎ券を受け取っていただきます。受け取っていただいて、料金はその最初の系統のところ二百円払っていただきます。その後、仮に通院ラインに乗っていただいたときには、乗り継ぎ券を持って、そして南奈良総合医療センターで降りていただくときにその乗り継ぎ券を渡していただければ二百円の料金が発生しないというような形であるかなと思いますけども、これはあくまでも私がよその、公共交通のときとか、阪神高速の乗り継ぎ券、そういうところを参考に今申し上げましたので、最終的には同じ答えですけれども、地域公共交通会議で決定していただくことだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今おっしゃっていただいた、例えばコミュニティバスに乗ったときに、二百円を降りしなに払って、病院に行くよと言うと乗り継ぎ券がもらえて、そのままバスセンターでそれを持って乗って渡すということですね、降りるときに。そしたら二百円でいけるということですね、往復四百円で行けると。とてもいいと思います、とてもいいと思います。そしたら市民の皆さんの負担が少なくなるので、是非とも今公室長が思われたことができるかできないか分かりませんが、やっぱり公共交通会議を早急にしていたら、四百円ということはやろうと思えばすぐできると思うんですよ。さっきの直通バスというのはいろんな問題があつて路線を変えらなアカン。せやから奈良交通さんもありタクシー会社さんもあるんこと難しいと思うんですけど、これはやろうと思つたらすぐできると思うので、是非とも今すぐ検討していただきたいというふうに思います。

そして次に、南奈良総合医療センターからの帰りの便についてですが、午後三時以降の便は、増便をどのように考えておられますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

南奈良総合医療センター通院ラインについては、五條市地域公共交通会議での協議を経て乗り継ぎ等も考慮して構築したのですが、利用者からもう少し遅い時間の便を増やしてほしいとの御意見が出ています。他、他は承認しております。

他の路線との調整等、交通事業者との協議の上、より利便性が向上するダイヤの変更に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）利便性が悪いということはもちろん承知されているということですね。

なぜ午後三時以降の便が要るか、公室長御存じですか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

公立病院の場合、多分以前の場合は、大体外来の診察につきましては午前中で終わるといような形が多かったような、私の記憶がございません。その中で南奈良総合医療センターにつきましては、そのような形態からやはり患者さんのことを考えて、お昼からでも診察ではなく、検査でございますか、そういう等々を行っていると聞いております。

その結果、今おっしゃいました、午後三時以降の検査が終わってから帰宅する足がないというような話になってきていると思っております。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）私もそのように聞いております。午後三時以降の検査があるときに検査が終われば帰る足がない。当初開院されたとき、そういうことは分からなかったかもしれません。せやけど、今市民の声が出てきているわけですから、これをやってもらわなければ仕方ないかなど。そやないと結局午後三時で終わって帰る人は全く足がない、あそこから福神の駅まで行って、また吉野口で乗り換えて五條に帰ってくる方法はあると思うのですけれども、そんな大変なことではできないと思います。

このことについても今、担当部署としても本当に分かっておられるんですから、これもやろうと思えばすぐできると思います。予算を付けていただいて。先ほどの直通バスでもまたないんです。これはすぐできると思いますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

次に新しい取組に対する考え方についてですが、新庁舎建設に伴う公共交通について、平成三十二年にしゅん工を控えていくわけですから、どのようになっているのかお答え願えますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎建設に伴う公共交通の整備についてでございますが、新庁舎につきましては、五條市まちづくり基本構想において地域の交流拠点の一つとして位置付けております。市民の利便性向上を図ることが重要と考えており、それを踏まえたアクセス方法、路線系統等の検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）これも市民の利便性のためにやってもらうということなんですけれども、新庁舎のところに岡三号線、今新庁舎に向けてやっていただいていると思うのですけれども、例えばしゅん工までに道ができなかった場合、またそのときは……紀陽銀行から入ってきて庁舎までのところで抜けて行くというのはちょっと難しいかも分からないのですけれども、道が例えばできていくときと、できていない二通り考えてやられますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答えいたします。

やはり許認可に時間が掛かると考えておりますので、そのような形は担当部署としては考えておくべきかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）庁舎ができたとき、バス路線というのをまた見直さなかんようになると思うんですけれども、平成三十二年のしゅん工までに今の公共交通の形態を整理される、そういうふうな考えはございますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎建設の完成時期でございます平成三十二年度に合わせた公共交通網の再構築が必要だと考えております。

しゅん工時には新庁舎へ公共交通が乗り入れられるよう、関係部署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) 例えばこれをきっかけに全部壊してしまつて、ゼロからスタートするというようなことは考えられていますか。

○議長(吉田 正) 辻田市長公室長。

○市長公室長(辻田祥友) 平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

まず今の公共交通の系統的なものにつきましては、当初は多分新庁舎ができるということを想定した中で協議を始めたのではなかったと思つております。その後、新庁舎を旧五條高校の跡地に建設するということが決まりましたので、その辺りを今後よく考えながら、全てを一からやるのか、今のを基本としてやっていくのか、その辺もまた地域公共交通会議で検討していただきたい、それまでに今先ほど言いましたワーキンググループがございますので、そこでもよく協議をしてやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田 正) 二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) 是非ともよろしくお願いしたいなと思います。

そして次に、少し視点を変えて次の質問に移ります。

コミュニティバスやデマンドタクシーの運行は、バス事業者やタクシー業者に委託しているのが現状です。当然のことながら利便性が多くなればなるほど費用がかさみますし、利用者はバス停まで行く必要があります。高齢の人にとってバス停まで行くのは大変ですし、現状では便数も限られています。限られているというよりも非常に少なくて使い勝手が悪い。そこで思い切つてやり方を変えてみることはできないでしょうか。

以前からほかの議員さんもおられますように、地域コミュニティの力を借りて地域での運行を任せてみる、車両は市が面倒を見るが、それ以外は地域に任せる、地域の人が地域の人たちを乗せて運行する、ルートや時間帯も可能な限り地域に任せてみる、そのような取組を是非実現させてほしいと思います。

法的また規制はもちろん交通事業者との調整や地域コミュニティを作り上げるなど課題はあると思いますが、現実に取り組んでいる地域もあると聞いております。できない理由をあれこれ並べるよりも、どうすればできるかということを是非考えていただきたい。いきなりすぐとはいかないでしょうが、是非とも行政がお手伝いできることと地域にお願いすることなどをじっくり話し合つて、是非前に進めてほしいと思います。その辺担当部署の公室長いかがですか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

他団体では過疎地域において自治会やNPO法人などが実施する公共交通空白地有償運送（過疎地有償運送）があり、家用車両により地域のニーズに応じて運行が可能となるメリットがあります。しかし、既存のタクシー業者との調整が難しいこと、運転手の確保が必要なこと、事故が起きた場合の対応など自治会等の負担が大きくなることが課題となることが考えられます。

先進事例を研究し交通手段確保の一つの方法として視野に入れながら、本市に合った新たな取組については研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 最後に、市長にお聞きしたいのですけれども、今全体的な話をさせていただきました。例えば直通バスであったり、料金、そして午後三時以降のダイヤというのは私、大変重要ではないかなと考えております。市民の人には本当に御迷惑を掛けているのではないかなというふうに思います。

直通バスについては非常に難しい、私もいろいろお話を聞きながら難しいというふうなことは認識しておりますが、やはりこれは訴えなければ何も変わっていかないかなというふうにも捉えております。

そしてこの今の話、全部を踏まえて、今の市長の考えをお聞かせください。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 二番平岡議員の質問にお答え申し上げます。

公室長の方からる説明がありました。地域公共交通については高齢者や身体の不自由な方についての交通弱者に対しては大変これは考えていかなくてはならない、そういうふうにご考えております。

その中において、まず、乗り継ぎの件もございました。当然、南奈良総合医療センターは、今往復で六便ということで、時間調整ということとで、毎回のごとくアンケート調査した結果として、どのようにしたらいいかと、毎年その検討を公共交通会議で議論をしているわけであります。いろいろと全て完璧にするということは大変難しいであろうかなと、その中での調整は当然必要であろうかなということも考えます。

逆に行くときよりも帰るときは乗り継ぎの時間を空けてくれた方がいいという方もおられるのも事実です。それは買い物をして帰りたいという方もおるといふことで、それがどの範囲の範ちゅうで考えていったらいいのかということも検証しながら、前向きにまず考えていきたいと思えます。

そしてお金に関しても然りですけれども、安くするということは簡単なことです、やろうと思えば。しかしながら一つ考えることは、例えば西吉野から五條へ来て、そして乗り換えて今度、南奈良総合医療センターへ行くと、今奈良交通が出しているお金との格差、それと逆に五条駅から吉野口へ出てまた吉野口から近鉄に乗り換えて福神に行く、その料金体系との格差、これもやはり検討しなくてはこの一つに關してなかなかできない。最終的には公共交通会議で考えていただきますけれども、それも踏まえて最終的な調整をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

そして利便性ということですが、先ほど平岡議員がおっしゃったように、私は、調整をいろんな形でやっておりますけれども、五年から十年の間に再度これを見直しする時期が来ると思っています。というのは、一つは今言ったように病院の關係、これもまた道路整備が今市道として西阿田阿田峰線の方で上がってきます。それと三十二年度を目標とした新庁舎建設、これで小さな拠点づくりを今からしていくとそういう形の中で交通体系も変えていく、そうなればメイン道路は奈良交通さんが受けています。その中においての市道に關してデマンドまたコミュニティ、また、今、実証実験としてフルデマンドということもやっていますけれども、それを総合的に判断しながら、一つ一つ検証した結果として再度奈良交通と協議しながら全てのアクセスがうまくいくように、今言ったように乗り継ぎをしなくてもいいような形の体系ができるような体制も作らなくてはならない、そういうふうにも考えております。

いろんな形の中で交通弱者の皆さんにおきましても大変利便性のいいような形にするべく、これからも努力はしてまいりたいと思えますけれども、いろんな弊害とか、またその総合的な判断をしなくてはならないということも御理解をしていただき、そして前向きな形の中で検討していくということで、これからも毎年検証しながら公共交通会議と連携をしながら進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）ありがとうございます。是非とも市民の利便性の良くなるような方法で、いろんな意見はあると思うんですけれども、やっていただきたいというふうに思います。

そして今テレビでよく見るのが、高齢者の事故、私の周りにもたくさん知人、おっちゃんおばちゃんもおられます。その中で高齢者の事故、アクセル、ブレーキを間違ったり、そしてお店に飛び込んでしまったというふうなテレビの事例をよく見ます。その中において今よく言われているのが、免許証を返納するというようなことがよく言われているのではないかと思います。都会やたらまだいいと思うのです、電車もバスも動いておる。しかし今この五條市において、例えば免許証を返してしまつて高齢者の二人暮らしの人の足がなくなるという事はやはり病院にすぐ行くこともできないし、買い物も大変、そういうふうなことになるのではないかなというふうに思います。そのためにもやはり第二の足となるバスというのが大切ではないのかなというふうに私は考えますので、是非ともこのことについても私たちが議員も協力は惜しみませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、新庁舎の整備について質問をいたします。

今年四月から新庁舎整備が市長公室長の企画政策課から都市整備部のまちづくり推進課に所管が変わっております。構想の段階から実施の段階に前進してきたから所管が変わったのかなというふうに思っております。

去る五月二十五日に開催されました、新庁舎建設特別委員会において理事者側より現在の進捗状況について説明がなされたところでありますが、再度三つの項目について確認をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

一 番目に、新庁舎整備における今後のスケジュールと課題についてであります。

御存じのとおり、新庁舎整備は新市建設計画に基づく特別事業で合併から既に十年以上が経過する中で、いわば合併関連事業の総仕上げとも言ふべき重要な取組であります。またその財源には合併特例債が見込まれており、本市の活用期限については平成三十二年度末までとなっているところであります。

過日の委員会において理事者より現状での整備スケジュールが示されており、これによれば平成三十二年度末までに全ての整備が完了し、平成三十三年四月より新庁舎の供用開始が図られるものとなっております。無論このような形で順調な進捗を願うものではありませんが、二〇二〇年の東京オリンピック開催に向けた我が国の国内事情などを考えると、整備の進捗を妨げるような不測の事態が発生することが本当にないのか、残された時間から考えても一定の憂慮がなされるところでもあります。

そこで今後の整備スケジュールを今一度明らかにしていただくとともに事業の進捗状況に対し、現状で把握している課題とその対応、対策についてお聞かせください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

進捗状況につきましては、本年三月に埋蔵文化財有無確認調査及び五月末にボーリングの現地調査が完了し、現在新庁舎の基本設計及び造成設計業務に着手しております。

今後のスケジュールにつきましては、本年十二月完了をめどに七月中旬から埋蔵文化財本発掘調査に着手するとともに、九月末に開発許可を取得後、十二月より造成工事に着手できるように入札準備を進める予定としております。

市民の皆様への周知に関しては、平成二十九年二月に「新庁舎建設だより」を発行しました。また随時地元自治会に説明会等を開催し、市民の皆様の御理解を賜りますよう進めているところです。

主な課題につきましては、建築本体外工事の不調不落が予想されますが、今後県とも連携を取りながら対応策について協議してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡議員。

○二番（平岡清司）今スケジュールについての課題を答弁していただきました。

平成三十二年中に完成して業務が開始できるという内容でまずは一安心かなというふうに思います。しかし今回の新庁舎整備には新庁舎建設という単体だけではなく、アクセス道路の整備、上水道・下水道・ガスなどのライフライン整備も並行して進めなければなりません。市民の新庁舎へ行く手段の問題もあります。公共交通の問題も切り離して考えることはできません。建設本体の工事の不調不落が課題と答弁いただきましたが、財源の手立てを考えたとき、予定どおり合併特例債の活用期限に整備を完了することは当該整備事業においても絶対的条件と言わざるを得ません。今答弁いただきました中の不調不落についてどのように今考えておられますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市発注の中で今回のような大型建築工事といたしましては、平成二十六年三月に公告いたしました上野公園総合体育館建設工事の入札がございました。そのときは入札不調となり、工事の着手が遅れた経験がございます。その経験を生かしながらいろんな場面を想定しまして、

幅広く入札に参加していただけるような形を作るべきではないかなというふうには考えておりますが、こちらも最終的には市の建設工事等請負業者選定審査会がございしますので、その中で審議をしまして、そのような不調にならないようにしていくようになるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）平成二十六年に上野の体育館、私も非常に思い出深いものがあります。大変苦労したと思います。その中において、なぜこの体育館が不調不落、何回かなっていると思うのですけれども、なぜ起きたか、この原因というのは今分かりますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

原因といたしましてまず考えられましたのが、当時東日本大震災が発生いたしましたして、そちらの方の復旧にまず建設業の方々が行ったと、それとその後、東京オリンピックの開催が決まったというような要因の中で、業者の数が足らなくなった、足らなくなったというのは言い方に語弊があるかも分かりませんが、そのような事情の中で来ていただけなかったのではなからうかなというふうに記憶しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）その体育館のときの話になるんですけれども、最初なかなか決まらなくて最後決まったいという要因、それについて分かりますか。なぜ今の業者さんにいけたのか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

確か最初の公告……発注方式といたしましては、一般競争入札の総合評価落札方式を導入いたしました。JVで入札を執行いたしました。その中でJVの代表者格の方の評価点というものがございまして、その点数を確か一千五百点に設定いたしました。それと構成員の方に九百五十点でございました。……すみません、ちよつと言いましたけれども、代表者の方には市内の確か本店・支店営業所を求めています。それから構成員の方に関しましては県内本店でございました。それからそれで、入札が不調になったということで、その後代表者格の方の評

価値を一千点に下げまして、それから構成員の方を九百点に下げて広くしたというところでございます。あとの本店・支店とかは一回目と変更はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）例えば点数を下げて今の業者に、簡単にいうと決まったのかなというふうに思うんですけども、今回の入札についても非常に苦勞するのではないかと懸念されるのです。その中において、最初から窓口を広げていくというようなお考えはありますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

最終的にそれを私が決める部分ではございませんので、審査会の方でございませけれども、やはり二十六年度の体育館の教訓がございまして、その辺は審査会で十分審議をしております。もう一回考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）庁舎の方にしてもやらなければならない期限があると思えます。是非とも苦勞をしないで出来るような策と言いますか、最初からそうやったらよかったなあと、あとから思わないように、そういうようなやり方で、また審査会でもいろいろ協議してもらいながらやっていっていただきたいと思います。

そして（二）新庁舎整備における事業費と庁舎備品についてであります。

新庁舎には、五條市新庁舎建設基本計画の中に「国や県の施設機能を集約した庁舎」と示されております。総事業費が四十七億円と想定されております中、五條市の負担分が三十二億円というふうに聞いております。今現在の事業費は幾らになっているのか。概算でもよいので答えられる範囲でお答えください。

またその中で、庁舎備品は含まれているのかもお答えください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

基本計画における総事業費については、平成十七年の合併時の新市建設計画をベースに約四十七億円を想定しており、五條市の負担額は、約三十二億円となっております。

現在、造成設計及び基本設計に着手しており、建設規模の大枠が固まってまいりました。現時点において、再度、概算事業費の見直しを行っております。

基本設計においては、東日本大震災、熊本地震などの大規模地震発災時に事業継続性を十分に発揮できるよう免震構造の採用や「環境に優しく周辺環境や地域資源と調和した庁舎」を実現するために必要な省エネルギー化の機能も合わせて、約一五パーセントの追加計上を見込んでおります。

そのほか当初想定できなかった埋蔵文化財本発掘調査費や、造成設計、庁舎基本設計を進めた結果、必要となった防災関連機器の移設費及び敷地周辺の擁壁工事費についても約五・二億円の追加を計上しております。

現段階においては、物価上昇面の不確定要素を除くと、新庁舎の事業費につきましては、現在のところ県負担分を含み、庁舎備品も含めた総額約四十七億円から十八億円を増加し、あくまでも現時点の概算ではございますが、約六十五億円と想定しており、市の負担額は約四十三億円を見込んでおります。

今後、それぞれの経費につきましては、交付税措置置率の高い合併特例債や過疎対策事業債や県の再生支援を最大限活用するとともに、建設費用の抑制にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）もう一回確認したいのですけれども、総事業費は六十五億円ですんかな。（議場に声あり）

○議長（吉田 正）平岡都市整備部長。

○都市整備部長（平岡耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

全部で約六十五億円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) 今六十五億円と聞かせていただいたのですけれども、先月の二十五日に新庁舎特別委員会が開催されて、そのときに聞いたのが四十七億円やと、そして五條市は三十二億円というふうには記憶しておったのですけれども、二十日も経ってないのかな、なんでこんなに上がっていくんかなというふうに思うんやけども、その辺についてお答え願いますか。

○議長(吉田 正) 平岡都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 二番平岡議員の御質問にお答えします。

現在、基本計画を進めているところであります、その中でもどんだん数字が上がってきているんですけれども、今答弁させていただきました内容など、検証し精査をしているところでございます。あくまでもこれは現時点での想定の数値となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田 正) 二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) 普通の家を造っているのと違うと思うんです。最初から何十億と掛かる、この庁舎を造るときに、この間の説明で四十七億円で三十二億というふうみんな、ここにいる議員さんみんな説明を受けているんですけれども、その中で日々上がっていくのやったら、今の答弁から言ったら、できるときに何ぼになるのかなと思うんですけれどもね。幾らでも金額が上がっていったら、例えば八十億、九十億になりますよといっても、この庁舎はやれるんですか。

○議長(吉田 正) 八田技監。

○技監(八田 護) 平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

当初の基本新市建設計画ベースから想定していなかった部分もございます。先ほど部長の説明にもございましたが、大規模地震の発災時に事業の継続性を十分発揮できるようなこと、当初、新市計画では耐震構造ではございましたが、免震構造というような具体的なところまで踏み込んでおりませんでしたので、その分が先ほど御説明させていただいた約一五パーセントという部分に当たります。それとこれも当初想定しておりませんでした、埋蔵文化財がございます。あと、敷地擁壁につきましては、敷地西側に石積が現状ございますけれども、庁舎の配置を検討していく中で、実際調査をしたら亀裂等もございまして、その辺も最終的にきちんとした形にする必要があるという判断で、その分も設計を進める中で決まってきたものでございます。

この前、特別委員会の方で御説明させていただいた以降に、今基本設計をまさに進めている中で、それ以降に出てきた数字で、今現状で分

かっている数字を部長の方から御説明させていただいたという次第でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）理解が余りしくいのですけれども。

そしたら、この二週間の間に免震やるとか、擁壁がどないかなっていったとか、多分今答弁をもらったのですけれども、この二週間の間にそれが急に出てきたのですか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

当初、委員会の方で免震という御意見もお聞かせ頂き、基本方針として決まっていたわけではございますが、四十七億円の新市計画のベ－スには見込めていなかった金額になっておりまして、やはり事業の継続性をきちんと考えていこうとすると、構造自体を免震構造にする必要があると判断しております。当初耐震というところで金額を想定しておったということもございまして、その辺を今回、きちんと見直しをはかったというところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）その間に出てきたんやないんかなと思うのですけれども、例えばこの間の四十七億やったら、私らは幾らか膨れ上がったいくのではないかなということ想定しているのですけれども、こんな十八億も上がるといふようなことは誰も多分想定していないん違うかなと思うんですよ。この間の委員会、僕は委員じゃないので傍聴させていただいておったんですけれども、ある程度こういうことがあるのでね、そのときの説明の中で多分なかったんやないかと思うんです。そやから急に今議会の議場でこういうふうな四十七億から六十五億になったというたら、多分皆さんびつくりしているんやないかと思えます。前触れも何もないですもんね。そういうことがあるんやったら……やっぱこの間、委員会もまだこの間ですやんか。そやからその中で、やっぱそういうことを言っておいてもらわんと、これやったら何ぼまで斤舎上がっていくんやと、こんなんやったらほんまにできるんかなというふうな思うと思うんです。その辺のことも踏まえて、今これ以上言いませんけれども、その辺のことも踏まえて、またこれから委員会をやるのかどうかも分かりませんが、ちゃんと答弁できるよ

にしておいて欲しいなと思いますので、よろしく願います。

そしてオリンピックなどで物価がまた高騰して、上がっていったとき、その場合上がった分は県もちゃんと負担をしてくれるのかどうか、その分についてもお答え願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

その分については今後基本協定の中で正式に決まっていくということになると思いますが、そのように認識しております。
以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）見ていただけるということで理解したのですけれども、それで私が一番気になっているのは、庁舎の備品とか防災無線の移転とか、そういうものの経費についてなんですけれども、こういうので大体幾らぐらい掛かるのですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

その部分についても今基本設定の中でしているものですので、額についてはまだきつちりと、言えるといえますか、まだまだ額が動く数字になりますので、次の委員会のためにでもしっかりと御説明できるようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）額が動くという答弁をもらったのですけれども、なんか今度何ぼになるんかなというふうなことを思います。

それでは、机や椅子などといった備品の整備に必要な経費について、合併特例債の対象になるのか、ならないのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

合併特例債の対象となる備品でございますけれども、「建設事業と一体として整備され、施設等と一体不可分の機能を有するもので、一品

当たりの取得価格が二十万円以上であつて、かつ耐用年数が五年以上のもの」というふうになつてございます。

備品でございまして、造り付けのロッカーやあるいは床等に固定をされております机等は当該の起債の対象になるところでございませけれども、移動可能な備品の購入につきましては、原則起債の対象外となるものでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）備品について、机とか椅子とか、こういう備品は対象外ということでもよろしいですね。対象外になるということですね。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）二番平岡議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、固定式ではなしに移動が可能な備品、これにつきましては起債の対象外でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）備品について、いつも僕細かいことで悪いんですけども、気になります。その中において、視察とか行つても、この間も視察に行つて庁舎を見せていただいたら、使えるものは使つておくというふうな感じでやられておりました。ほかのところに行つても市町村合併とかで新しい庁舎を造つて、合併したから新しいものを買つているのかも分かりませんが、多分備品について、今新しい庁舎ができてそんなに買わなくてもええんやないかなと思ふんです。例えば机とかテーブルに関しては、というのは、今これは合併しませんもんね。引越すするだけですやんか。その中においてテーブル、椅子とかその人数も変わるわけでもないでそのままいけるんやないのかなと思ふんです。というのも、やはり私たち議員も市民の方に要望、たくさんの要望をされるわけですけども、その中ですぐできますよと答えられるということは本当に少ない。とにかくすぐできない、財政も苦しいので辛抱していただくというふうなことが多いです。その中で、例えば新しい庁舎を造つて一階のフロア、いろんな意見があると思ふんですけども、一階のフロアで新しいデスクとか椅子があるのは見栄えは非常にいいと思ふんです。建物も新しいし机も何もかも新しいというのは見栄えはいいと思ふんですけれども、それって市民の人が見たら、自分らに我慢させておいて、役所の中にお金あるやんかというふうに取りられないのかなというふうには僕は思ふんですけど、その辺部長、どうですか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

庁用備品につきましては、現在議員がお述べのようにいろんな事例がございますけれども、概ね新築をした場合に現在ある備品を使ってもらえる自治体さんが多いように私も思います。

今後は、今ある既存の備品がどのような状況になっておるのか、リストアップいたしまして、極力使用可能な備品につきましては引き続き使用をしまいたい、この辺のところは今後の実施設計等々で十分担当課の方とも議論を詰めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）是非ともそのようにしていただきたいというふうに思います。

そしてまたロッカーなど本体工事の中で、一体的に整備できる備品については合併特例債の対象となるということで、先ほど答弁もいただきました。

今後の基本設計や実施設計の中においても十分な検証をいただいて、考えていただきたいというふうに思います。

他市の場合、備品や電算関係経費など合併特例債の対象となる部分について、多額の対象外について、多額の費用が発生している事例も見られます。こうした経費は当然市の一般財源から捻出することになりますので、出来る限り起債対象経費として設計計画できるように努めていただきますようお願い申し上げます。

そして三番目、県・市間における個別協定の締結に向けた調整状況についてであります。

新庁舎の整備に当たっては、奈良県とは連携協力関係のもとで事業の推進が図られているという理解をしておりますが、これの財源となる県・市間のまちづくり基本協定に基づく個別協定の締結に向けた現在の調整状況について答弁願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

個別協定の調整状況は、用地取得費、庁舎建設費、アクセス道路建設費についてそれぞれ費用負担割合等の協議を進めており、基本設計が

概ね決定する九月末頃をめどに協定をする予定です。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今後はより一層その連携を強化していただいて、市の厳しい財政状況を県当局に理解を得ながら出来る限りの支援をいただけるよう引き続き協議を継続させることをお願い申し上げます。

そして技監に質問なんですけれども、支援というか、そういうふうなことを県からされるようなことはございますか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

県からの財政支援の根拠となる新庁舎建設に係る個別協定につきましては、負担の考え方について県担当部局とも大筋で合意をしているところでございます。

基本的な考え方としましては、新庁舎整備に当たっては、交付税措置率が高い合併特例債や過疎対策事業債や県の財政支援を最大限活用することとしております。

庁舎につきましては、専有部分は県・市それぞれが負担し、共有部分につきましては、駐車場などの外構、擁壁や調整池の造成工事、設計業務を含めまして、県・市で面積按分することとし、市負担部分は合併特例債の充当を予定しております。

また、関連する市道や賑わい広場につきましては、過疎対策事業債を充当し、その元利償還金の七〇パーセントについて、国から交付税措置されます残余の四分の一について、県から財政支援をしていただけることとなっております。

なお、五條高校跡地の用地取得に要する経費につきましては、庁舎部分は合併特例債、市道や賑わい広場部分は過疎債の充当を予定しております。県への要望の結果、本年四月一日に新たな補助制度を創設していただきまして、元利償還金の交付税未措置額に対し、県から財政支援が受けられることとなりましたので、実質的な市の負担額につきましては、約三パーセントとなるところでございます。

これにつきましては、県の鑑定はまだ完了しておりませんが、路線価より算出しました、約八億四千万円を土地価格と仮定しますと、約二千五百万円で市が取得できることとなります。

また、県まちづくり推進局からは新庁舎建設事業に係る用途変更、開発行為、建築確認などの諸手続きについて円滑に進めるために、県庁

関係課の課長級を構成員とするプロジェクトチームを編成していただきまして、技術面の人的支援によるバックアップ体制につきましても、図っていただいているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）ありがとうございます。

このことにつきましても、今後も県・国と連携を密にさせていただいて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後にこの間の二十五日の委員会で、紀の川市の庁舎に視察行つたと報告を受けたのですけれども、何か参考になることはありませんか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

水回り等の設備スペースを建物の両側に集約することによりまして、設備メンテナンスということがよく考えられていたことと、書庫などが同じフロアに集約されていたことです。そのことによりまして、住民の目の高さにロッカー等がなくなりますので、執務空間に余裕があるようなそういう見え方ができました。

ただ職員の方いろいろ聞いてアドバイスをいただいたこととしましては、空調設備においては一元管理をされていますので、窓が開けられないというような仕様になっていたため、南側と北側では同じ設定温度でも体感温度が大きく違うというようなことがあり、管理しづらいということと、空調に関しては一元管理と個別管理、どちらが良いかということもよく検討していけばどうですかというようなアドバイスをいただいております。今後、設計の中で十分検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）良いところと悪いところがあつたというようなことだつたと思うのですけれども、私もよその庁舎とか視察に行かせていただく中で、いつも気になって見るのは食堂、というのが気になるのですけれども、紀の川市ではどういうふうなものでしたか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

紀の川市につきましては、そういうスペースがありました。そこらは良かったなと思われるところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今度ね、五條市が建設しようとする庁舎は、食堂というか、そういうようなことはどういうふうに考えられていますか。

○議長（吉田 正）平岡都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

昼食につきましては、職員だけの部屋というのは確保していませんので、職員が福利厚生に関することについては、運営方法も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今五條市の職員さんにおいては、窓口カウンター、市民課とか税務課、市民課は交替で裏で食べているのか分かりませんけれども、税務課においては昼間行ったときでも、カウンター、机が前向きになっていますよね、その中において昼間でもお弁当を食べるという姿というのがよく見られるのですけれども、今度職員さんのね、職員さんとも限らないんですけれども、一般の方も一緒でいいんですけれどもね、そういうようなスペースというのは取れているのですか。

○議長（吉田 正）平岡都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

そこらのことについてもまだまだ基本構想の段階で、まだ実施設計についてもどんどん変わっているような状態でありまして、部屋についても運営方法も含めて今後検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）もうこんな…先ほど金額を聞いて六十五億、すごい庁舎というふうに思うんですけれども、その中で食堂がないというのは

ね、まあ考えてくれるとは思いますが、やはり今の現状から言うてまず改善していただきたい、やはり職員さんも食べる時にも…、食べておるときに誰か来客があるとやっぱ箸を止めてやらなければいけない。その中で休憩というのはちゃんとできていないかなと思いますので、その辺についてもきっちりと考えて取り組んでいただきたいと思います。

今後においてなんですけれども、またほかのところに視察とか行く予定はありますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番平岡議員の御質問にお答えします。

視察については、職員で視察を考えているところではありますが、目的につきましては、例えば庁内の案内サインであるとか接遇の対応であるとか、また周辺のまちづくりであるとか、そういうのを目的に視察に行きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）是非ともいいところを見ていただいて、五條市に取り組んでいただきたいというふうに思います。

新庁舎の建設については、これまで様々な議論が交わされて、現在の旧五條高校跡地に決定したと思います。現在しゅん工に向けて進んでいるところではありますが、担当課においては道の問題であったり事業費、その他いろいろと課題はあると思いますが、最後までよろしくお願したいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、子供の貧困とその対策についてであります。

現在の認識について。

かつて我が国は一億総中流と言われた時代がありました。しかし今はとてもそんなことを言っていられる状況ではありません。働いているうちに約三人に一人は非正規の雇用で昔のように終身雇用は保証されず、賃金も正規雇用者よりも低く抑えられているのが現状です。低い賃金で働かなければならない非正規雇用者を中心に広がる貧困の問題は深刻です。一生懸命働いても将来を見通せない貧困問題が拡大しています。結婚やマイホーム購入という問題だけではなく、子供の教育にも深刻な影を落としています。貧困といっても日々の食事に困る、住む場所、所、人間として最低限の生活を営むことができないという絶対的貧困ではありません。今問題視されている貧困は、経済協力開発機構

の基準を用いた相対的貧困というジャンルです。世帯全体の可処分所得を世帯員で割って出した数値を用いて判定しているものです。少し古いデータではありますが、厚労省の国民生活基礎調査二〇二二年ベースでは百二十二万円を下回る水準が相対的貧困となり、その割合は一六・一パーセント、実に六人に一人が相対的貧困にあえいでいるという状況です。

世帯の構成別に見てみると、いわゆるシングルマザー・シングルファーザーと子供という世帯の相対的貧困は一六・一パーセントを大きく上回り、五四・六パーセントとなって、実に過半数以上の片親世帯が貧困状態です。両親と子供という世帯が一二・三パーセントということなので、その差は非常に大きくなっています。さらに片親の世帯では母子家庭の年収は父子家庭の三分の二に届かなくて、困窮するシングルマザーの問題が年々大きくなっています。相対的貧困世帯の子供は、教育の機会も限られ貧困世帯以外の子供の格差がどんどん広がる状態です。親の貧困が子供に引き継がれるという問題が現実のものになっているようです。子供の将来が貧困によって大きく影響を受ける、それも悪い方に。この負の連鎖に何とかストップを掛けるには市役所などの公的支援が欠かせないと私は考えています。

そこで聞かせて欲しいのですが、児童福祉手当を受けている児童・生徒全体の割合と貧困の実態をどのように把握しているのかお聞かせください。

○議長（吉田 正）この際、申し上げます。平岡議員の一般質問の残り時間はあと十五分でございます。稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

父母の離婚などにより、父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭等の児童を養育している人に支給されます児童扶養手当を受給している対象児童・生徒数は二百五人で、全体の約一〇・九パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

経済的な理由で学用品などの援助を受けている子供たちの割合を表す就学援助率の経年変化を見ますと、平成二十六年度は児童・生徒数二千六百六十九人に対して準要保護及び要保護等の就学援助を受けている児童・生徒の合計は二百二十九人で、就学援助率は一〇・六パーセント、同じく平成二十七年度は児童・生徒数二千四十八人に対して就学援助を受けている児童・生徒数は二百十二人で、就学援助率は一〇・四パーセント、平成二十八年度は児童・生徒数一千九百五十四人に対して就学援助を受けている児童・生徒数は百九十九人で、就学援助率は一〇・

二パーセントとなっています。

また、就学援助の対象とならない家庭の児童・生徒の中にも、援助を必要とする児童・生徒が存在しないか、学校と連携を密にしながら把握に努めるとともに、そのような児童・生徒が存在する場合は学校長の意見書等をもとに現物支給等に対応しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今、課題をちよつと言ってもらったと思うのですけれども、それをどういうふうに捉えているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

就学援助率の動向を注視するとともに、就学援助の対象家庭ではないものの、日々の学校生活において衣服の乱れや学用品の不足、体調不良など、学校生活を送る上で支障を来している児童・生徒に早期に支援が行えるよう学校とは常に連携を密にしています。

場合によっては、児童・生徒の実態把握のため、学校へ出向いて学校と情報共有を行ったり、実際に児童・生徒の観察を行ったりしながら早期発見・解決に努めています。

学校現場には、児童・生徒の生活環境の変化やそれに伴う身なりの変化等、わずかな変化も見逃さないよう指導するなど学校との連携を図っています。実際に、学校から報告を受け、聞き取りに出向くなど連携を図った結果、援助につながる事ができたケースもございます。

また、児童・生徒の変化については、地域での見守り活動等で子供たちの実態が把握できる場合もあります。そのため、学校には地域との連携強化を図るよう指導しています。

現在、ボランティア等を活用した学習支援等も進められており、今後もその充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今答弁いただいた中に、そしたら十人に一人くらいが貧困家庭であるというように捉えるのですけれども、学校の中では先生がよく目配りをしていただいているというような答弁やったと思うんですけども、目配りしていただいている中で貧困の児童・生徒とかにいじめとかがあった事例があるのか、ないのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

市教委への報告によりますと、貧困が原因となったいじめ事象等の報告は現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）ないということ、本当に良かったのかなというふうに思います。しかしいじめというのは、子供の場合でもそうですけれども何から発生していくか、ちよつとのことから変わっていくことであると思いますので、また学校と教育委員会と連携を密にしながら今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

そして、次に支援に向けた市の考え方について。

今、五條市児童・生徒の貧困の状況について答弁いただきましたが、課題についても触れていただきました。子供の持つ親は自分の子供にはちゃんと勉強をさせたいがなかなか余裕がない、誰かに相談したくてもどこで誰に何を相談していいのか分からず、厳しい生活実態から抜け出せないことが現状であります。

そこで相談しやすく有効な体制を構築することで、どのように考えているのか担当部長にお伺いいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

貧困の状況にある子供たちが様々な不利益を背負わないよう、また社会的に孤立しないよう相談体制の充実を図ることは必至と考えています。そのため、市の関係機関はもちろん、教育委員会としても子どもサポートセンターにおける相談事業を実施し、学校や各家庭と情報共有をしながら、学校や各家庭からの要請に応じた適切な支援に努めています。

併せて、各家庭に必要な支援が届くよう就学援助等の施策の広報に努めています。場合によっては直接出会って、就学援助や高等学校等進学奨励支度金の説明も行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今相談体制などについて答弁いただきました。教育委員会と学校現場が連携をして取り組んでいるというような答弁だったかなと思われま。それはそれで素晴らしいと思うのですが、一歩進めて具体的なアクションといえますか、具体的な取組はありますか。

例えば学習塾とまではいかなくても経済的に学習塾に行くことができない、行くことが難しい子供たちのために勉強の場を提供するとか、現役の先生はただでさえ忙しいので、子供たちの放課後に面倒をみてあげるというボランティアの人であったり、一線を退かれた方でも情熱を持ってやってくれる方がおられると思うんです。そういう人たちにお願いでやっていただくというふうなことを考えられたことはありますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会ではスクールサポートボランティア事業及びスクールサポート学生ボランティア事業を展開しております。

本年度は二百四十人を超える登録を行っていただいているところでございます。

その活動というのは多岐に渡りますが、その中での学習支援分野では各校で放課後または長期休業中を中心に、基礎学力の定着を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 既にもうやっていただいておりますことですね。それは貧困の児童が対象になってやっておられるのですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育的な配慮から全ての子供たちを対象としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 受講している生徒の人数とか分かったら教えてください。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校により開催日時であるとか、目的等が異なっておりますので、私の方で現在は人数の方までは把握はできておりません。後ほど調査をいたしましたお知らせをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）またよろしくお願いしておきます。

そしてまた、少し視点を変えてクラブ活動に対する支援というのはどうでしょうか。

経済的な理由でクラブ活動を諦めている子供たちがいるかもしれません。例えばユニホームや道具というのは結構親の負担になっているのですが、その辺についてどう考えられますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

部活動におけるユニホームや用具等の所有については、学校から十分に聞き取りを行い、まずは実態把握に努めさせていただきまして、今後の対応を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）例えばクラブをやりたいくてもやれない、親にもやりたいけど言えないという子供さんがおられるかもしれません。そういう中で是非ともまたこういう子供たちがいたら教育委員会の方で考えていただきたいなと思えますので、よろしくお願いいたします。

このほか、更なる支援が必要であると思われる場合には、学校、教育委員会、福祉部局、社会福祉協議会など関係機関が連携を取り合い協力して対策をしていただき、既に取り組んでいるかもしれないませんが、さらに強化するなどよろしく願いたいなというふうに思います。

五條市では人の流出を食い止めるため、UIJターンや新婚世帯への支援を行っています。今もいろいろと取り組んでいただいていると思えますが、五條市ならではの奨学金制度を考えていただければと思いますので、よろしく願ひ申し上げます。

五條市で生活をしようという人を増やしたいというのであれば、子供たちの教育に対する支援や工夫もそれらの施策と同様に、いやそれ以上の効果があるかもしれません。教育長は以前から教育はまちづくりとおっしゃってられます。教育における貧困問題の課題解決を目指し、

全ての親・子供たちが夢と希望を持って安心して学校に行くことができる環境づくりを目指して取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で二番平岡清司議員の質問を終わります。

次に、六番窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番、防災行政について。

（一）弾道ミサイル発射への対応について。

話が大きくなるのかも分かりませんが、今日日本を取り巻く社会情勢、これは目まぐるしく流動しております。世界的にも北朝鮮の弾道ミサイル発射により、国やそしてまた同盟国等により制裁措置や自粛の働きを行っておりますが、思っているほどの効果が現れず、既に今年に入り約十回の弾道ミサイルを発射したとの報道がされております。

有事の際には、日本も標的になる可能性も否定できないという専門家もおるわけでございます。これだけ毎日ニュース等、そしてまた特別番組で放送されますと、国民そして市民が本当に不安になります。

広報五條の六月号にも、内閣官房からの弾道ミサイル落下時の行動についての情報伝達を掲載されておりました。弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Ｊアラート、全国瞬時警報システムですけれども、これを活用し、そして防災行政無線で緊急情報で知らせることですありますが、五條市においては警報音等の試験放送を行い、市民への対応が必要であると考えますが、今現在の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、弾道ミサイルが発射され、我が国に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝えるＪアラートを活

用して市民の皆様方に防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせいたします。

また、弾道ミサイル落下時の行動につきましては、広報五條や五條市ホームページへの掲載を行い、市民への周知を行っております。

なお、市のホームページから国民ポータルサイトへ移行して、弾道ミサイルが発射された場合の警報音を実際に聞いていただくことができます。

議員お述べの防災行政無線を使用した試験放送等につきましては、現在行っておりませんが、弾道ミサイルということだけに、試験放送や訓練実施につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今答弁いただきましたけれども、先日テレビ等でこの警報音、これを流しておったわけでございます。今の答弁の中で、市のホームページとか、そして国民ポータルサイト、こういうような形の中で実際に聞けるということでございます。やはり昔でしたら、昔の戦争のときと言ったらおかしいですが、空襲警報、サイレンがこういうふうになったという音というのが頭の中にこびり付いている方もおると思うのですけれども、この警報音というのはどんな警報の音が出るんかというのを何らかの形で市民に知らせるべきではないかなと思います。知らせることによって不安をあおるということもありますけれども、仮に万一があった場合に、あれ何の音とか、そういうことのないようにだけは、今後試験放送ができれば何らかの方法の中で、こういう音ですよ、こういう警報音ですよということを伝えていただきたいなと思います。

そして次にですけれども、緊急情報、北朝鮮がミサイルを発射しましたら十数分で日本に落下すると言われておるわけですが、緊急情報が流れたら、市民はどのような行動を取ればよいのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番議員の御質問にお答え申し上げます。

内閣府によりますと、緊急放送が流れましたら屋外にいる場合はできる限り頑丈な建物や地下に避難する。また建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。そのような落ち着いて行動していただき

たいという旨の内容が示されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今内閣府からの行動うんぬんという形の中で、先日広報に掲載されましたことを述べていただいたわけですが、やはり都会としましてまたこういう田舎と言ったらおかしいですけれども、その中では今言うたとおりできるだけ頑丈な建物やそしてまた地下というような言葉があるわけですが、果たして五條の建物の中で丈夫な建物というのは、どこが丈夫な建物であるのかとか、そしてまた地下と言っても五條市には地下と言われるようなものがほとんどないわけでございます。

そうした中において、やはり五條市でも最低限の避難すると言ったらおかしいですけれども、行動を五條市独自でやはり考えておかななくてはならないと思うわけですが、五條市独自の考え方、避難というような行動を取る方法について考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

本市といたしましては、先ほどから申し上げましたとおり、行動につきましては、落ち着いて直ちに行動していただけるよう広報やホームページを通じて市民の皆様方に周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）そしてまた高齢者の方々に、地元で集会とかあるときに、高齢者の中には戦争体験者がいるわけでございますけれども、そのときによく話が出ますけれども、昔の戦争というのと、そして今騒がれておる弾道ミサイルというのは全然対応というとおかしいけれども、それが違うなあ、参考にもならないなあという話が出る場合がございます。

そしてまた、先ほど申しましたけれども、都会のように地下に避難することもない、どうしたらいいんやろうというような形の中で、五條市には山間部が多いという形の中で、トンネルというのが各地区に、各地区には全てないわけでございますけれども、トンネルというのは多く存在すると思います。その中において、もしそういう十数秒、Jアラートが警報音を出します。そうした場合には、もちろん元気な方に限りますけれども、そういうトンネル内も可能性としてあるのと違うのかなと思います。そしてまた交通遮断等、もちろんそのトンネルとい

うのは利用しておりますので、関係機関の連携というのが必要となってくるわけでございますけれども、多分今後国においてもどんどんどん緊張感が高まってくるにつれて、いろんな形の中で行動マニュアル、こういうものを示されると考えます。そういう中においていち早くそういうようなことを市民に伝達をお願いしたいと思えますが、考えをお聞かせください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

政府からの行動マニュアル等につきまして、新たに示された場合につきましては、いち早く市民の皆様方にホームページや広報等を通じまして伝達してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 弾道ミサイル、これは本当に日本に落下しないことを願っております。けど本当にこれだけ報道機関が報道されますと国民、市民が気に掛かるようになります。

今後市も万一の場合を考えまして、やはり市民に対する伝達、そして警報音の、こういう音ですよというような形の中の、そういうことの対策、これをお願いしたいと思えます。

そして、次の質問に移ります。

（二） 防災行政無線についてでございます。

六月一日から防災行政無線の試験放送、時報ですけれども、これを毎日午後五時から一分間開始しておりますが、何か市民からのそれに対する問い合わせや、そして意見等はあったのかお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

防災行政無線につきましては、平成二十九年三月末に整備事業を完了いたしましたして、平成二十九年五月一日から運用を開始いたしました。

また自治連合会、自治会等での説明後、各自治会において回覧をいただくとともに、広報五條や五條市ホームページによりまして、市民の皆様方に周知し、六月一日から「夕焼け小焼け」のメロディーを時報として毎日午後五時から一分間放送しております。

この時報は、緊急時に市民の皆様方に緊急放送を着実に放送するため、設備が正常に作動してスピーカーから音が鳴っていることを確認していただくための日々の点検もかねまして、実際にスピーカーから放送しております。

市民の皆様からは、スピーカーからの距離が近く音が大きいので日々の時報は迷惑であるとの御意見やその逆に聞こえにくい等の御意見を頂戴しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今答弁いただいたとおり、賛否両論、いろいろ聞こえないところ、そしてまた近くであれば耳障りだということのような形のことの意見等があったということですが、それはそれぞれの地区によりまして全く変わってくるかと思うのですけれども、今のところ、私のところには全く……、時報の件ですけれども、夕焼け小焼けのメロディー、これいつから鳴っているということ、全く気づかなかつたと、こういうような形の地区もございました。そして、そんな地区には聞こえるようにスピーカーの方向修正、こういうのを考えて欲しいなというような形のこともございました。

そしてまた、聞こえるところにつきましては、夕方五時から一分間流してくれたらとてもいい、良かったよとかいうような形のこと、これも寄せられておりますけれども、できれば正午ですけれども、正午にも何かそういうような安らぐようなメロディーを流して欲しいというような意見も寄せられております。

今のところ試験放送中ということで申し上げてございますので、今後そういう形の中で調査をしていただきまして、そしてまた要望がございましたら正午の時報についても検討していただきたいと考えますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

音が聞こえにくい場所等につきましては、現地を調査し、必要な場所につきましては改善方法について検討していきたいと考えております。また正午の時報につきましても、その必要性を含めまして検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）そういうことで、また検討していただきたい。そしてメロディーですけれども、スピーカーの真下の家とかはやかましいと思うのですけれども、そのやかましいをやかましく聞こえないようなメロディーの選択と言ったらおかしいですけれども、ちよつとにこつとするような、そういうような選択というのも大事であろうかなと思います。

そしてまた、市民への、これが聞こえておるのか聞こえないのかとか、いろんな形の中の調査の仕方ですけれども、先ほどの答弁の中で連合自治会うんぬんでお聞きするというのも一つの方法であろうかと思いますが、やはり五條市というのは面積も広く、そしてまた市街地、特に山間部地域、これが本当に多くございます。そうなつてきますと、連合自治会長だけの話では全くその地域によって違ってくるわけでございます。

そんなことから、単位自治会ですけれども、やはり単位自治会に協力を求めて、そして今試験運用をやっていますけれどもどうですかという単位自治会に聞けば、それぞれ山間部、そして市街地、いろんなところの中の情報という形のことが集められると思います。

そんな形の中において、せっかく多額の整備費用、これを掛けて整備したものでありますので、やはりこれを有効活用、そして市民が安心して、そして整備されたおかげで何かにつけて便利になったなと思っただけのような、今後の活用も含めまして検討をお願いいたします。

次に、防災行政無線の戸別受信機についてお伺いいたします。

まず最初に、戸別受信機の整備状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

戸別受信機につきましては、指定避難所、福祉避難所、及び各地区自治連合会長様宅等に合計九十七箇所配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の報告の中で避難指定場所とか、そして福祉避難所、そして各地区の自治連合会長宅とかそういう形の中で九十七箇所に配備しておるといふようなことですが、僕といたしましては、一番大事なことは、災害弱者である独居老人や高齢者そして障害者、そういう方々に戸別受信機というのは最も必要であろうかなということを考えます。なぜかと言いますと、先日、民生委員の方々からお聞きしたの

ですけれども、民生委員というのは災害弱者のところに多く接する機会がある委員でございます。そういう方々には是非とも設置の必要性、災害弱者と言われる方々に広げていただきたい。そしてまた屋外に出る機会が少ない、そして屋外の拡声子局だけでは万一の場合では不十分であるということを考えます。今後の対応も含め災害弱者である方々に対する戸別受信機の整備について考えをお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

災害弱者の方への戸別受信機の有効性は認識しておりますが、すぐに対応するのは難しいと考えております。

現時点におきましては、携帯電話の緊急速報メール等の活用や防災行政無線の音声聞き取れない場合には、放送内容をテレホンサービスで確認していただくとともに、テレビやラジオによる情報収集をお願いしたいと考えております。

また、実際の避難等に関しましては、避難行動要支援者名簿を活用いたしまして、地域の方々、福祉施設、消防団や消防署を踏まえているような形で連携しながら、お互い助け合いをしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今答弁をいただきましたけれども、災害弱者というのは、本当に情報収集、そして今言うておるとおり、今こういう状況になつておるんやなというような形の中で、把握できることが心の支えになるのかなと思います。行動を起こさなくても、自分ができなくてもやはり情報収集ができて、そして安心して災害弱者の中でも自分で行動できる者が行動を起こそうとしますでしょうし、そしてまた行動を起こせない者については、先ほども話ございましたけれども、間もなく避難所に連れて行ってくれる誰かが来るんやという感じで、助けを待つということができると思います。それがやはり心の支えと言いますか、そういう戸別受信機を配備することによって、それで行動してくれというのではなしに、心の支えとして安心やなというような気持ちになつていくのだろうと思います。

そういう形において、災害弱者、そしてまたこんな方には本当に戸別受信機を設置すればいいん違うかというような形の中で、民生委員さんから要望等があった場合は、やつと本体ができました、それが完成じゃないんですね。これからやはり大事なものは、それを有効に使っていく、そしてまたそれを拠点として戸別受信機なりというような、次の手厚い防災行政なのか、そういうものが大事ということを感じますので、そういう形の中のことを今後、予算等もちろん絡むことですが、ここまですれば次のことという形の中でお願いいたします。

して、次の質問に移りたいと思います。

大きな二番、五條市の活性化についてでございます。

(二) 五條インター周辺利用計画についてです。

まず最初に、この五條インター周辺利用計画というのは、僕が議員にならさせていただいてからかなり数多く一般質問をさせていたきてきたわけでございます。その中において、今現在、京奈和自動車道大和・御所道路、そしてまた御所区間の工事をやっていたおるのですけれども、その進捗状況とそして開通時期の見通しについて現在分かっていると、お尋ねいたしたいと思います。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 六番議員の御質問にお答えします。

京奈和自動車道大和・御所道路の進捗状況でございますが、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所にお問い合わせをいたしましたところ、五條北インターから御所南インター間は平成二十九年の夏頃の開通予定で工事を進めており、具体の開通日に関しては今後改めて公表することでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「六番」の声あり)

○議長(吉田 正) 六番議員 佳秀議員。

○六番(窪 佳秀) 従来から一日でも早くという形の中で、できれば五月の連休中にうんぬんとか、そしてまた八月頃というような形のことがあったり、いろんな形の中で市民というのは本当にいつできるのかというようなことで、心待ちと言ったらおかしいですけども、これをしているかと思えます。

夏と言ったらもう間もなくでございます。その中において本当にその開通時期と言ったらおかしいですけども、そういうような形の中でこの夏にというような見通しが立てば、心待ちにしておる市民の方々に情報提供をしながら、一緒にその開通を喜んでいきたいと思えますので、その辺の方の周知、ひとつよろしくお願いいたします。

そして次に、本年度に予算化されている京奈和自動車道五條インター周辺の地域振興拠点施設の整備事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

進捗状況につきましては、五條インター周辺の地域振興施設、地域の案内情報や各種リクレーションを提供する施設を整備するための基本計画を策定しているところであります。

また五條インター周辺の環境分析から、施設の展開イメージを導き出し、八月中をめどに策定できるよう取り組んでおります。

基本計画の素案につきましては、この七月より地元住民や外部有識者及び農業関係者等を構成員とする検討委員会において、さらに検討を加えていただき、今後の整備に向けて示すことのできる事業計画を定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁では、今基本計画、そしてまたこれからの展開と言ったらおかしいけれども、展開計画、そしてまた農業うんぬん中心とした検討委員会、そういうことを設置していくというのが今の現状かと思えます。

その中において、本年度の予算の事業内容には用地測量の業務委託二百万、そして基本設計業務委託料一千五百万となっておりますが、それに基づいた今後の見通しについて計画をお願いいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答えします。

本年度に予定しております事業につきましては、用地測量業務委託は六月中に発注する準備を進めており、既存の航空写真データを用いて効率的に測量成果を得ます。

この測量成果は施設の概算工費を算出するための資料として基本計画に反映し、策定に至ります。

次に基本設計業務委託は、策定された基本計画を基に九月をめどに官民連携の効果を狙うPFI手法の導入を検討する調査を実施いたします。PFI手法の導入による支出の抑制のほか、民間のノウハウが最大限に活用された施設の設計及び質の高いサービス創出の実現に向けて調査を行い、その成果をもつて次年度の民間事業者の募集選定に続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今、用地測量業務委託六月ごろ、そしてまた基本設計業務委託うんぬんをしていくということですが、その基本設計業務委託うんぬんのところにはそれまでに先ほど言いました農業関係者と言ったらおかしいけれども、いろんな形の中の検討委員会ですけれども、これとの時期ですけれども、その検討委員会でのいろんな意見が出たことを基本設計業務委託の中に反映されるのか、全然別であるのか、その辺ちよつとお伺いいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答えします。

先ほど説明の中にありましたように、策定計画の……申し訳ございません。……外部有識者、農業関係者の方を構成員とする検討委員会の方で議論を進めてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）その外部有識者うんぬんの検討委員会の設置する時期と、その簡単に言うたら、言うたことが基本設計業務の中に反映されるのか、同時進行して基本設計業務の中に入れていっていただくのかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）そこらも踏まえて、同時進行で事業計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）それら有識者を主とした検討委員会を設置して、その方々の意見を、参考と言ったらおかしいですけども検討しながら基本設計業務委託の中に反映していくという解釈でよろしいですか。

そういうことの中において、やはり行政だけではなしにそういう有識者うんぬんの中の検討委員会の意見というのは本当に大切な意見であると思いますので、その辺の方々の意見を聴取していただくようによろしくお願いいたします。

そしてまた、京奈和自動車道、夏ごろということでしたけれども、それが開通いたしましたら本当に五條からも出やすいですけれども、五條に行きやすくなったと、そういうような、そしてまた五條が近くなったよと、逆に他市の人が五條に行くの近くなったよ、感じるということ

とは、これはもう開通と同時に間違いはないかと思えます。

この五條市の活性化、これには本当に大きなチャンスがあります。それは五條に行きやすくなった、五條が近くに感じるようになったという感じてもらえば本当に五條にとって活性化に大きなチャンスであります。

そして他市の道の駅、こういうような形の中の真似をしてもすぐ飽きられる、それぞれがいろんなところで工夫をしておるわけですが、やはりすぐ飽きられてしまう、そして同じようなパターンになってしまおうという中で、飽きられる可能性があります。そういうことにおいて、僕は思うのですけれども、五條にしかできない、そしてまた五條だからできる、そしてまた五條北インター周辺だからできる、そういうものを見付け出していく必要があるかと思えます。

私の提案といたしましては、やはり年間三億近い売り上げがあります牧野直売所、これを軸といたしまして、やはりガソリンスタンド、そしてインター周辺には柿畑、こういうのがあります。そういうところを利用した果樹園、そういう形の中のフルーツパーク、そういうものを作るとか、そしてまた周辺にグラウンドゴルフ場というのが今現在ございますけれども、これを整備して、ここは敷地がたくさんございますので、そこらのところを整備して、そしてグラウンドゴルフ場にも誰でもが利用できる、こういうような施設、そしてまたその付近には大きな池がございます。その周辺にあるため池の水面の活用、インターからちよつと向こうの方に行つたところにそういうような水面の活用というのをやっているところがあるわけですが、そういうようなため池の水面の活用であるとか、そしてまた周辺には遊休地、これが沢山ございます。そういう遊休地を利用した貸し農園の整備、そしてまた貸し農園でできたものを牧野直売所で販売できるというような形、そしてまた付近には山林がございます。山林を利用した遊歩道を含めたアスレチック施設、そういうものも建設可能かと思えます。そしてまた十津川、これは南吉野の玄関口であろうかと思えますので、何度も申し上げてきましたですけども、十津川村、そして野迫川村の観光案内所、そしてまた十津川温泉の足湯、ただ道の駅で買い物するだけ、そして休憩するだけの施設ではなくて、五條市に来て遊んで帰る、あそこに行つたら遊びができる道の駅やでという感じで、五條市に行こうとなるような周辺整備、これを行えば他の五條市の観光施設の観光客も増加傾向になってくる、同じ周辺整備を行うならば周辺の自然環境を利用したリゾート施設、これを併設したものを計画してはと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答えします。

現在、道の駅は全国で一千以上を数え、型通りの道の駅では訴求力に欠けるものと思われれます。

お述べのとおり五條市という環境をしっかりと活用することが五條市の道の駅の個性化につながるものと思われれます。

策定中の基本計画にも、ただいまの御提案を十分に考慮しながら、立地環境や自然資源の活用、加えて地域の農業従事者が活躍できる環境作りを軸にして案をまとめてまいります。

来訪される多くの方が道の駅で楽しんでいただくだけではなく、この道をきっかけとして市内各地へ周遊し、長く五條を楽しんでいただけるように工夫をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）本日に今の答弁、有り難く思っております。多分その答弁をお聞きしたら、本当に市民というのはこれからワクワクドキドキしてくるのと違うのかなと思いますし、五條市で初めて、初めてと言ったらおかしいですけども、集客できる人を集客できるそういうような形の中の施設を是非ともお願いしたいと思えます。

そしてまたこのチャンスを本当に生かして、五條インター周辺を五條市の新名所となるように考えてみてはと思いますが、最後に市長の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）六番 佳秀議員の質問にお答えを申し上げます。

担当部長の方からる説明がありました。議員がおっしゃっているとおり、全国に相当な道の駅が、五條にも大塔にございます。そんな形の中で、在り来たりのものをして全く意味がないという認識もござります。

最近では葛城でできあがりました。また田原本も今計画を進めてやっていると。独自性をみんな持ってやっていくという形で、今現在、しかしながらなかなかすぐ集客には厳しい状況に至っているというのも現状であろうかなというように、独自性を持つというのも大変大事であります。るる 佳秀議員からもいろんなことをおっしゃっていただきました、私たちとしても、この道の駅という一つの位置付けは、五條の一つの、今国で言っているアンカールート、一つの軸となる、これは一つは国道一六八号・国道一六九号、この軸になるアンカールートに対しての連携を取るといって、先ほども議員がおっしゃったとおり、十津川、野迫川との連携も当然、この周りには大淀・下市・吉野、また国道一

六九号沿いもございます。いろんな形の中で、五條市は南部の玄関口だという認識のもとで、これを作っていくたい、そういうふうを考えている。ただし、御存じのとおり財政状況が厳しい状況でありますので。PFIという官民の連携を取りながらやっていくという、うちの財源を使わず民間の主導型でやっていくという、そういう方法を今模索しながら調査・検討していくことで進めております。

いろんな形の中で、日本全国津々浦々いろんな展開をしていますけれども、五條の独自性を持った中でできるような、そして多くの皆さんが御来場していただける、そして五條市民の皆さんもあそこでいろんな形の中で、作ることによっていろんな商売やまたいろんなことが地域の活性化になるような、そういう仕組みを作ってまいりたい、そういうふうと考えております。

今後、いろんな協議を進めて地域の皆さん、また農業従事者の皆さん、また地域の地元の皆さんの連携を取りながら意見を聴きながら最終的な調整を図ってまいりたい。そういうふうと考えております。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）市長の考えをありがとうございます。

その中において、本当に市は体育館、そしてまた今度新庁舎うんぬんの形の、そういうものも市にとっては大切なことと思えますけれども、やはり市民というのは、本当に今一番望んでいるのは市の活性化、こういうのを一番望んでおると思えます。

そしてまた少子高齢化、これが進む中において、やはり人が集まり、そして市としていろんな事柄について今現在検討していると思えますが、吉野川祭り、これ以外は本当に余り市外の方々には関心が薄いようでございます。そういう形の中において、市民が本当に喜んでくれることも本当に大切でありますし、そしてまた市外からの集客、これが一番大きな一つの課題であると思えます。

そしてまた、集客したその人たちが五條の良さ、そして奈良県南部の良さ、これを知ってもらう一番の整備事業であると思えます。そしてまた、先ほども市長の言葉にございましたですけれども、アンカールート、そして南部振興、こういう形の中において、また予算におきましては何とか県との包括協定も結ぶことから、今度また何かの形の中で、県との財政的、そういうような南部振興のための財政的支援を受けて、そしてこのチャンス絶対市の活性化につなげていただきたいと思います、そしてまた市長が本当にリーダーシップを取って全庁的にこの活性化のために取り組んでいただくことを切にお願いいたします、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田 正）以上で、六番 佳秀議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時八分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き開議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

九番、山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので九番、公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず最初の質問は、子供の支援についてでございます。

この質問は三月議会にも一般質問されており、その内容も含めまして再度質問させていただきたいと思っておりますし、また朝からの一般質問をされた方の質問の内容とも若干かぶるところもございますので、それも考えながら進めさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、一、子供の支援について。

（一）新入学児童・生徒学用品費の支給についてでございます。

就学援助における「ランドセル等新入学児童・生徒学用品費」の入学前支給を可能にするための対応についてでございます。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその二分の一を補助する制度です。

この対象者は、要保護児童・生徒と準要保護児童・生徒でございます。この仕組みについて実態を担当部長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、生活保護世帯に属する児童・生徒を要保護児童・生徒として認定し、教育委員会では修学旅行費を就学援助費として補助していません。

また、前年度の保護者世帯の市民税が非課税であること等の基準に照らし、経済的理由によって就学困難な児童・生徒を準要保護児童・生徒として認定し、就学を支えるため、学用品や通学用品、校外学習や修学旅行等の費用を就学援助費として補助しています。

平成二十八年度実績で、要保護児童・生徒六名に対して修学旅行費を、また準要保護児童・生徒百九十三名に対して学用品や通学用品などの費用を補助しております。

これらの財源としましては、要保護児童・生徒に対する修学旅行費用について、二分の一国庫補助金が措置されています。一方で、準要保護児童・生徒に対する学用品費等の費用については全額一般財源によるものであり、普通交付税の算定において所定の費用が基準財政需要額に算入されているところです。この準要保護児童・生徒に対する学用品費等の費用の補助内容の一つに、議員御質問の新入学児童・生徒学用品費があり、これを学用品や通学用品の購入費用の一部に充てることができます。

補助する金額は、今年度、小学生で四万六千円、中学生で四万七千四百円となっております。

現在、新入学児童・生徒学用品費の支給時期については、他の就学援助費と同様に、前年の世帯所得が確定して以降としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今おっしゃっていただきましたように、確定した時期で支給されるというのは九月、十月になるということでよろしいでしょうか。答弁願います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

六月末に申請を締め切りまして、支給させていただくのは十月になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）九月から十月、いわゆる新入学時には間に合わないという形で、それまでは大変生活が困窮されておる方でもランドセル等を購入する費用には充てられなかった。いったん立替えをしなくてはならないのが現状であるということで、その人数に対しましても必要保護児童・生徒が百九十三名いらっしゃるということが明白になったわけでございますけれども、国の方からも必要保護の現状を鑑みた場合に、平成三十年から実施を進めるように指示がまいっておるのではないかと考えます。

先ほど説明していただいたとおり、必要保護児童・生徒に対する国の予算措置はないということでございます。市町村の単費、一般財源からの支給になるかと思うんですけれども、一般財源で交付税措置があるというふう聞いてございますけれども、この取組について百九十名余りの方をしっかりと守っていただきたいと思いますと思うんですけれども、具体的な就学援助における特に必要保護児童・生徒を対象とする新入学児童・生徒学用品の入学前、いわゆる平成三十年三月からの支給に対応するための予算措置、そしてまたシステムの変更、要綱等の変更、改正については今の時期から確実に準備を進めていくことが必要だと考えますが、いかがでございますでしょうか。担当部長に見解を求めます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

今般、国は、入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費を国庫補助対象範囲にする内容の改正を行い、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるようにとの通知を出しております。

現在、就学前に前々年の世帯所得をもとに対象世帯を決定し支給している市町村もあることから、その実施方法について検討し、本市においても、就学前の決定、支給ができるよう、関係部局とも協議してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）就学前二月から三月に掛けての支給を是非ともお願いしたいと思いますし、それに掛けての予算措置もしっかりと行っているのだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて（二）の学習支援についてでございます。

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法が平成二十七年四月一日に施行されました。

その中で、生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携についての通知がされています。その文章の四、学習支援に関する事業の連携ではこのように記載されております。「新制度では貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯も含む生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援や保護者への進学助言を行う学習支援事業を実施することとなっています。」とございます。また、文部科学省におきましても、学校支援地域本部等を活用した学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援の充実を図っているところがございます。

先ほども、一般質問でございましたように、そうした取組は本市においても教育委員会の方でしっかり、また学校別で取り組んでいただいております。ということは聞かせていただきました。そうした事業をやっていたら、そしてまた自立支援法を鑑みた上の五條市の教育委員会と福祉部局がどうやって連携を取って進めて行くのかということを質問させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

そしてこのような取組が本市において成されておるのか、いわゆる福祉部局との連携で貧困の連鎖を断つための教育の援助事業をやっておられるのかどうかをまずお尋ねしたいと思ひます。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

生活困窮世帯の子供の学習支援につきましては、現在のところ実施できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

教育委員会では、教育的な配慮から、全ての子供たちを対象とした放課後学習や個別学習を積極的に進めるよう各校に指導しております。

現在、市内では、地域ボランティアや学生ボランティアを活用した学習補充を行ったり、基礎学力の定着や既習内容の復習を中心とした質問教室や土曜塾を行ったりしている学校もあります。

教育委員会としては、今後も教育の機会均等と確かな学力の定着に向けた学習支援の取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それでは貧困の連鎖を断ち切るための教育支援という観点から取り組んでいただきたいと思いますので、それに向けてのあんしん福祉部としての捉え方というのはございますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

子供の学習支援は貧困の連鎖を断ち切るというためには、生活困窮世帯の子供の学習支援は大変重要なことであると認識はしております。

今後は、県内外の取組状況などを参考に、教育委員会等関係部局と連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）檀原の中和地域の方でも取り組んでおる事例がございますので、しっかり連携を取っていただいて、そういった連鎖を断ち切れるような社会の仕組みにしていかなければならないと思います。

公明新聞、我が党の新聞でございますけれども、本年の一月十四日付けの記事でございます。「勉強するのが楽しくなり、念願の進学もかった」というタイトルでございます。そんな喜びの声を広げていくため、地域での学習支援の場を整備していきたい。経済的な事情で学習塾に通えない、自宅で勉強する習慣が身に付かないといった子供たちのために、地域のボランティアが原則無償で勉強を教える取組が前進する、これは、二〇一五年度から始まった国の「地域未来塾」事業のことで、二〇十七年度予算案には、全国に約二千六百ある未来塾を約三千七百箇所まで増やすことが盛り込まれております。

経済的な理由による教育格差は、次世代に貧困を引き継ぐ大きな要因の一つである。実際、生活保護世帯の高校進学率は一般世帯より低い。こうした「貧困の連鎖」をどう断ち切るのか。我が国が抱える課題の解決に未来塾が果たす役割は大きいと言えよう。

事業は、子供の貧困対策推進法を受けたもので、対象は中学生・高校生・大学生や元教師、NPO団体などが学校の空き教室などを活用して、放課後に勉強を教える。子供たちに学習習慣を身に付けさせるのが狙いで、高校・大学などへの進学率の向上や、高校中退の防止なども期待されております。

国に先立って、こうした学習支援を独自に行う自治体はあるが、未来塾の全国展開は、国を挙げて学習支援に取り組む姿勢を明確にしたも

のでございます。運営は都道府県や市区町村が担うだけに、しっかりと私たちも後押ししながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、奨学金の拡充などと合わせて、子供の未来が、生まれ育った環境に左右されることのない社会、また五條市を目指してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

二番、市民の健康を守る健康増進法についてでございます。

他人が吸うたばこの煙にさらされる受動喫煙により、日本では推計で年間約一万五千人が死亡しております。一方、近年の五輪開催地では「たばこのない五輪」との方針のもと、公共的施設の屋内禁煙義務など罰則付きの受動喫煙防止策を実施しようとしております。現行法では防止策が努力義務に留まる日本でも、二〇二〇年の東京開催に向けて同様の対策が求められております。受動喫煙の被害や防止策の在り方について、質問させていただきますのでどうかよろしくお願いを申し上げます。

(一) 本市における喫煙の実態や医療費について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(竹本勝治) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、本市における喫煙状況ですが、平成二十七年に国民健康保険加入者を対象とした特定健診におきまして、生活習慣に関する質問を行いました。その結果、受診者一千五百十二人中、全体の一七・五パーセントが「喫煙習慣がある」との回答がございました。

内訳としまして、年代別では、四十歳代二八・三パーセント、五十歳代二二・五パーセント、六十歳代一一・五パーセント、七十歳代八パーセントとなっております。

単純に比較することはできませんけれども、奈良県たばこ対策推進委員会が実施した喫煙データによりますと、男女年代別では四十歳代二〇パーセント、五十歳代一八・七パーセント、六十歳代一五・一パーセント、七十歳代一一・一パーセントとなっております。本市の状況と比較した場合、本市では全体及び四十歳代、五十歳代の男性の喫煙率が高く、逆に女性の喫煙率は低い傾向にあります。

また、医療費と喫煙との因果関係は分かりませんが、国保医療費の状況を見た場合ですけれども、平成二十八年度がん全体で約四億五千七百万円から二百万円増の四億五千九百万円。虚血性心疾患で約五千四百万円から一千九百万円増の約七千三百万円となっております。

喫煙によるがんへの健康の影響としまして、喫煙男性は非喫煙者に比べ肺がんによる死亡率が約四・五倍高くなっているほか、それ以外の多くのがんについても、喫煙による危険性が増大することを厚生労働省から報告されておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）たばこを吸われておる方は体を張って五條市に貢献しておるんやと言われる人がたくさんおられて、税収も約一億六千万から七千万あると言われておりますけれども、その費用以上に医療費がかさむということを念頭に置いていただきたいと思っております。

そして市の施設の喫煙場所について、どのような実態になっておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本庁舎を始め、市の出先機関におきましては、平成二十年九月一日から建物内を全面禁煙としているところでございます。

それぞれの施設では、建物外の決められた場所に喫煙場所を設けている現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一応、庁舎内も含めまして全ての建物、市の管理する建物においては屋内は禁煙であるということが今もう既に明らかになっておることでございますけれども、尋ねてみました。

それでは、（二）の受動喫煙による周囲への影響についてでございます。

受動喫煙は深刻な場合には死に至る「他者への危害」にはかならないし、決して「迷惑だ」などという感情的な問題ではございません。健康被害では、肺がんや脳卒中との因果関係が確実でございます。副鼻腔がん、小児の脳腫瘍や白血病などの因果関係が示唆されております。妊婦が煙を吸うと、血流を通じて胎児も有害物質の影響を受け、異常が生じる恐れがございます。たばこの煙に「ここまでは安全」というレベルはございません。少しでも吸えば、必ず何らかのリスク、いわゆる危険性が上がるわけでございまして、受動喫煙による周囲への影響について担当部長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

日本呼吸器学会では、受動喫煙による害として、短時間の受動喫煙であっても頭痛、脈拍が早くなる頻脈、皮膚温低下や血圧の上昇がおき、血が固まりやすくなり、動脈が固く細くなって心筋梗塞を起こしやすくなると言われております。

受動喫煙者の数パーセントが最終的に受動喫煙で死亡するとも言われ、禁煙でない場所は環境基準の数千倍を上回るとされております。

また、国立がん研修センターのがん対策情報センターでは、日本人の非喫煙者を対象とした受動喫煙と肺がんとの関連についての研究におきまして、受動喫煙のある人は、ない人に比べ肺がんになるリスクが約一・三倍であると報告されておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）受動喫煙はあくまでも二次被害であって、最もリスクが高い喫煙者への対策が一番の本丸でございます。

まずは職場も含めて喫煙者、非喫煙者を問わず他者がいる公の場では吸わないというのが社会的な今ルールになっておるのではないかと思います。

そしてたばこの害を十分理解して禁煙してもらうことが一番だと考えるわけでございます。

また四月十三日、宇陀市の方で特別議会改革の委員会でお邪魔させていただいたときに、敷地内は全部禁煙、宇陀市は全部禁煙になってございました。

土曜日のNHKの朝からの番組で、禁煙に対する番組を行っておりまして、喫煙される学者さん、また喫煙しない学者さん等いろいろ議論しておりましたけれども、子供をお持ちのお母さんの喫煙者に対しての御意見は、「街を歩いておって、たばこを持っておるその手が怖いんですよ。」と、「子供に当たりそうな気がする。」という内容のお話をされておりました。それが一番強く印象に残ったわけでございますけれども、もともと日本の国は「今日も元氣だたばこがうまい」ということで、税金を上げるために国民を犠牲にしてまで税金を上げた取組だと考えるわけでございますけれども、しっかりと禁煙、たばこを吸ったら害になるということをアピールしていかななくてはならないと思うので

す。

次に、(三)の質問に移りますけれども、本市における健康増進法と今後の取組について、担当部長に所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

健康増進法第二十五条、「施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

本市におきまして、平成十九年度より幼稚園・保育所敷地内禁煙の実践及び中学校に対する喫煙防止教育を実施してまいりました。また広報やホームページへの掲載、建物外に灰皿の設置、ポスターの貼付を行いました。

また、平成二十年度より、先ほど申し上げました市有建物内禁煙、公用車内の禁煙、小・中学校の全施設内禁煙を実施しております。

また、妊婦及び乳幼児のいる保護者及び未成年者への対策といたしましては、妊娠届出時及び赤ちゃん訪問時にパンフレットの配布を行い、喫煙者への受動喫煙防止指導を行っております。

今後、さらに受動喫煙に関する正しい知識の普及・啓発のため、ホームページや広報五條への掲載、ポスター掲示など、啓発に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）しっかり啓発啓蒙活動をしていただきたいと思えます。

市長にお尋ねしたいと思うんですけれども、いわゆる子供たちを徹底的に守るといふ、また未成年や妊婦さんが出入りする健康福祉センター、カラムの場合は敷地内を禁煙にするなど、次世代を守る観点からは是非禁煙に向けての検討を進めていただきたい、こう思うわけでございますけれども、このことを含めまして本市における健康増進法と今後の取組について、市長に見解を求めたいと思えます。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の健康を守る健康増進法について、そして子供のことについてということですが、今カラムのお話がありました。子供のことを考える上においては当然全てを禁煙にするべきということを認識しております。

いろんな形の中で、一方では税収入が多いということで先ほども山口議員がおっしゃったとおり、五條市で一億六千五百万近く税収入が入っているということで大変これも有り難い話であります。

先ほどのデータによりますと、肺がんになる確率も当然多いということ、これも大変悲しい現状でありますけれども、総合的な判断をしていく中においてやっぱり子供たちの安全性を守る、また健康上の安全管理面も徹底してやらなくてはならない、そういう面ではちゃんとした区別を明確にするべきだというふうに認識しております。

その中においては、喫煙する場所、また禁煙する場所、きちんとした形の中で決めていく、そして特に子供たちに害を及ぼすようなところに関しては全面禁止にするように、今後担当課と話し合いながら早急な形の中で進めてまいりたい。

そして今後、いろんな形の中で皆さんに御理解のいただけるような対策もまた講じていかななくてはならない、それにはまた新庁舎も建設をしますし、いろんな施設においてもその中でどのような対策をするかということも踏まえて検討していく、そういう考え方を踏まえて今後検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今国会の期間内ではこのたばこの防止、受動喫煙に対しての法律は法制化されませんでしたけれども、早くても年内にはされるのではないかと考えるわけでございますけれども、しっかりとその辺の動向も見ていただいて、五條市がやはり健康に対してはしっかりと取り組んでおるなというところを見せていただきたいと思いますし、そして小・中学校におきましては敷地内全面禁煙になってございますので、その辺も含んだ取組をしっかりと五條市全域で行っていただきたいと思います。

このことにつきまして、国立がん研究センターたばこ政策支援部長という、慶応義塾大学の医学博士望月友美子さんの言葉でございますけれども、「喫煙による死亡年間約十三万人と受動喫煙による死亡を合わせた年間十四万五千人の命を救うことができる。またたばこ税の税収は年約二兆円だが、喫煙による医療費などの経済的損失は五兆円から六兆円と試算されている。喫煙者が減ればこの損失も減らせるだろう。」という話が出ておりますので、是非とも健康被害のPR、禁煙に対する啓発運動を行っていただき、そして少しでも喫煙による影響を及ぼさない五條市の施設に今後努めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次の質問でございます。

三、市民サービスの向上となるホームページについてでございます。

「本市のインターネットを利用して新たな取組が開始されました。」ということで、新着情報っていうのが最初四行ほどの欄が、上段に出

ます。それをスクロールすれば八項目くらいが出るのですけれども、六月一日からすこやか市民部の取組で、メンタルチェックのシステム「心の体温計」というのをアップしていただきました。それは市民のための取組で大変感謝しておるわけでございますけれども、インターネットで六月二日ぐらいですか、アップされたのは、一日だったのかな、アップしたにもかかわらず、六日には新着情報から消えてしまっているんですよ。市民に周知されないまま、私も気が付くのが遅くて、いろんなアプリを使ったらいろんな新着情報が出てくるんですけども、私気が付かなくて大変申し訳なかったんですけども。まだまだ市民の方にそういったことが周知できないままに終わってしまう可能性が今の五條市のホームページにおいてあるということでございます。

そしてまた、市民の方から申請書がどこにあるのか分かりづらい、また申請書があるにもかかわらずダウンロードがなかなかうまくいかない。申請書類を出そうと思えば市役所にいったん来て書き方も教えてもらって、そしてそれを持ち帰ってまた市役所に来て、これでよろしいですかということと提出される、それが順当にいつて二日ですわね。二回来たらできるわけですけども、利便性を考えますとホームページでは書き方とかを全て、こう書くんですよという説明書きがあつて、そしてダウンロードしてホームページに記載されておれば、一回の手間で済むと考えるんですけども、そういった市民サービスの向上となるホームページに向けて今回取り組んでいただきたく質問するわけでございますけれども、まず(一)のホームページの現状について、担当部長にお尋ねいたします。

年間どれぐらいの閲覧数があつて、月はこれぐらいで毎日これぐらいの閲覧数だと、ホームページを更新はいつ頃されてどうなっておるか、更新時期とそしてその金額について教えていただけますか。

○議長(吉田 正) 和田総務部長。

○総務部長(和田剛明) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、本市のホームページへのアクセス数でございます。平成二十八年度の総アクセス数は、二十六万二千九百八十五件となっております。そして、これを月平均に直しますと、約二万二千件となっております。

それから、現在のシステムでございますけれども、平成二十四年三月に、音声読み上げなどの、いわゆる障害をお持ちの利用者様にも御使用いただける機能を有したものを導入いたしております。

リース及び保守契約の状況でございますが、五年の長期継続契約を締結いたしましたして、五箇年経ちまして、本年の二月末をもって当該契約期間というのは満了してございます。現在は保守契約のみ、一年の延長を実施しておるといような状況でございます。

次に、当該契約に係る経費でございます。リース期間中におきましては、サーバー及びソフトウェアを含めたシステム利用料及び保守料といたしまして、月額二十万五千六百八十円を支出してございました。現在は、保守契約のみということでございますので、月額四万八千六百円を支出しておるといった状況でございます。

また、ただいま申し上げましたように、当該システムは六年前のものでございます。現在、日進月歩でございまして、携帯端末の普及、それから情報化社会が進展する中、議員先ほどお述べのようなシステム全体の更新、これは市民サービスの向上に非常に重要なものというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）六年前のものを今現在使っているということですね。早い市では二年サイクルで新たなホームページに更新しているようでございます。その辺も含めてしっかりと取り組んでいただきたいし、そして各課からもアップできると思うのですけれども、議会事務局も議員の一般質問等アップしてございますけれども、各課からのホームページにアップする仕組み、取組についてどのようになってるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在のシステムでございますけれども、利用者の皆様に適時的確に情報がお伝えできるように、随時担当課の方で更新等が行われるというふうになってございます。

掲載内容につきましては、「古い情報が掲載されている」であるとか、「情報の検索が困難」、それから「必要となる申請書などが掲載されていない」というような利用者様の御意見もお伺いをしておるところでございます。もちろん先ほど議員がおっしゃられたような事例もあるかと思えます。このような御意見を頂戴いたしまして、担当課に対しましては情報を見つけやすく分かりやすい利用者様にとって使いやすい正確な情報が提供できる行政サービスというのが簡単に享受できるように周知を行いまして、利便性の向上に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）総務部長のところまでこういった広報事項の取組をやっておるといふことですか。担当部局は部長のところまで間違いない話ですか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、今総務部長が申しましたところ、私どもの企画政策課の方でも、公開の承認、各課がどのような内容を掲載したいと、そのようなところがありましたら、まず決裁後ホームページ上で手続きをしていただきまして、企画政策課の方でそれを承認して最終的にホームページの方でアップできるといふような形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）さっき私、申しましたけれども、新着情報のところの欄の管理ですわ。いわゆる新着情報にもかかわらず、新着情報が多かつたら早いもの順に消されていってしまうということ、市民に対してのいい情報なものにもかかわらず消されてしまうということなんです。今現在、新着情報を見ますと六月五日付けの部分が多く載っております。その辺の管理は公室長のところですか。ではこの欄を消してしまおうよと、：入れたら自動的に消えていってしまうんですか、これは。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今のシステムでございましたら、新着情報が随時入って来ましたら、まず新着でありまして先に入れたものから消えていくというふうな形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）すいませんね、しつこく言いました。いわゆるその辺を改善してほしいんですわ。新着情報にもかかわらず消えてしまわないシステム作り。

そしてまた先ほど地域公共交通でバスの時刻表とかこのバナーに載せてあるでという話をしてくれました。最初載せたときは上の方にあったんですわ。今一番下の方に、五條市の借金残高の上になってございますけれども、最初このバナーを作っていたときには上の方にあったんやけれども、五條市広報とかふるさと納税とかマイナンバー制度とかいろいろきたらだんだん、だんだん下の方になって、市民に対する一番必要とされておることが下に置き去りになっている。この下を見ようと思えば、つながっていかない。

例えばここに五條市上野公園総合体育館シダアリーナというバナーがございます。そこをクリックすれば、体育館はこんなですよというよりも、市民の方はなぜそこをクリックするのかというと、体育館に興味があつてする人もいらつしやるでしょうが、使いたい人がクリックすると思うんですよ。使いたい人は何を見たいか、料金も見たいです。申請書はどうなつておるのか、分からない。ずっと写真とか、体育館模様を掲載してあるんですけども、一番文末、一番底のところにシダアリーナの申請書はこちらをクリックしてくださいという一番下段になつておるんですね。その申請書を開いたら料金表が載つてございます。この日が空いてますよとか、○×がございます。またこの下に下記申請書をダウンロードしてくださいと、また出てくるんです。何回も何回もクリックしていかなくてはならない。そして申請書を開きました、印刷しました、ところが書き方はどこに書いてあるねんと、どこにも書いていない。これを見てどない書くんやろなというのが疑問に浮かびます。書き上げて持つていくことは不可能だと思えますわ。申し込み団体の印鑑をさげて体育館に行かなくてはならないというような事態になろうかと思うのですけれども、そういうった手続きが一遍で終われるような、一回で分かりやすくできるような取組をしていただきたいと思えますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

利便性を向上した取組について、お考え等ございましたら、取り組んでいきますという答弁になろうかと思うんですけども、ありましたら御答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、先ほどありました六年前から使つておるシステムということでございますけれども、更新には相当な費用も掛かると思えます。まずは現在のシステムにおきまして対応できるものを順次やつていくということで、今議員お述べのような申請書のダウンロードの位置、あるいは書き方であったり、そういうようなところで工夫できる部分、現在のシステム中で工夫できる部分は精一杯やつていきたいというふうに思っております。

先ほどもお話しましたスマートフォンを始めネット通販も含めまして、そういう情報化社会というのはかなり進展をしております。市民生活の中においてインターネットはもうなくてはならないツールになっているのかなというふうに考えております。

ホームページもいわゆる市役所の窓口の一つでございまして、そういったところもこの庁舎の窓口と同じようにサービスが提供できるような工夫が必要かなと思っております。これを踏まえまして、誰でもいつでも分かりやすく、あるいは使いやすくなる必要があるとございますので、全庁的に統一できるようなガイドラインを制定いたしました。情報発信に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）役所に来て二度手間を踏まないような申請書のダウンロードをお願いしたいと思います。

特に、ここに五條市携帯サイトというのがあるんですね、QRコードを明示していただいております。小さい携帯ですわ、小さい携帯で同じ画面が出るだけの、特別携帯サイトって作ってないわけですよ。ほかの市でしたら、別に携帯サイトというところに飛びますわ。飛ぶんやけども五條市はそのままのホームページが携帯でちっちゃい画面が出てくるだけの話ですよ。別に携帯サイトでも何でもないですよ。そのQRコードなんかすぐ作れる話ですよやけれども、ここまでやっていただくなれば携帯サイトできちつとした携帯サイト、アクセスしやすい中身の分かりやすい携帯サイトを載せていただきたいと、併せてお願いしたいと思いますので。

そして特に申請書、まだまだダウンロードできない申請書がたくさんございます。一部の人に言われました。「改葬許可証は、五條市はホームページにアップしてないやな」と、いわゆる他市でお住まいの方が五條市にお骨を置いてやる場合に移転するのに改葬許可証というのが市長に申請しなくてはならない。それをいったん取りに来てまたやり取りせなならんという、大変不便な書類でございまして、その辺のことも担当部局しっかりアップしていただきますように、早急にアップしていただきますようお願い申し上げますので、先ほど理事が申しただきましたように市役所の窓口の一環として捉えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは四、地域公共交通について質問をさせていただきます。

このことは朝からの一般質問をされた方と大変重複いたします。重複する分に関しまして、あと答弁等いただきたい部分は質問させていただきますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

平成二十三年度よりコミュニティバスの運行が開始されております。多くの市民の方はこのバスが走り出して良かったと感謝していらっ

しやる方もたくさんいらっしゃいますし、私も感謝をさせていただきます。この地域公共交通が少しでも市民の利便性の良いものにと、各地域の公共交通について数多く視察してまいりました。昨年は京丹後市・近江八幡市、本年は熊本県菊池市・福岡県小郡市、小郡市はちよつと聞いた名前ですけれども、小郡市に行かせていただきました。

まずちよつと時間をいただいて、その菊池市の紹介をさせていただきますと思うのですが、いわゆる五條市と大変よく似た地域でございまして、中山間地を抱えたところでございます。熊本の地震でも人的被害はございませんでしたけれども、建物等の被害はあったようにビデオも見せていただきました。その中で、地域の路線、地域公共交通の定時定路線のところと中山間地域を抱えたところは別個の形態のものとしてすごく取り組んでおりました。予算的にも地域公共交通の路線バスに関する部分は六千万ほどの費用、そしてまたタクシーに関しては、一千万ほどでしたかな、その辺の料金で、市の方が補助金を出しておりました。しかしながら五條市は、先ほど朝からも一般質問の中に一億一千万余りの五條市の財源を入れていただいておりますが、思うような地域公共交通が完成していないわけでございますので、どうかこの五條市に合った地域公共交通を組み立てていかなくてはならないと思います。

この地域公共交通担当の係長、そしてまた課長、そして公室長、全ての職員の方が変わられました。今までの良いことはずっと引き続いていただいて、またより一層の新たな観点から取り組んでいただきたいと思うのですが、南奈良総合医療センターの通院ラインと接続する路線についてでございますけれども、朝から答弁があったように、時間変更をやっていくというお話だったと思うのですが、いわゆる八便の中で時間延長をやっていくのか、それとも新たに増便するのか、その辺御答弁いただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

現時点で事務方いたしましたしは、八便の中で時間変更していけばというふうな協議をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願ひしたいと思います。この八便の中でいわゆる経費がかさまないような取組が大変重要になってこようかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、例えば通院ラインが三時以降に南奈良を出ますと、四時前後の到着便になろうか、また四時を過ぎるかなと思うのですけれども、

それに接続して五條市のほかに接続する便がなくなってしまいう可能性がございます。その辺のお考えは、どのようなお考えをお持ちなのか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

議員、おっしゃいますように奈良交通の路線バス、それ等がなくなる可能性がございます。ただやはりこれにつきましては私どもの事務方、またそれから公共交通の方で協議をしていただいていたとしても大きな課題ではあるかと思っております。しかしながら最終的に病院から帰っていただく手段がなくなるということに關しまして、高齢化社会を迎える中ではいかがなものかというふうにも思っておりますので、その辺は十分に公共交通会議の中でも協議をしていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そうですね、家族の方が南奈良総合医療センターまで迎えに行かなくても、五條バスセンターに迎えに来たら済むと、時間的にちょうどそれやったら迎えに行けるわという方もいらっしゃるかと思うんですけども、どうかよろしくお願い申し上げます。

そしてまた通院でございます。病院へ行かれる方というのは、健康な方はお見舞いに行かれる方だけであって、病院へ行かれる方は何か体に不具合が生じておるから病院に行かれるわけでございます。そうした中で、朝からもございました金額の問題、乗り継ぎ券というのを発行してもらったら大変助かると思うのですけれども、デマンドでも定時定路線、予約制の定時定路線になるかと思うのです。奈良交通が撤退した路線でバス停が減った箇所がございます。市民の方から相談を受けました。三月末に心臓の病気で奈良医大の方へドクターヘリで運ばれた。その方は実は三月末に白内障の目の手術をしようと思っていた、ところが心臓の病気で奈良医大に入院してしまった。その後回復して退院されて、まだ白内障の方はそのまま、大変歩くのが不便や、目の前にデマンドの定時定路線のバスが走っている。バス停まで行くのが大変、手を上げて停まることはできませんのかなというお話がございましたけれども、部長その辺、手を上げて停まることはできないでしょうかね、こういう方のために。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

今山口議員がおっしゃいますように、公共交通の利用者の高齢者の方が通院することから、停留所へ行くのが大変だという意見は、私ども

も聞いたことがございます。

利用者が、今おっしゃいますような自由乗降ということで、利用者が降車または乗車の合図をすれば停留所以外の場所でも乗降できる制度・方式を導入することができないかという声も聞かせていただいたことがございます。しかしながら現時点では交通安全上問題がないかの確認を十分にする必要があるのではないかと考えております。

これにつきましては、警察の方とやはり協議をさせていただいて、次には地域公共交通の会議に掛けていただく。その中で、仮にそのような形をとることになれば、また一歩進むとは思いますが、現時点ではこの協議のところまでは至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）奈良交通の路線バスでも自由乗降区間というのがあったかと思うのです。やはりその辺も狭いところ、車の対向できない場所では停車することができない、また乗降することはできないと思うのですけれども、そういった昔バス停があったとか対向する場所、広場があるとか、乗りやすい場所を手を上げて待つていただくのであればという条件付きのもので、そういった取組をしていただけたら有り難いなと思うのです。ですので、通院、病院に行く方は大変体に不自由を生じた方で、私たちのように歩くのが健康やと思っただけの方は少しも歩いていただいたら結構ですけれども、どうか利用される方の立場になつて施策を進めていただきたいと思いますので、その辺も地域公共交通会議、よろしくお願いしたいと思います。

朝からの公室長の答弁で、地域公共交通で諮るといふふうにおっしゃっていただきました。私も地域公共交通会議の傍聴は何度もさせてくださいいております。その中で特に感じたことは、地域公共交通で諮ることは、五條市がこれで取り組みますよということを、これでよろしいですかという承認の場と私は捉えております。こつちから発しないと、奈良交通であるとか警察であるとか五條土木、またタクシー会社等は提案はされてございません。ですので、その辺しつかり、地域公共交通会議の議長は副市長でございますので、しつかりその辺も議題に乗せていただけて取り組んでいただきたいと思いますが、副市長いかがでございますでしょうか。

○議長（吉田 正）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）九番山口議員の御質問にお答えをいたします。

五條市の地域公共交通会議の議長としての答弁になるかと思えますけれども、基本的にはここは地域公共交通の法定協議会ということで

設置をされております。ここで決まって陸運局等に申請をさせていただいて運行形態が決まってくると、また料金も決まってくるというところの会議になるわけでございます。各種事業者であったり、また警察などの官庁の関連機関から意見を拝聴しているということになりますけれども、今議員がお述べいただいたように、何回かこの法定協議会の方に来ていただきまして聞いていただきました。自分らとしては五條市としてどのような方向でやるかということをご提案させていただいて、それぞれ今同意を得てこのような形になっておるわけですが、いかに地域公共交通を構築していくかというところは、今年会議を開きながらしっかりと方向性を見定めていきたい。朝からも平岡議員、また今山口議員のいろんなお述べいただいたことを頭の中に入れて、より利便性が高まるようにかつ今現状の中の財政的なものも頭に入れないながら、少しでも市民の方向を向くように鋭意アイデアというか、知恵を出しながら前向いて頑張らせていただきたい、そういう決意でおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一遍に変えることは今の現状、ごろんと変えることは難しいかと思うのですけれども、改善すべき点は早急に改善していただいて、地域公共交通会議で諮っていただくという手順になってございますので、しっかりとその辺の要望もおくみ取りいただきたく、取り組んでほしいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に（二）の課題と今後の取組についてでございます。

地域公共交通に対しての市民の意識を向上させる、いわゆる私たちの足は私たちの足で守ろうや、作っていかうやという取組が大事ではなからうかなと思います。

先ほど申しました視察に行かせていただきました福岡県の小郡市というところでございます。今変な事件が起こりましたけれども、警察官が：という小郡市でございまして、人口が五万九千三百十四人、世帯数は二万三千八百六十四世帯でございました。ここも路線バス、地域公共交通のバスが走ってございましたけれども、希みが丘という新しく開発された団地、地域でございまして。そこでのぞみが丘小学校区協働のまちづくり協議会というのがございまして、そこが自主組織になってバスを運行させておる。もともと開発したのが西鉄だったので、西鉄が開発して近くの駅まで、いわゆる市外なってしまうんです。バスを運行させますよということでも売り出しが始まって買物にも駅にも市外に西鉄のバスが行けたんですけれども、そのバス会社が販売を終えてしまうと撤退してしまつた。その自治会は自分らの足をどないかせ

なあかんということで、ベレッサ号というのを走らせたのですけれども、このベレッサというのは店の名前なんです。このベレッサに行くのに足が欲しい、買い物に行くのに足が欲しい、しかしそれは市外やと、市外などで地域のデマンドとか地元の地域公共交通は使えない、そしてらどうしたらいいんだということで、国交省とか大変相談に行って最終的には無料のバスを走らせるようになった。第一号として商売してはるベレッサという店からバス一台を無償で自治会がいただいて運行が始まった。しかし自治会で運行するわけにはいかないので、市から寄贈という形を取って、そのバスをまちづくり協議会というのが運行を始めたということでございます。当然のことながら市は年間の走らす経費六十五万ほどでしたかな補助金を出してございます。またその自治会も補助金約二十万円を出しています。運転される方はボランティアと言っていましたけれども、午前九時から午後三時くらいまで五時間拘束されるので大体弁当として二千円払っておるんやというお話もしていただきました。直接その協議会の会長さんとお話をさせていただいて、今はこのバスがしっかり市民の皆さんの足になっておるんやけれども、今後高齢化が進む中でこれが維持できていけるか心配やということも言っていましたけれども、自分たちの足は自分たちで守ろうよと、またその自治会の加入率はどうなんですか、って、そんな聞くのって自治会に入っているのは当たり前やないかという雰囲気や九パーセント、ほとんどの方が小郡市は自治会に入っておられるということですね。そうした中でまちづくり協議会というのが運行しておる。やはり自分たちの地域は自分たちで守っていこうよ、作っていこうよという取組がなされておる市でございました。

特に私を感じましたのは、五條市は行政が地域公共交通、デマンド、これしましたよ、乗ってくださいよと言って大変良い提案もしていただいてバスもコミュニティーバス走っていたいております。しかしながら時間をこうしてほしいんやとかいろんな要望が出てくるけれども、自分らして何をやっていこうやという発想がないからと思わんです。いわゆる自分たちの交通は自分たちで守っていこうよという意識付けが必要ではなかるうかと思っております。その辺、市担当部局としてはどうお考えになりますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

五條市においてはやはり地域ごとに事情が様々異なっております。それぞれの事情に合った公共交通体系の構築がまず基本的には現時点では必要でなかるうかと思っております。

今後は地域ごとに問題を提起しながら、市と市民が共に考え地域ぐるみで自らの地域の移動手段を確保していく意識の醸成を一体となって図っていくことが大切ではなかるうかと思っております。

地域と共に考え取り組んでいくには、ただ高齢化を迎える中で大きな問題はあるとはいうふうには、市としても考えてはございますけれども、そのようなことは言ってもらえませんが、やはり意識の醸成を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）お金を掛ければ良いものができると思っております。やっぱり市民の意識が変わって自分たちで何かして、自分たちもできることは何かやっという動きがないと、この地域公共交通は発達しないと思うのですよ。どこの地域に視察に行ってもそうです。京丹後の方に行かせていただいても、やはり大変高齢化しておる中で自分たちはどうやっていくかという地域ぐるみで考えてました。社会福祉協議会の協力を得て健康づくりのために運送していくんやとかいう、そういう取組もタクシーのアプリを使ってやっておりましたし、その辺もしっかり取り組んでいただきたい。

特に朝からの一般質問で、いわゆる新庁舎完成に伴っての五條市の地域公共交通を再度見直すチャンスであるというふうには公室長言っておられたように思うんですけども、奈良交通を中心とした考えなのか、五條市で独自に取り組んでいくお考えなのか、その辺お聞かせ願いますかな。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

過去に公共交通を発足させていく中で、やはり奈良交通の方々の経験、それらを踏まえた中で構築をしていったということは否めないと思えます。ただやはり先ほど申しましたように、地域密着型の公共交通を作っていくことになれば、どちらが主体というのではなく、いところ、経験のある奈良交通さんの意見も取り入れずに素人が自分の思うようにしたときには大きな問題が起こるときもあるかなと思ったりもいたしますので、そこらはバランスを考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私、市長に、やっぱりこれはトップダウンだと思うんです、この事業はね。ですので、やっぱり市長が中心となってこの地域公共交通、奈良交通は当然のことながら会社でございますので赤字を補填してまで走らせてはくれないと思うのです。その分を五條市が補

填しなくてはならないという現状のもとで今五條市はたくさんのお金を使っていたら奈良交通も運行していただいておるかというのが現状だと思ふのです。これが平成三十二年の庁舎が完成したときにいい交通体系で、五條市庁舎をハブとした地域公共交通網が広がっていくような体制づくりをお願いしたいと思うのですけれども、最後に市長、その辺答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

午前中の平岡議員の一般質問とも重なる部分があるかと思えますけれども、まさに公共交通に対しましては、大変私たちも市民の利便性、足というのか、これは大変重要という意識を持っています。

その中で先ほどから山口議員がおっしゃったように奈良交通が一つのメインで走っていると、民間業者というのは当然営利を目的としている。行政は営利を目的としていない、これが大きな違いであろうかなと、それを融合しながらいかに奈良交通さんとの連携を取るのが一番大事であろうと。過去に山口議員が一般質問した中で私がこういうふうに言ったことがあると思うのです。一回ぶっ壊したらいいと、ぶっ壊すという露骨な言い方も分かりませんが、今の交通体系をつぶさなければ、もう一度再構築しなければできないと。と言うのは、今の乗り継ぎとかまた今五條市がやっているコミュニティ、またデマンド、フルデマンド、これが一体化ができないと、だからいつかはそういう形の中で時期を見て再編をしなければならぬ、それには今言ったように、新庁舎ができるのが一つのきっかけになるのか、また新しい病院ができました。ここら今言ったようなリンクしながら、そして作り上げていく、どうしてもこれは奈良交通さんと連携するしかないというふうに認識しています。というのは、一番のメイン道路は全部奈良交通さんが走っているということで、これを抜くということは考えられない。ただしそのメイン道路以外のところの、いかにバス停まで行くところまで時間が掛かる人もたくさんおられるのも事実です。いかにバス停に出るまでの遠い方に関しては、小さいバスを利用しながらいかにそういう狭いところまで足が運べるか、バスが入っていきけるかというところも一つの大きな課題であろうかなと、全てが完璧にできることはございませんけれども、ただある程度の範囲まで広がっていつて最終的には小さな拠点づくりをしながら、そこにリンクをしながら循環をしていく、循環をした中においてまたその周りからのリンクをしていくという一つの流れを作らなければ、今の現状ではできない状態であろうかなと、その辺を踏まえて今後時間を積み重ねて協議をしながら、そしてベストな形を毎年クリアしながら進めてまいりたい。時間を掛けて、一遍にできることはないということも山口議員がおっしゃったとおりでありますので、時間を掛けて全てをクリアできるように体制を構築していきたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願いしたいと思います。

最後に、先ほど菊池市のお話をさせていただきました。ちょっと資料が出てきませんでしたけれども、今出てきまして、市外巡回のバスという「きくちべんりカー」というのが走ってございまして、平成二十八年には一万八千九百十人が乗ってございまして、この費用は六百五十九万五千円でございまして、補助金出しておるのは。

中山間地のタクシー、「きくちあいのりタクシー」というのですけれども、平成二十八年度は一千二百八十三万円補助金を出しております。予約に関しての経費が二百四万円ということで、一千五百万円くらい出して六地域六路線が四社で輪番制で運行しておるといふ事実でございますので、五條市も過疎地有償運送ができるような地域でございまして、その辺もじっくり考えていただいて、市長がおっしゃっていただきました。奈良交通との整合性もあるかと思えます。その辺も含めて五條市で年を取っても住み続けられるような足の確保をお願いしたいと思いますし、またこの小郡市におきましても、自治会に入っておるのがほとんど一〇〇パーセントに近い方が自治会に入っているんなまちづくりに協力しておるといふことでございます。

どうか今後もそういったまちづくりができる、また市民の意識が少しでも協働のまちというふうな考えになるような行政を行っていただき、ますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため二時五十五分まで休憩いたします。

午後二時四十一分休憩に入る

午後二時五十五分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

次に十一番益田吉博議員の質問を許します。十一番益田吉博議員。

〔十一番 益田吉博質問席へ〕

○十一番（益田吉博）議長の発言の許可をいただきましたので、十一番益田吉博の一般質問をさせていただきます。

レジメに従って行いたいと思います。

大きな一番の今後の五條市政全般についてということで、一番から九番まで書いております。この一番から九番までは、今まで私が本会議、また委員会で質問をさせていただいたのがほとんどでございます。その進捗状況になり、また検証という意味で質問をさせていただきたいと思えます。

また一番から九番に書いていない部分もひよつとしたら出るかも分かりませんが、大きな一番の今後の五條市政全般についてということで、お許しを願いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは一番の、上水道の水利権についてということで、お伺いしたいと思えます。これもいつかの委員会で質問させていただいたと思うわけなんですけれども、今五條市においては安定水利権といいますが、慣行水利権、また暫定水利権ということで、上水をおろすわけなんですけれども、川上のダムのように五條市が負担をしていないということで、津風呂のダムの水を足らない分五條市さん使ったらいかなうような話で進んでおったかとも思えます。

また、五條・吉野・下市ですか、大淀も入っておるのか分かりませんが、その辺で組合組織をこしらえて水道事業をやるといふこと、県との覚書では十八億円が五億円負けて十三億円というようなことをお聞きしておりますけれども、その点答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市が必要取水量として毎秒〇・一六四立米のうち、毎秒〇・〇六五立米は安定水利権であるが、不足分は現在国土交通省より暫定水利権として取得しております。

平成二十九年年度末で暫定水利権の期限を迎えることから、安定水利権を取得する必要があり、現在奈良県と協議を行いながら、国営農業用水再編対策事業の完了で発生する余剰水利の有償譲渡による安定水利権の取得を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今までの安定水利権はもう変わらないわけですか。暫定水利権の分を、暫定水利権はもう二十九年年度までという契約というか、県とできておるわけですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

県との覚書によって、三十年四月までとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたらその暫定水利権は、三十年の、来年の四月で暫定水利権で上げておる水は上げられないということになるわけなんですか。それだったら困るんで、国営と言ったら津風呂の水のことを言っていますのやろ、それを県が買えということですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

要は、水路の修理によりまして余った水が出てきます。その水利権を農林水産省から買うということになっております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）結局大和平野に送っている隧道というのか、大和平野に送っている水が、水路というたかつて、あの水路は大きいけれども、もう大分日が経つので恐らくひび割れをしたり、水が漏れているんやると、それを修繕することによって五條市が飲み水として利用しておる暫定水利権の分はできてくるというか、水漏れさえ防いだら、その分は五條市に送れるようになるという解釈ですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

水利権といたしましては、どこかの水利権を確保しなくてはならないということで、今まででしたら十八億という中で、大滝ダムの方の水利権を確保しに行っていたわけなんですけれども、それより安い国営農業再編事業という中で、そっちの水利権を確保することになります。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） いや、その水利権というのは、県が津風呂のダムをつくるときに県がその水利権を、持っているやつを五條市さん買いなさい、五條市さんに売ろうという意味ですか。そんな大和平野に行っている水路の補修を五條市、しに行かんことないやろ。向こうは向こうで組合員がおるんやろし、そして大和平野に送っている水も今何ぼ送つとるのか分からない、大体毎秒一〇トンということと違ったのかなあ、あれ。そしたら御所からずつと田原本まで、田原本は桜井の倉橋のため池から引つ張つとるんやけれども、今国道二四号沿い、今家ばかり建つて、あれできた時は国道二四号は農地がほとんどやった。五條市も、私が中学校、東中に来たときにまだ桜井寺の寺のところが門屋立ち退きできなくて一車線になっていた時代ですやん。もう五十年から前の話やけども。そんな時は大和平野も恐らく米をようけ作つておつて水が要つたんやと思います。そやけど、今になったらもう大和平野なんか半分と違うの、田んぼ。津風呂の水なんか余っているはずやねん。水路の補修をせんなんて、あれ、大和平野に送っている水路は毎年国の補助金をもらつて水路よしと思えますわ。けどその水を、漏れ水を防げと、その分で五條市さんの水道の水、それで足りるやろということやと思うんやけどね、私は何でそんなところにお金を出さんのかなと。

大淀病院のところ毎秒一〇トン取ってますんやろ。それだけ五條市が減水しているわけですやん。そのときの補償はどうなつとったんか、私は分らんけども、そしたら暫定水利権でずつといくわけにはいきませんのか。

○議長（吉田 正） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

河川法がございまして、河川法によりまして水利を確保する必要があるということとございまして。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）新河川法が昭和三十九年にできたやん。そのときにね、私前にも言うたけど、水の欲しい人は手を上げて言うて来いということやったやん、二年間の猶予を与えるさかいに。まあ田んぼに水上げるのも一緒やけどね、国が新河川法を作ったときに、できたさかいに明日からやでと言うたんと違うんや、二年間の猶予を与えるさかいに、二年の間に水の欲しい人は言うて来いと、その河川法ができたときにね。そのとき五條市さんは手は上げてなかったのかな、今までの分だけということ。

農家の人でも田んぼに水上げらんなんさかいにって、吉野川からポンプで上げますねんて言うたら、みんなそれ認めてくれて、大勢の人が水利権の登録をしようと思うわ。毎秒、どんな大きさのポンプで上げるとかね、井堰をこしらえて水を取るとか、みんな登録してありますわ。そのときは、五條市さんは登録せえへんだんかな。その河川法ができたときに。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

その当時はしておりません。

またその当時は水利権が、安定水利権として足りておりましたので、していなかったと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）その当時、申し込みしてなかったということやな。昭和三十八年か三十九年に。

暫定水利権って、いつからの契約ですか。来年の四月で切れるというの。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

来年四月からでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）何年から暫定水利権が付いているの。松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

平成三十年四月から安定水利権を買いにいきます。

以上、答弁とさせていただきます。(議場に声あり) (「十一番」の声あり)

○議長(吉田 正) 十一番益田吉博議員。

○十一番(益田吉博) 安定水利権とか慣行水利権というのはずっと昔から来とるやつえ。ずっといけるわけえ。そうやけど、その三十九年に新河川法ができたときに、五條市が申し込んでないと言ってるわけやろ、今、局長。だからその当時は足りた水は。恐らく田園とかいろんな人口が増えてきたときに、水が安定水利権では足りないから暫定水利権を県からもうた。暫定やから一時しのぎと解釈せなしやないわな、それは。だからそれはいつから…、来年の三十年四月で切れると言ってますんやろ、それで何とかせないかんと。十三億出せよと今言われてますのやろ。それはいつからその暫定水利権…、分からねんの。分からねんたら、分かれへんで。

○議長(吉田 正) 松本水道局長。

○水道局長(松本武士) 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今ちよつと資料がございませんので、分かりません。

以上、答弁とさせていただきます。(「十一番」の声あり)

○議長(吉田 正) 十一番益田吉博議員。

○十一番(益田吉博) いつからか分からへんのやったらかめへんけれども、とりあえず来年の三十年四月で切れると。来年の四月つてもう一年あれしませんやん。それでこれ下市とか一緒にやろうという話が出ておるわけですやろ。その進捗状況、来年の四月までいけますんけ。そして、下市・吉野町とかと一緒にしたら、十三億は県に払わなくてもええわけですか。

○議長(吉田 正) 松本水道局長。

○水道局長(松本武士) 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今その水利権を取得するに關しては、一市三町、広域化も含めまして検討中でございます。

以上でございます。(「十一番」の声あり)

○議長(吉田 正) 十一番益田吉博議員。

○十一番(益田吉博) 一市三町、大淀も入っているわけですな。検討中って、来年の四月で切れるって局長言うてますのやろ。これを四月まで

に解決付きますんけ。付かなかったらえらいことですよんか。水上げられへんたら。一市三町、前に市長も言ったかなと思ふんやけれども、一市三町でしたら、ひよっとしたら県に払うお金が安くなるかも分からん、かもやけど。その辺はどんな状況ですんけ。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

一市三町で、当時は安くなるかそんな話も出ておったのですけれども、今のところ補助金に関しましても、県を通じて国等に協議をしております。今の段階では検討中でございます。十三億以下になるかどうかというのも、今ここでは申し上げることはできません。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたら覚書にね、覚書にはもう十三億払うということは、きちつと市長の名前で覚書してありますの。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

覚書につきましては、金額的なことは、ちょっと私は今のところ分からないのですけれども、四月まで暫定水利権を使用させてもらうという内容の覚書でございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）水道局長、その覚書を見たことないんかえ。

四月まで、そんなに使わせてもらいますって、契約が四月一日までになつとんのやろ、今の暫定水利権は。そんなに使わせてもらいますって書いたもんでも、四月一日までは両手上げて使えるんちゃうの。四月一日までは暫定水利権使えるけれども、それ以降は五條市としてはこうさせてもらいますとかいうのは、県とは覚書になると思うけれども。

四月一日まで使えるんやろ、暫定水利権は。だったらそんな四月一日まで使わせてもらいますということみたいな書かんでもええん違うの。こつちが何らかようせんたら四月一日で水上げられへんっていうことになるんやろ。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

覚書については、平成二十五年一月二十四日に結んでおりまして、要は、その県の国営農業の水利権を暫定として使わせてもらうというこ
とで覚書が結ばれております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちよつとよく理解でけんねん。

暫定水利権もらうのにも……、さっきでない言うたのかな、……平成三十年の四月に切れると、それ以前に暫定水利権はもらえる契約をし
ているわけやろ。何でまた……、そしたら、その暫定水利権を今までもらっているやつは津風呂の水と違うわけ。水が違うわけ。今言うてる
のは国営の津風呂のダムの話やろ。津風呂の水と川上から流れている水とは、それは違うけれども……、そら大淀まで来たら一緒になっている
けどさ。その四月一日まで暫定水利権で使えるという水はこの水え。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

国営農業用水再編対策事業の水でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）局長、頭こんがらがつているん違う。来年の四月一日まで使えるのは、国営農業の水やつて言うとなんやろ。それは津風呂
湖の水やろ。それを四月一日まで結んで言うんやな。契約して生きとるわけやろ。そしたら今、あんたがまたそれやつたら覚書は津
風呂の、結局国営農地の水ということは、津風呂の水を使わせてもらうという覚書をしたと言うとなんやろ。そんなんせんかって津風呂の水は
来年の四月一日まで暫定水利権として権利あるんやな。何で権利のあるやつ、また覚書でしとるわけかえ。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

国営農業再編事業が来年完了いたしますので、完了するとともに、安定水利権の水利が必要となつてきております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）いや、国営農水の津風呂の水が来年で完了するってけ。完了ということはもう再編事業とか水どない使うとかいうことは、なくなるわけ、津風呂の水は。

農水として、それは何に使ってもいいということに変わるわけ。完了するって、再編事業が完了するって、どういう意味かちよつと分からへんのやけど。

私前から言うてるやろ、パイロットの水が余るさかいにもらったらどうでという話をさせてもうてますやん。柿のパイロットの水やったら十年に一回ね、事業の見直しをして水が余ってくるさかいにもつと水使えよと国は言うて来ているわけですやんかえ。せやけどそないパイロットも今までほど水は要らんし、余計目に反別も書いて出してあるさかいに、約半分ほど余ってきとんや、あれな。だから私、前も言ったように、津風呂の水が大和平野の田んぼに送る水やって。柿のパイロットのダムは柿山に送る水やって。同じ農の水やって、だから津風呂の水に変えるんやったらね、私はこっちの五條市内で余っているダムの水を買って、それを上水に使ったらどうですかと、しかしあそこは十年ごとに再編というか事業の見直しをしとるさかいに、それから三年経ったわ。あと七年や。

私と思うのは、別段どこの水を上げようとかめへんのやけどもね、同じ五條市さんがお金を出すんやったら、それは、国が持つていくんかどうか知らんで、国中の大和平野に送っている水が水路をよせて言っているんやろ、今局長言うとは。それで五條市さんが上げる水ぐらい余ってきますやろと。それやったら柿のダムかってね、パイプ悪くなったり、水漏れしたり、いろいろして配管もやり直さんなん。コンピューターもやり直さんなん、同じやったら五條市にもと入れたったらいいんちゃうの。何で大和平野に行つとるそんな水路に金掛けにいかんなんの。

こっちはまだすぐちゆうわけにはいきませんで。三年前に十年の見直しをやっているさかいに、いかんけれども、私は同じ五條市さんがお金を出すんやったら、別段大和平野に行つとる御所から向こうの水路にお金を投資しに行かんでも、柿山に送っている水のパイプ、コンピューターに金を掛けたったら、日本一の柿産地やって五條市は言うてるのやから、その人らが楽になるの違うのかなと、同じ金を出さんやったらやで。県がただで水をやるわつて言うとなんやったら、それでええけれども、言うてるだけのことです。

以上で終わります。

次に新庁舎の関連道路整備について、二番です。

これは、新庁舎は五條高校跡地ということで、場所の位置の変更は議会も認めておるわけなんですけれども、そのときに附帯決議ということで、旧五條高校の跡地は道が狭いとか、アクセス道路が悪い、ないということで議会から附帯決議として道を付けけれど、アクセス道路ということで附帯決議を付けての今の五條高校の跡地へ庁舎を移すということで進んでおると思います。それで、市長の市政報告の中にも旧岡中線ですか、旧岡中線ですな、上向いて上っているのは。旧岡中線と右向いて入って行って五条駅の方に行く岡口三号線、そして福神の病院行く道、そして上野公園に行く道、この三路線が市道としては重要路線ということを取り組んでいくことを市政報告に書かれております。この三本は、三本というか三箇所ですね、これについては三箇所とも一番やなど、甲乙付け難いやろなど、このように思うわけなんですけれども、これの進捗状況をお聞かせ願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

アクセス道路の計画でございますが、平成二十八年十二月議会、本年三月議会において答弁のとおり、市道旧岡中線の道路改良、市道岡口三号線道路改良を今後も重点的に進めてまいります。

進捗状況につきましては、市道旧岡中線においては、今年度は十一月をめどに一部工事を着手するとともに、北側の用地測量を実施してまいります。

続きまして、市道岡口三号線の進捗ですが、本年四月末に道路法線が決定し、現在地元交渉に着手しているところです。

本年度は道路詳細設計に着手するとともに、御了解をいただいたところから用地測量を進めてまいります。

今後とも優先順位の中で、この二路線の整備を重点的に進め、事業の早期完了に向かって取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）部長、この二路線を、旧岡中線と三号線を重点的にやってくわけ。病院行く道と体育館に行く道は。もうせえへんの。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）その二路線につきましても、市長の市政報告の中にありましたように、肅々と計画を持って進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）その三路線というか三箇所やな、三箇所の道路やで。病院と体育館と庁舎と、私さっき言ったようにね、どれが一番とか二番とか付けられへん、皆一番やでこれは。

部長、今の建設課の人員で何人おられるのか知りませんが、市長の市政報告に三箇所が出とるわけやけれども、これ前向いて進みます、今の建設課の人員で。いや私、建設課の人が仕事でけへんとか、しないとかなうとん違いますで。何ぼ一生懸命にしたかつて、今の建設課の人員でこの三つを進めるというのは仕事の的に大変と違うんかなと、私は横から見とるだけやけれども。部長がいや心配せんといてくれ、そんなうちの建設課の人員でバリバリ仕事していけるんやと、部長が答弁されるんやったら別やけども。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

限られた人員の中で大変苦慮しながら進めているところではありますが、できるだけ頑張つてやっていきたいというお答えになろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）部長、頑張つてもらうのは大いに結構ですんやけどもね。人間てさあ、頑張るのも限度があると思うんえ。少ない中で、また余り仕事したら仕事したで怒られる時代やし。今合併して市道、東京往復からあるのや。八〇〇キロは市道あると思うわ。これの維持修繕、改良だけでも大変ですんやんかえ。八〇〇キロメートルやもん。東京往復やで。そんな中でね、三つを重要課題、重点路線でね、いや私ほんまにできるんかなと思うだけで。頑張るしかないでは済めへんって、せえなあかんのや、これ。

病院へ行く道は、あれ市長、そうやったな、市長と行ったのかな、国中さんに出会いに。あれは南和の道として野迫川の村長から十津川全部、黒滝も皆そうやけれども、南和の人が病院に行く道やということ各首長の判子もらって県に出しに行ったはずや。ただ五條市の土地の中を通んのやけれどもね、病院に行く南和の道ということで位置付けしたはずや。もちろん体育館に行く相谷線かって防災の拠点やというて行く道が水に浸かったらどないすんぞえということで、あれもせないかん。もちろん庁舎に行く道も然りや、議会で附帯決議打つてあるんや

から。

一生懸命してもらうの結構ですよ、結構やで、部長、けどせなあかんのやで。結果を出さなこの三路線は。だから今の建設課の職員さんでね、私は無理とちゃうんかよと思っただけで、部長ができますと言うてくれるんやったらそれでええで。一生懸命頑張ったかってできないものはできないと思うで。こんなん私思うのは、一路線にえ、二人ぐらい係はつとらなあかんわ。まだ用地交渉からせんなんのやろ、用地交渉さえできたらね、道みたいなん七割も八割もできたのと一緒や、はっきり言うて。用地交渉が大変やと思うで。再度聞きますけれども、できます。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

必ずできるのかと言われますと、用地のことですので、相手のこともあると思いますが、鋭意努力していくとしか、今はお答えすることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）それはもう役所の決まり文句や。そやけど結果出さなあかんって。ほんまにせなあかんのやもん、三路線は、三箇所やで、これは。

辻田公室長に聞きますけど、私今の建設課の人員では無理やっつて、もっと人を増やして一路線に二人くらいは係に人作ったらな。そこら辺、人事的にどうです。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

人事の方といたしましたは、先ほどから都市整備部長が申していますように、現有勢力で現在取り組んでくれているということでございますので、それにつきまして、これからの進捗状況を見ながら考えるところは出てくるかも分かりませんが、現在言えますところでは、やはり現有勢力で頑張っていたきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）もうこれ以上いうてもしやないさかいに終わるけれども、何とか考えたらな人事も。建設課も大変やと、そら部長も、そんなんできまへんとも言われへんやろうし、鋭意努力するという答弁しかできないと思うけれども、部長何ぼ努力してもね、限りがあるさかいに、やっぱり人事にかけて人を増やしてもらえないように、ほんまはこんなんしようと思ったら用地係ぐらいこしらえらなあかんわ。ほんまにやろうと思ってるのやったら。ということ……。

そしたら用地交渉に行くって言うてるけれども、庁舎周辺のアクセス道路、約何ぼお金掛かります。今日の平岡議員の答弁を聞いておったら、私がこの間、庁舎の特別委員会で質問したときは、理事が四十七億とはっきり言ったと思いますわ、委員会です。四十七億。それで合併特例債が三十二億でしたかな、その差額は県と国が出すという話で、私はもうそれで結構ですということやったけれども、とにかく建設費は四十七億、それで今日は六十六か六十五という話をしていました。二週間経ったら。それには道が入っているのですか。庁舎だけで四十七億も六十五億も、なんかよう分からんけれども。この道に何ぼお金掛かりますの。庁舎だけと違って、インフラも行く道も全部含めた中で庁舎も考えていかなね、ちゃんと二車線の道が東西に走っておってね、そこに建てるだけやったらいいけれども、五條の場合はいろんなことをせんなんやん。この道で何ぼくらい、約で結構やけれども。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

あくまでも概算でのお答えになりますが、旧岡中線で約一億、岡口三号線で約二億八千万円程度考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そんなん約でいいんやけれども、一億と二億八千万、そしたらずつと前からアクセス道路で言ううとつた話、また附帯決議には旧の消防署のところに行く国道三一〇号ですか、あそこに行く道も附帯決議には入つとると思えます。そしてまたJRの線路に沿った踏切の、こつちから行ったら踏切の手前から五条駅の正面の方に行く道、そういうのは今は全くボツですか。将来的には県との協定の中でやっていく可能性があんのか、やっていこうと思つとんのか、そういうのも含めた中で予算はどないなるんですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

今言われている路線につきましても、概算なんですけれども、四つの路線を全部合わせて、十億程度になろうかと試算しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）はい、そしたら道で、まあしたとしたりや、したとしたりでいいわ、これは。すぐにできることがないんやし。ええんけども。それで道路に十億、そして庁舎で、私まだ四十七億やと思とんやけれども、委員会が四十七億という話やったから、何で今日、本会議で六十五億になったのか、六十六億になったのかよく分からんのやけれども。そしたら委員会であ、ちよつとそれるけれども、委員会四十七億で言うという、今日の本会議で二週間経って六十五億か六十六億って、これほんたら委員会はどうなりますん。委員長が了解しておつたらかめしませんで、私。私は委員やけれども。委員長が委員会ですんなもんじやって言うたんやたらええけれども、そこら辺はどんななってますん。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今、御説明いたしました総事業費六十五億の、増えている分の内訳なんですけれども、これにつきましては、その中に敷地西側の擁壁、これは設計を進める中で必要ということで、当初基本計画の中に金額を見込んでおりませんでした。

それと埋蔵文化財については、当初本発掘調査を想定しておりませんでしたけれども、これにつきましては一億二千万、新市計画の中に盛り込んでいなかったという部分でございます。

それと防災関連機器移設費でございます。これは防災アンテナの移設が必要ということで、これについても基本計画の中の予算に盛り込んでいなかったというところで、今回その分についての合計が十一億三千万くらいになります。今回それをプラスさせていただいたところでございます。

それと、用地購入費の分が、これがプラス七億を計上させていただいております。この分につきましては、先ほどの平岡議員の答弁の中でも御説明させていただきましたが、県の方で新しい制度を設けていただきました。有利な合併特例債と過疎債を充当する分の財源ということで七億計上させていただいております。この分につきましては、実質五條市が元利償還分の起債と、あと未措置額の分、これは県の方で負担

していただきますので、実質二千五百万程度というところでございます。

その分の用地費の七億の計上はかなり大きく左右しておることと、先ほど申し上げました当初見込んでおらなかった数字を基本計画の四十億にプラスした数字が六十五億になるというところでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）技監、物を建てるのに用地費も入れてなかったって、そんなん通る。家を建てるのに土地代考えらんと、何ぼ要りますわって言うの。何か建てようと思ったら、土地代何ぼ、上屋何ぼって誰かって考えるやろ。

ほんで西側の擁壁が、そんなん見てなかったん、それも。

もう一回聞きますが、七億の用地費、それは実質五條が出すのは三パーセントって答弁してくれてますやんかえ。しかしそれは一旦五條市が金まわりせなあきませんの。県へね、二千万渡して、登記してもらおうわけにはいきませんかえ。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

午前中の答弁でも申し上げたかと思うのですが、いわゆる地方交付税措置を最大限活用するということが前提となっております。

合併特例債につきましては、市での発行となりますので、一旦市で発行しましたものにつきまして、後年度、元利償還金に対して、県と国からいただくということで、一旦は借入資金を用立てる必要はございません。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）いや、そしたら、その七億の用地代も合併特例債を利用して買うという理解でよろしいか。それでよろしいんやな。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、五條高校跡地には庁舎、それから賑わい広場というのも整備を予定しております。

庁舎部分につきましては合併特例債の充当を予定しております、賑わい広場部分につきましては、過疎債の充当を予定しております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）庁舎本体はもちろん合併特例債でいきますんやろ。その七億の用地も合併特例債を利用することですか。それは別枠で、七億の用地は。建物だけが合併特例債を使うと、賑わい広場は過疎債を使うと、そしたらその七億の用地代は。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

ちよつと言葉不足で申し訳ございません。敷地全体で七億といった数字が出てまいります。そこを今のところ大体六割くらいが庁舎用地、四割を賑わい広場用地として考えておりまして、比率によりまして合併特例債と過疎債を充当するというところでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）庁舎の敷地は合併特例債を充当できると、使えると。前の賑わい広場の部分は過疎債でいくことですね。それで合併特例債も過疎債も七割くらいやけども、どっちも。それで七億が二千万か二百万で、五條が実質出すのは、いけるわけですか。それで県も大分補助してくれるということですか。……分かりました。

それで六十五億になったというのは、七億が正味乗せとるさかいに金額が上がるといことですか。アンテナとか擁壁とかは入ってなかったということ、四十七億ということをこの間の委員会でおっしゃられたと。

あのね、それはもうそれでよろしいけども、庁舎の特別委員会ですういうお話を二週間前にされたわけですやん。今日の本会議でそんな六十億とか六十五億とか、そんな全然とつもない二十億ほど上がるような話ね、されるんやったら、やっぱり前もって委員会を開いてもらおうとか、今日はこの間の委員会と同じ答弁をして、こういうところがまだ抜けておるので、七億やったら七億でよろしいやん、敷地。防災も抜けておるし、もちろん遺跡の場合は一億二千万、それは分かかっておるけれども、防災のアンテナも抜けておるとかで、庁舎の建てる金額はこれくらい上がるかも分かりませんよというような答弁を今日はしておいてもらったら、委員会に対しても良かったん違うのかなと、私はそう思いますけど。

二週間前の委員会、何で開いたかと言うたらね。今日の本会議で恐らく議員さんも庁舎に関してはいろいろ関心持つとるし、もちろん市民

の皆さんも関心を持たれておるといことで、前もって議会が始まるまでに特別委員会を開いて、一遍整理しといたらどうやるという意味合いで本会議を開くまでに委員会を開いてもうたと思えますわ。スムーズに行くようにと思つて委員会を開いて四十七億やつて出しといてね、今日は本会議でそんな十八億も上がったような話したら、委員会は何のために開いたんよということにならませんか。技監も理事もね、平田部長も、あんたらそんな答弁しているけどもね、委員会つて何やつてなりますで、こんな。と僕は思いますけれども、どうですか、答弁してください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、この件は大規模なプロジェクトでございますので、当然議員の皆様と私どもと、いろいろ意思疎通を図りながら進めていく必要があるかと思えます。

こちらの作業上と言いますか、この事業につきましては今現在基本設計等に入っております、いろんな要素を盛り込みながらいろんな数字が出てくると、本来であれば議会の日程に合わせて、そのところは業者さんと詰めるべきなんでしょうけれども、日々変化するといった状況もございます。

今後、こういうこともどんどん想定されますので、議会でお知らせする、あるいは御協議いただくタイミングについては、十分に踏まえた上で数字を整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今理事が申し上げたとおりでございます。出すタイミング等、言われるように委員会を開いたばかりでございますので、今回、基本設計、現在進行形で進んでいるところで、分かっている部分、抜けている部分を、御報告させていただいた次第でございますが、今後はその辺十分タイミングを見計らつて御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十一番益田議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり大変重く受け止めております。今後は議会とも十分協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そういう方向で、せっかく委員会を開いてもうとんのやから、委員会を無視したようなね、いやあんたら無視したとは思っていないのは知らんけども、やっぱり委員会とともに進めるような体制をとって欲しいなと、このように思います。

そしてまた金额的には、理事が今おっしゃっていますけれども、同じ建てるんやさかいこうしたらいいわとか、いろんな意見で上がる場合もあることは重々分かっております。しかし五條市の新市計画では三十二億か、三十四億でしたかな、という枠があります。できれば、贅沢にはキリないし、よそのええところばかり見ておっても、そういかん点もありますし、裕福な市のやつ見ても五條には合わない場合もあるし、とりあえず新市の計画の範囲内ぐらいで収まるように、ひとつ努力していただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、三番の学校適正化について質問させていただきます。

この件に対しましても、私も前から言わせていただいておりますし、もう二回、教育委員会の方々、学校の先生らが来ていただいて、私、阿太地域のことしか分かりませんが、恐らくほかの地域もそんな格好で回られたんやろなあと思いますが、ちょっと最近、学校適正化のことが、なんか言わんようになったかなあとか、音静かになったかなあとか、これは私勝手に思ってますんやけども、それらの進捗状況はどうなっておりますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年十一月に素案を基に説明会を九回開催し多くの方から御意見をいただきました。その中で、スケジュールについて性急すぎるのでは、との御意見をいただき、その意見を踏まえ理解を深めていただくための期間を設けて、学校適正化基本計画の決定を一年間延長するとともに、段階的に進めることといたしました。

さらに平成二十九年一月から四月に掛けて五條市内の小・中学校、幼稚園、保育所、園に通われているお子様や未就園児の保護者を対象と

した意見交換会を市内十一箇所で開催し、本市が目指す教育の姿について説明をさせていただき、様々な御意見を伺ったところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今の部長の答弁でしたら、早急すぎるとの意見が多かったということ、一年延長したということですか。そこをもう一遍。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化基本計画の決定を一年間延長したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）学校適正化基本計画を一年延長したということは、三十年からするって初め言うてましたやろ、二十九年で各地域に説明に行つて、納得してもらおうように説明して、平成三十年から、学校はどこになるのかは別の話として、やるということでしたやろ、それを一年も、三十一年からやるわけです。基本計画を一年延ばしたということは、どない解釈したらよろしいで。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

当初三十年からスタートということで計画をしておいたわけですが、一年間延長したことによりまして、子供たちが馴染む期間というもの、一年程度が必要ではなからうかということ、早くて三十一年度からスタートということにしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）私別段、学校適正化、小・中一貫教育、そんなんええとか悪いとかという、自分に学識もないし別段その件は前からですけども小・中一貫教育がええとも悪いとも私はそんなん言うつもりは何もございませんけれども、ただ思うのは、今の案の中で、前にも申し上げておるように、新しい学校を使わないと。田園の五條西中学校と阪合部小学校と阿太小学校と、この三箇所は五條市で一番新しい学校

ですやん。その新しい学校を使わんと、古い学校の教室があるので、そこで集まって来いよと、数合わせみたいな感じですよん今。それでね、新しい学校の、私、教育長か部長に申し上げたと思うんやけれども、みんなこの自治会も、特に田舎の方は子供が減ってきて、難儀やなとみんな思とる。父兄も思とると思う。しかし、いよいよ学校なくなるとなるときに、やっぱりみんな寂しいなという思いが、村から学校がのなるというのはみんな寂しいなという思いが、どこの自治会というたらいいんか、住民と言ったらいいんか、その学校を卒業してきた者、やっぱり学校がのなるというのは寂しいなという思いが一番強いと思います。それに対して、その新しい校舎をその地区でどう活用するか、利活用、私はこれを打ち出してこなければあかんと言いたと思うんです。みんな学校がのなったら寂しいって言うんやから、それももう五十年から経った学校でね、もう耐用年数が過ぎて壊さなきゃいけないわというような学校ならともかく、今教育委員会がされようとしていることは、新しい学校を利用せんと、五條東中学校とか五條中学校は古いですよん、もう五十年、五條中学校は二、三年まだ古いと思うけれども、そこに長寿命化で要するに修理して、そこに人を寄せようと今しているわけですよんかえ。それで十八億か十九億掛かるって言ってますんやろ。もう皆返してますんけ。大塔の小・中学校かってもう廃校の案出ていますわな。あれかって九億掛けて建てた学校やと思いますよ。三十人の生徒であのとき九億で、一人三千万かって言うたんやもん。それがもう廃校って言ってますんやん。何とか、そやけど……、大塔はしゃないんかも分からんけどね、ほかの新しい学校に関しては、何かの行政として青写真を示さないことには、私特に田園の場合は、私田園と違うさかに別段言わんでもいいんかも分からんけれども、五條市の議員としてね、田園は二十年前に売り出すときにあそこには中学校も建てますとか、皆言うて売り出したわけですよんかえ。仕舞いにホテルまで建てますと言うとったわ。その中学校を廃校にするって、田園に五條から上に登った人はどない思われるのか分からんけど、他所から来た人ね、田園って良くなるんやなと思つて来た人、もう学校ものなるんやとつて、そんなん五條市として許されます。市としてね、そこら辺どう思われます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

説明会や意見交換会を行う中でそのような意見もいただいております。ところでございます。

また七月から八月に掛けましてもさらなる意見交換会の開催を実施する予定であります。その中で御意見をいただきながら、学校適正化基本計画の決定の方につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）あのね、五條西中学校の場合は、そんな意見を聞くとか聞かんとかよりも田園に行ったら中学校建つんやとどう、というところで買ってきているわけや。そんな意見聞く必要ないねん。学校のなるかのならないかみたいなの、田園の人には。だからこれはよう考えたってもらわなね。そしたら五條中学校のならされないやろ五條としては。やっぱり奈良県では五條中学校、畝傍中学校、郡山、奈良こんなんのならされへんやん、県としても。五條中学校のならされへんわ、五條西中学校のならされへんわって、僕思っていますで。そこらよう考えて、委員さんやっただんかなと、案出すのね。五條西中学校のならしたら五條の威信にかかりますで。学校を建てるといつて人寄せておいてね。今になったらもう廃校やとって、そんなことと僕は思うんですけど。僕は田園違うさかいこれ以上は言わんけれども。新しい学校ですとところの青写真をきちっと作って、やっぱり地元で説明したってもらわんことには、なかなか納得しがたいん違うんかな。私の総論やけども、いやあんとところは子供が減ったさかいにこれからの時代は二十人学級やで、子供のためには二十人学級が一番いいんやとかね。そんなこと言うたかって学校のなんのは変わりないやん。だから新しい学校をどう活用するかということ地域の人にね、あんとこの地域はこの学校をこういうことに利用したいという、きちっとした話をしたってほしいと思います。それで納得してもらえんやったらね。今のままやったら、なかなか私、悪いけれどもこれ教育長、進まないと思うわ。

前のいろんな保護者の皆さんの意見みたかってね。五條小学校を川向こうに持って来いって言った人もおったやん。そうですやろ。そんなことできることないと思うけれども、それは理解してもらわな。やっぱり地域から、これやったら川向こうで学校のなるのや、辯天さんはあるけれども、西吉野小学校は残しとるって、これは別としてもね。そら皆いろいろ言われると思いますわ。そういうこともよく考えた中で地元の皆さんに御了解していただきたいと思えます。

そうか、もうやろうと思うんやったら、私言うように、どっか新しいところに小・中一貫教育をする学校を一つ建てることですか。もしたらみんな一緒ですやんか、地域でのなるの。条件は一緒になるわけ。そうですやろ、一つにしたらみんな学校のなんのや、方々にある学校が、条件一緒になりますやん。私、部長にも前に言うたと思うけど、そんな学校は四十億ほど出したら建つと思えますで。学校なんかそない金要らんと思うわ。箱物と言ったかって。教室造るだけやん。そしたら国から半分補助金もらって二十億ですやん。要らん学校売ったらよろしいやん。それで金こしらえたらよろしいやんか。そういう方法もあると僕は思いますで。方法として。いやこの財政難に箱物ばかり

建ててもしんどいさかいね。やっぱり余ってきたところは売ってお金にして、その新しいものに充当していくという方法も一つの方法やと思ったりもしますが、そして新しいところはほかに使うのも、それはそれでええんですけども。

そんなことも考えた中で進めてもらいたいと思います。

……議長、四時半まで。そしたら、早く進めます。

次は、五條高等学校賀名生分校についての進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條高等学校賀名生分校魅力化推進事業の進捗については、平成三十年四月の新カリキュラムによるスタートに向けた農業科の授業内容の見直しのため、五條高等学校並びに奈良県教育委員会との協議によりカリキュラムの策定を進めてまいりました。

全国募集に向けた入学者選抜方法への取組としては、定時制課程における特色選抜の導入により全国の受験生への情報発信を進めています。また寄宿舎の整備準備も整い、今年秋の完成を予定しています。

入学予定者の実習受入体制の整備といたしましては、JAや地元農業法人による協力体制に向けた協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そしたら、どうしてもあそこでやりますんやな、今の場所。もうそういう方針やったら方針でしやないと思うけどもね。私前に言っただけでも、農業の実習場所としては場所的にかがかなと、だから全て学校適正化と絡んでくるんえ。もしも西吉野中学校が五條東中学校に来るんやったら、西吉野中学校が余ってくるわけですよ、西吉野小学校は、通うの遠いさかい置いとくんやとか言うところけども。あそこに来てやったらね、全国から募集してするのを私は悪いと言っていない、場所がね、農業の実習場所としては、ダム研修場所やったらええで。（笑声）ダムの研修場所とかダムの管理者を養成するんやったらあそこでいいと思うわ。そやけど農業ということになったらさ、ちよつと場所がなあと思うんで、西吉野中学校が空いてくるんやったら、前にも言いましたやろ、あそこへ来て、柿ドームも近くなるし、下には広い場所もあるし、あれらを利用して進んだ農業できるかも分からん。あそこ日当たりもええし、そんなことを私、言うとしたわけですよ。全然そんなんもう考える余地なしですんけ。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

当面のスタートは、現校舎という考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）当面は現校舎ということで、将来的には場所もやっぱり考えて、大勢来てくれるのやったら、来えへんだったらよろしいやん。（笑声）もう来えへんだったらええけれども、来てくれるのやったら場所もっと検討して、ほんまに農業の実習できる学校というんやったらね。これからの農業ということを考えたときに、今の場所と言うたら悪いけれども、不適切なところやるなど、私は思います。よろしくお願い申し上げます。

次、五番の市営墓地について伺いいたします。

繰越明許で市営墓地、本議会に出ておりますけれども、今の進捗状況、そして今田園の学校の話もしましたけれども、田園が開発するときには、墓地を何とかせないかんということでやかましく言うて、墓地の土地も大和ハウスからもうたけれども、どうもあの土地では具合が悪いということで、ずっと墓地せなあかん、墓地せなあかんって、こんなもう二十年ほど言うてるん違うんかなと思いますけれどもね。

今現在、何ぼかの人は、墓地ないさかいに欲しいなとか、山のてっぺんに墓地があるので、年いて足痛いし平地へと思われている方もおると思います。しかしそれはどれだけの人がおるのか、そんな統計を取ってみたんか。しかし二十年前と同じようなことを思っておったのでは、もう時代が変わつとる。方々で墓石が傾いて管理者が分からんとかいうものも出てきている時代、そしてまた、草引きとか石碑の守りせんなどさかいって館内墓地が流行ってきた時代、そんなことを考えたときに、その市営墓地という名前で大々的なものが私は必要かなと思うんですが、どうですか。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

必要数につきましては、平成二十八年三月の議会の一般質問で答弁をさせていただきましたが、再度答弁させていただきます。

平成十四年本市の墓地整備基本構想を策定し将来の人口推定を五万三千人とした中で、墓地の不足数は三千二百基というふうに推測されま

した。その後、人口は減少し、平成十七年の合併時には人口が三万八千六百人になり、再精査したところ不足数は一千七百基となりました。現時点におきましては、既存の市営墓地の利用状況や募集状況、墓地区画の返還状況、また年間相当数ある市営墓地の有無に対する問い合わせや平成十八年度から平成二十七年までの本市の人口推移、世帯数、年齢区分、死亡者数を基に必要な数は七百基というふうに算出いたしました。

現在の進捗状況につきましては、平成二十九年三月二十七日付けで、測量地質調査基本計画策定業務の委託契約を締結いたしました。

現在は地質調査を終了し、六月下旬にその結果を委託業者から報告があります。その内容を精査し、今後の測量基本計画策定業務へと進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 部長は人口割ばかりで今話をしとるけれども、時代が変わったというのは、それはもう人口が減ってきたら墓地の少なくなるのは分かるけれども、今館内墓地も言うた。そしてこれからの若い子が果たして仏さんやら墓参りをして手を合わせてくれるのかよと、…仏さんのない家やたらさあ、そこのお母さんは何もおっぱんも線香もろうそくもあげる必要ないやん。それを次の子が見とってしてくれるかっていうんや。だからそれも勘定に入れとかな。ただ人口割で、人口が減ったさかいに実質減らしておったんでは余るでって。そら何ぼかは必要やろと思うけどもね。そこらもよく考えた上で、墓地も進めてもらわんことには、また五條市のお荷物になるかも分からん。そういうことだけ言っておきたいと思います。

…二十五分まで。そしたらもう六番、七番、八番はまたの機会に、またの機会はないと思うんやけども、（笑声）また個人的にでも聞きに行きたいと思いますので、大変飛ばして部長さんには申し訳ございません。

最後に九番の財政健全化についてお尋ねいたしたいと思います。

今までいろいろなことで、お金の要るような話ばっかしやと思うんです。そして今もちろん庁舎も建てやないかん、道も造らないかん、いろんなお金の要ることばっかしが続いてくるわけなんです。まあ学校適正化は学校を建てるのかどうするのか知りませんが、よう建てらんだけあって修理は長寿命化でせないかん。そんなんを部長、これずっと一遍足してみて、大丈夫なんかよと。そこに人口は恐らく減っていく、この前の国勢調査では三万ちよつとやったと思います。あつから見たらもう今日現在三万割れているん違うんかなと私は思いますんやけ

れども、若い人が減っていく、税金の要するに払ってくれる人、働く人が減ってくるわけなんですけれども、そんな中で、もちろん南和広域医療企業団の病院は飛ばしましたけれども、南和広域医療企業団の借金も返していかないかん。一億は、五條市やないけれども、放り込んであるわけですよ、営業の方に。それで五條は三千万ほど出さんなん、いろいろと負担、何ぼ七割補助でとか、県が半分出したるとか言うても、いろんな負担が積み重なってくると思うんです。そこら辺、一遍どんな状況なんか、総合的にですけれども、お話しできます。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず現在の財政状況でございます。

直近の決算でございます平成二十七年年度決算における財政指標でございますけれども、いつも気にしております経常収支比率、あるいは実質公債費比率などはこの時点ではいずれも良好な数値となっております。

一方、平成二十九年度の予算におきましては、約十億円の基金の繰入金を計上してございます。今後、今お話がどんどん出てございますけれども、新庁舎の整備事業、それから花咲寮の整備事業等々、大型事業が重なってまいりますので、短期的には市債の残高の増加というのは避けられない局面でございます。そういったことから主に公債の依存度、あるいは市の基金残高などを指標といたしまして、その上で現状を見込める投資的事業費、先ほどから議員の方からいろいろ御指摘がございましたけれども、そうした見込める事業費を反映いたしまして、向こう五箇年の財政見通しを立ててございます。

まず歳入でございますけれども、市税につきましては、平成二十九年度において約三十一億五千万円の収入を見込んでございますけれども、これは現下の社会情勢などから今後緩やかに減少傾向に向かうというふうな推計を立ててございます。

また地方交付税でございますけれども、御案内のとおり合併特例の加算額というのが平成二十八年度から順次縮減をされてございます。

交付税につきましては、支所の維持などの経費、これは当初はもう見込めないというふうなお話でございましたけれども、国の方で見直しが行われました、これが交付税の単位費用に今反映をされるというようなことがございましたので、交付税については段階的に復元をされている。そして昨今では新体育館等々もございましたけれども、過疎債、それから今後借り入れを行います合併特例債などの償還に係る公債費、これが交付税の方に順次算入をされてまいりますので、交付税自体はやや増加傾向というふうな推計をいたしてございます。

次に、歳出でございます。

人件費は退職と新規採用による入れ替えにより緩やかに減少するというふうに見込んでございますけれども、問題は市債の償還額でございます。これは年々増加傾向となりまして、平成三十三年度においては本年度の一・三倍に当たる四十億円というのが必要になってくる見込みを立ててございます。

こういった歳入歳出の状況でございますので、今後は経常経費の抑制を始め、国や県の補助金の確保、有利な市債の活用、さらに公共施設の適正配置、あるいは効率的な管理運営の維持推進に加えまして、先ほど議員の方から御指摘がございましたように、遊休資産の売却による新たな財源の確保、こういったことの取組についても大変重要なものと考えてございます。

財政見通しにつきましては、歳入は国の地方財政計画等に大きく左右される、こういった一面がございます。

また歳出につきましては、現状では実施時期や必要経費が見込めないもの、不確定な要素が多分にございますので、今後とも財政指標の動向、こういったことに十分留意しながら必要に応じまして、財政見通しの見直しというものを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ありがとうございます。

五年間の計画の中では、庁舎を建ててしても何とかいけるという見通しを立てておるといふふうに解釈させてもらってよろしいんやな。それやったら。そういうことですか。しかし今、部長の話を聞いておったら既に倒産やわな、市債四十億になりましたんけ。利息を入れて……。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

市債の残高、いわゆる公債費でございます。借金返しのお金でございますけれども、平成三十三年にピークを迎えるというふうな予測を立ててございまして、今年度は約三十億の予算でございますけれども、それが平成三十三年度には一・三倍の四十億程度になるものというふうに推計をいたしてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）利息、入ってますか。和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

申し訳ございません。元利とも利息も入っております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）元利共で平成三十三年には四十億になると、普通もう民間やったら大変なことですが、これ。市税が固定資産も含めて三十一億、これがほんまの市の財源ですよ。職員さんの給料、議員の歳費払っても足りないわけですよ。今。そこに市債が四十億になつて、こんな普通やったら、会社やったら夜逃げせんなん状態やわな。これはもう地方自治体、三割維持で国の交付金があるさかいに何とか、拠出金とか県のあるさかいに回っているだけで、本来の会社とか個人の店やったらこんな既に夜逃げの状態ですわな。これは五條だけと違いますで、どこの市町村もそんなことしとんのやし、別段地方というのは儉約ばかりして、例えば過疎債、今何ぼあるのか知らんけども、大体二千七億ほど国であるん違うんかなと思えますんやけどね。それをしたら使わんといても、よそが使っても国民の借金になるんやさかいね、あんまり行政というのは細こうして使わへん、補助金を使わんのも、よそで使われた同じ国民の借金になるわけですのでね、あかんわけですよ。だから所帯の回る範囲で国の金を引き出してきて、行政を司るということが大事なことやと思えます。

とりあえず、職員さんの給料まで手の付けらんでもええ範囲内でやったって欲しいなと、このように思います。

それでまあ財政健全化の話は、何ぼでもありますけれども、もう時間でございますので、また飛ばしたところはまた後日聞きに行かせてもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、十一番益田吉博の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で、十一番益田吉博の質問を終わります。

トイレ休憩のため、四時四十分まで休憩いたします。

午後四時二十四分休憩に入る

午後四時三十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

五時になりますと、チャイムが一分間ほど鳴りますので、その間の質問されている方、答弁されている方は御配慮をお願いいたします。
一般質問を続けます。

次に七番岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問を通告のとおりさせていただきますのでよろしくお願
い申し上げます。

まず最初に、防災行政無線についてでございます。

試験放送の状況については、ほかの議員が同じ内容の質問をされておりますので割愛させていただきます。

次に、五月からの試験放送が実施されておりますが、未設置箇所や聞こえにくい箇所についての対応をお願いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

今回整備いたしました防災行政無線につきましては、市内百二十箇所に屋外拡声子局を設置しているものであります。

一部の地域の皆様方からは音が聞こえにくい等の御意見もいただいております。音が聞こえにくい場所等につきましては、現地を調査し、必要な場所につきましては、改善方法について検討していきたいと考えております。

また子局からの距離が遠く離れている一部の地域におきましては、近隣のスピーカーの方向や、スピーカータイプの変更をすることによりまして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）スピーカーの方向変えたり、またスピーカーの種類を変えたりという答弁でございますが、私の住んでいる白銀南地域は四箇所しかスピーカーがございません。

この間、ある市民の方からお話がありましたけれども、「私のところは全然聞こえない、どないなつとんで。」という意見もございます。スピーカーの方向変えたり種類を変えたりするだけではこういう非常災害、防災無線でございまして、そういう方向変えたりだけではとても追いつかないと思いますので、それについても対応をお願いします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど発言をさせていただきましたが、まず現地を調査し確認をして改善方法について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）何とぞよろしく対応をお願いしたいと思います。

引き続き、がん検診について御質問申し上げます。

がんはここ三十年来、日本人の死因の第一位を占める病気というふうに言われております。また近年では二人に一人ががんになる、そういうことも言われております。また誰しもが罹ってしまう病気で、そういう可能性のある病気だと思えます。

私自身も約六年前にがんになりました。しかし今は、予防うんか、早期治療、早期発見、医者も良かったのかも分かりませんが、元気に頑張っております。

そこで、本市のがん検診の状況についてお伺いします。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市では、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの五つのがん検診を集団検診と医療機関で受けていただく個別検診を実施しており、市民の皆様に御利用いただいております。（「七番」の声あり）

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ただいまの答弁では、本市では胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの検診について集団検診と医療機関での個別検診などで実施しているとのことでありましたが、それぞれの検診について受診者の負担額をお願いいたします。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

がん検診受診者の方に負担していただく金額は個別検診の場合、大腸がん四百円、胃がん三千円、子宮がん二千円、乳がん二千三百円となっております。

また集団検診の場合、大腸がん二百円、胃がん・子宮がんで一千円、乳がんで一千三百円の負担で受けていただいております。

なお個別の胃がん検診を除き七十歳以上の方は無料、肺がん検診は全ての方が無料となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）本市のがん検診の現状と費用負担についてお伺いしました。集団検診を受けていただいたら安価で受診できるということで大変結構かと思えます。

市民の命をがんから守るため、受診率を少しでも向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要と考えております。

そこでお伺いします。近年の受診率の推移を明らかにされた上、今後の受診率向上に向けての取組についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

がん検診の受診状況をまず申し上げますと、毎年わずかながら受診率は上がっております。胃がん・肺がん・大腸がんの場合、四十歳以上の国保加入者や専業主婦の方など約一万二千人が対象で、胃がん検診の場合、三年前と比較しますと六・六パーセントであった受診率が昨年度は九パーセントと上昇しております。同じように肺がん検診は八・三パーセントから一二パーセントに、大腸がん検診は一七パーセントから二二パーセントとなっております。女性のがん検診、乳がん検診は四十歳以上の方が対象で約七千五百人おられます。二三・三パーセントから二五パーセントに、子宮がん検診は二十歳以上で約八千人の対象の方に対しまして二三・九パーセントから二四・一パーセントに受診率

が上がってきております。

また、平成二十六年年度のデータでは大腸がんを除く全てのがん検診においては、奈良県の平均受診率よりも約三から四パーセント高くなつてきております。

今後も土曜、日曜、地域巡回による検診、夜間の大腸がん検診の実施など受診しやすい環境づくり、また啓発活動として「がん予防」をテーマにした市民公開講座の開催や多くの市民が集まる場所での啓発活動などを行い、受診率の向上に取り組んでまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ただいまの答弁によりますと、がんの受診率は年々上昇していると伺っております。さらにはがん検診の重要性を御理解いただくとともに、一人でも多くの市民の皆さんに受診いただくことが必要です。

受診案内の方法については個別通知を始め、広報やホームページの活用など答弁いただきましたが、一方的に発信するだけでなく、料金体系なども含め市民の声を直接伺いすることが重要と考えます。

市民の命をがんから守るため、より高い受診率を保持するための方策を各方面から御検討いただき、今後ともより効果的ながん検診を実施していただくことをお願いしますとともに、「市民の命をがんから守る」というスローガンのもとに、市一丸となって取り組んでいただくことをお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

次に、公用車の管理について伺います。

現在、市の公用車については、一部の特殊車両を除いて車検や法定点検などについて管財課で集中方式による管理体制であると伺っております。しかし業務内容などの事情により鍵の保管や運行記録簿への記載など、実質的に管理についてはほかの課に委ねている状況と認識しております。

そこでお伺いいたしますが、現在管財課で管理している公用車と各課でそれぞれ管理している公用車のそれぞれの台数について答弁をお願いします。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、管財課で便宜上鍵等を管理しております公用車の台数は十七台でございます。

また各課で便宜上鍵等を管理している公用車の台数は百三十六台でございます。合計百五十三台となっております。

先ほど議員お述べのように車検、それから法定点検につきましては管財課で一括して行う集中管理方式を採用しております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）次に、日々の公用車の運行管理体制について伺います。

御存じのとおり民間の自動車運送業者は道路運送法貨物自動車運送事業法に基づいて運行管理者を選任することとされており、この運行管理者は運転者の指導監督、疲労、健康状態等の把握など幅広く事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行うこととされております。

役所などの行政機関にはこうした法の規制はなく、運行管理者の必要義務はないものと考えますが、先ほども答弁にありましたように、百五十三台に及ぶ車両を日常的に運用している事業所であります。

そこで適切な運行管理体制の構築は大変重要なものと考えております。

そこでお伺いしますが、各部署における運行管理を行う職位と、日々どのようなことを重きにおいて管理下にある職員の指導監督を行っているか答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

公用車の運行管理でございますが、本市におきましては従前より公用自動車等運行管理規定を定めてございまして、当該車両を管理する所属長が常に運行管理状況把握するとともに、管財課長が総括的な事務を行う旨などを規定いたしております。

なお各所属長に対しましては、当該規定の定めに従いまして、ブレーキランプやウインカーの状況等々、乗車前の点検の実施、それから安全運転に資する法定速度の遵守などを所属職員に徹底させるよう、管財課長名によりまして全庁的に定期的な周知を行っております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）よく分かりました。

市役所におかれましては、百五十三台という公用車を所有しておりますので、どうか適正な管理を行っていただくようお願いいたしまして、次の安全運転教育についてお伺いします。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

道路交通法第七十四条の三の規定に基づき本市では安全運転管理者及び副安全運転管理者を設置しています。

安全運転管理者には私、市長公室長、西吉野支所長及び大塔支所長を、また副安全運転管理者には管財課長、危機管理課長、みどり園所長、教育総務課長、秘書課長補佐、管財課長補佐をもって充てております。

これらの安全運転管理者等には、一般社団法人奈良県安全運転管理者協会による年一回の安全運転管理者講習を受講させております。その他の職員につきましては、四月、九月の春秋の交通安全運動期間中及び七月、十二月に運転免許証の確認を行うとともに、公務の内外を問わず自動車等の安全運転に努めるよう周知徹底しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）管理者におきましては、社団法人奈良県安全運転管理者協会による講習を年一回受講しておると、だけどたくさんの職員がおられます。その職員さんに対しては年四回の運転免許証の提示を求めるとかしか、自動車運転の安全運転に努めるよう周知徹底をされているようにございますが、職員おかれましても市独自で安全運転教育講習を行う必要があるのではないかと考えます。それについて答弁をお願いします。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

現状では市職員を対象とした安全運転に関する研修はいたしておりません。しかし、より交通事故防止に努めていくには職員の安全運転教育に取り組んでいく必要があると認識しております。

今後につきましては、安全運転研修の実施につきまして検討を重ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）検討していただくのはよろしいんですけども、講習会を実施していただくようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、有害鳥獣対策について質問いたします。

近年、農作物に大きな被害を及ぼす有害鳥獣、特にアライグマ・イノシシ・鹿等は日本一の柿生産地である五條市にも多大な被害を与えております。

そこで、捕獲状況について伺いいたします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度の五條市全体の有害鳥獣の捕獲実績について申し上げます。

イノシシ一千百六十頭、鹿三百六十二頭、アライグマ百四十七頭、合計で一千六百六十九頭でございます。

平成二十三年度から平成二十八年度までの六年間の実績はイノシシ四千六百五十六頭と、鹿二千三百四十八頭、アライグマ七百六十九頭、総合計で七千七百七十三頭を捕獲いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）六年間で合計七千七百頭余り、約八千頭近くの有害鳥獣を捕獲していただいておりますが、まだまだ有害鳥獣が増えているように思います。

そこでイノシシ、鹿の防護対策、果樹園とかに入らない対策、そういうのはどういふふうな対策をされておるのかお伺いします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣被害防止対策事業（防護柵）において平成二十八年度実績として五十八団体、延長八三キロ、事業費一億六百万円の整備を実施いたしました。

平成二十二年度からの七年間の実績といたしまして、二百三十二団体、延長二五三キロメートル、事業費三億一千八百万円の整備を実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今まで六年間ですか、事業を御説明いただきましたが、今年度の計画はどうなっておりますか。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣被害防止対策事業において、平成二十九年計画といたしまして、五十九団体、延長九七キロメートル、事業費一億二千六百万円を計画いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）この事業は来年度も継続していただけますか。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣被害防止対策事業におきまして、平成三十年度も引き続き農業者の被害のある地域からの要望を県に要求し、被害削減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）防護柵事業の継続とともに、イノシシ、鹿の被害が増え続けている現状の中で、有害獣を捕獲するハンターの確保が大変重要になってくると思います。

そこでハンターの育成についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備を行っております。

アライグマ防除計画によるアライグマ捕獲従事者講習会において、平成二十八年度の実績は四十一名、平成二十九年年度は五十八名が受講されました。

平成二十八年度の狩猟免許の取得者数は十四名です。

今後も引き続き五條市鳥獣被害防止計画に基づき捕獲体制の整備を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）昨年度は十四名の方がされましたんやね。これは私の前回の質問で、講習料が一万二千元、試験代が五千七百元、一万七千二百円も要したらハンターになろうと思っても試験を受けられないと、市としても補助金をどうにかしてほしいという要望をしました。それを聞いていただきまして、六千元、十四名、八万四千元ですけれども、二十八年度は補助をいただいたと思っています。どうかこの制度をそのまましていただきまして、有害獣に対する対策としてハンターの育成をお願いしたいと思っています。

次、四番と五番になっていきますんやけれども、先に五番のジビエール五條のイノシシ肉、鹿肉の販売状況についてお伺いします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度は食肉に加え、柿を入れたジビエカレーを八千食製造し、間もなく完売となります。

市場のニーズに応え、新たに甘口も計画いたしております。ジビエール五條のPRといたしまして、奈良テレビ放送の番組で四回、ジビエール五條の特集をしていただき、私が三回出演いたしました。その中、テレビショッピングでは好評をいただき、大きく五條市のPRができたと考えております。

平成二十九年年度はイノシシ、鹿のくん製肉を七月に販売する計画をしております。また冬季商品に向け、ジビエ肉まん、ジビエ餃子を計画

してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）確かに私も奈良テレビで井上部長が活躍しているのを見せていただきました。

部長を中心としてハンター、やっぱり柵を設けて果樹園とか農地に入らんようにするのもその方法ですけれども、やっぱり個体の数を減らす、そのためには私はいつも常日頃思っているのですけれども、餌の中に雄のイノシシでしたら雌のイノシシを妊娠させないような薬、これくらい医学が発達しておりますので、全国を探したらあると思うのです。雌のイノシシには妊娠しない、そういうような薬を農林政策課としても全国に問い合わせをいただいで、撃つだけではあかん、ハンターも高齢化しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、ジビエール五條が手狭になった、規模拡大ですか、という予算が載っておったように思いますが、それについて答弁願います。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

当初計画では約一トンの冷凍庫で市場のニーズに対応できると考えておりましたが、市場ニーズの増加で対応できなくなったため、コンテナ冷凍庫を導入し、容積を三倍に拡大いたします。

導入費用は国から二分の一の補助を見込んでおります。残額については、南都銀行との包括連携協力協定によってクラウドファンディングの提案を受けました。インターネットを介して個人から資金を調達する購入型クラウドファンディングであります。この活用により五條市の取組を全国にPRでき、また並びに市の財政負担が軽減できることになるので、活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）その活用、有利な活用策だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に、全国ジビエフェスタについて答弁願います。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

市制六十周年記念イベントとして、日本の文化である「大切な命をいただきます」という思いを胸に、ジビエ肉で地域を活性化するために全国ジビエフェスタを平成二十九年十一月十一日、十二日の二日間に渡りまして、上野公園総合体育館シダアリーナでの実施を計画しております。

ジビエフェスタではジビエ料理と親しみ、地元の農作物や音楽とともに美味しく楽しくする機会を創造したいと考えております。一日目は「ジビエと野菜のフェスタ」とし、第一回ジビエカレーコンテストと農産物品評会を併催いたします。二日目は「ジビエと音楽のフェスタ」とし、音×食ステージや手作りマルシェ、プロの料理人によるジビエ料理での出店イベントを彩り盛り上げる計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田 正）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ありがとうございます。よろしくお願いして、ジビエフェスタの成功を祈りたいと思います。

最後に、ジビエフェスタによって新たな魅力ある地方創生につなげ、本市の取組や五條市の魅力を全国に情報発信していただくことをお願いいたしますとともに、市の有害鳥獣対策に対する事業に感謝を申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

次に、一番養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康）議長の発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきますと思います。

まず五條市内の公園整備についてでありますけれども、（一）現状について、現在市が管理している公園の数、また維持管理の方法はどのような形でされているのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、市が管理している緑地・緑道を含む都市公園が百六十五箇所、市立公園が十四箇所、児童遊園地が四十五箇所あります。

維持管理は比較的小規模で地元に着している街区公園二十二箇所、市立公園七箇所、児童遊園地三十七箇所については、地元自治会や子供会等に委託契約を行い管理していただいております。

比較的大規模な阿田峯公園、五万人の森公園については指定管理者制度により管理を行い、その他の百五十八箇所については市で直営管理を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 大きな公園に至っては指定管理者、そしてまた自治会や子供会等にもお世話になっているところがあるようですけれども、公園というのはね、都市公園法で定められていると思うのです。その中でね、第十七条の第一項に、「公園管理者は都市公園の台帳を制作し保管しなければならない。」この管理を必要としているのですけれども、この辺の台帳をしっかりとられて管理、スケジュールを取ってやっておられるか、まずここを教えてください。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えします。

管理体制につきましては、職員が公園を訪れたときなど、状況を見ながら管理をしているところがあります。台帳につきましては、管理しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中でね、例えば五條市独自の条例等、五條市の例えば公園管理条例であったりとか、そういう部分はありませんでしょうか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

それについては、私まだ不勉強でこの場でお答えできませんので、申し訳ございません。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 例えばこの都市公園法であったり、五條市のそういう公園の管理条例であったりとかって多分あると思うんです。例えば管理条例がない場合はすぐに使って作っていただかないといけないのではないのかなと、そのように思うのですけれども、遊具ですね、遊具の管理にいたしましたも、しっかりとそういう条例や国の指針に従ってやっていただきたいとお願ひ申し上げまして、それらを踏まえて（二）の中央公園についてなんです。

（二）の中央公園についてなんですけれども、以前から他の議員からも中央公園をカスタムして行って大変子供たちの集客が多いということとで水辺の公園等ができないかというようなお話を数多くの皆さんからいただいておりますので、今後この中央公園をどのような形で発展させていくのか、その辺のことを教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

中央公園の利用に関する昨年度の調査では、幼児から小学生を中心に年間約二万人の御利用をいただいております、年々利用者が増加しております。一方、上野公園では少年野球・グラウンドゴルフ・サッカー・テニス・ウォーキングなどのスポーツ利用を中心に年間約四万人の御利用いただいております。

また上野公園市民プールが廃止予定となっていることから、中央公園に幼児や小学生が水に親しめる噴水などの親水広場等を設置する施設拡充基本計画・基本設計業務を昨年度完了しております。今年度は夏ごろまでに実施設計業務を発注する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 施設拡充基本計画、また基本計画業務ですね、昨年度完了しておりますということでありませうけれども、どのような内容になっておるのか、どのように拡充していくのか、分かる範囲でいいので教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えします。

中央公園の基本設計の内容ですが、今答弁させていただいたように、小さな子供が水に親しめる親水広場や物販所、また駐車場の配置などを計画しているものであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） この案が出たのは、五條市が委託したコンサルから出たのか、また五條市が単独で考えたのか、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 申し訳ありません。その件についてはまだ不勉強でして（議場に声あり）……市で策定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 例えば、中央公園の月割利用者数、その辺のリサーチをされていますか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田全康議員の質問にお答えします。

利用者人数につきましては、先ほどお話しさせてもらったように年間二万人という利用者数をカウントしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 年間二万人、年間にするると二万人ですけれども、多分多い月、また少ない月があると思うんです。それは多分春夏秋冬で中央公園の利用者さんは変わると思うのですけども。例えば数の少ない部分に至ってはしっかりと魅力ある部分を補填していかなければならぬ。また月に多い部分ではその部分の拡充を図って、利用者数を伸ばしていくというような作業が必要なのかなと思いますので、是非これから中央公園、魅力ある公園にどんどんどんどんなっていくように、整備をお願いしたいと、そのようにお願い申し上げます。

そして、（三）の上野公園についてなんですけれども、以前からお話しさせていただきましたけれども、例えば僕が話をさせてもらったお子さんでしたら、女の子でサッカーをさせると、男の子と一緒に着替えられない。着替えている場所どこや、六角形のサッカー場とプールの間にあるようなところのトイレで着替えていると、そのようなお話をさせていただきましたことがありますけれども、公室長、どうにかします、

しますって言ってそのまま、全く進んでいないような状態で今あると思うんです。この辺、どのような形で考えておられるのか、答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）一番養田議員の御質問にお答えします。

先ほど中央公園の利用者数二万人の内訳ということ、少し時間をいただいて御報告…（議場に声あり）いいですか、分かりました。

上野公園の整備ということ、よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、現在各施設につきましましては、老朽化による維持修繕等を行いつつながら施設管理運営を行っているところです。

利用者の方から議員お述べのサッカー場の観覧席であるとか、野球場の改修、更衣室の設置、また四〇〇メートルトラックの修繕など多数要望を寄せていただいております。

今後の上野公園全体の整備については、十年程度の整備計画を立案し、公園運営及び整備検討会に諮り、財政状況等を勘案しながら整備を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今、答弁していただきましたけれどもね、例えば野球場の整備であつたらバックネットのところはサッシを入れてくれたんですけれども、室内、夏場は大変高温になりました、この前も利用させてくださいましたんですけれども、中でおれないというような状態になってきておりますし、またサッカー場、土日、そういう学童のサッカーがものすごく多いのですけれども、スタジアムのような形になっていないために、自らが椅子を持ってきて、炎天下の中お母さんは日傘を差して子供たちを見ているというような状態になっておりますし、また四〇〇メートルトラックも過去十数年使われていないということ、この土が今の人工芝を傷めてしまっているというお話も聞かせてもらったことがあります。日本サッカー協会の基準に満たした人工芝であつたはずですが、増水時の浸水であるとかそういう部分で今現在はその認可というのは取り下げられていると思うんです。これらの内容を、公園の運営及び整備検討委員会ですか、この中で話し合われた形、以前から多分提言をいろいろされていると思うんです、皆さん。話し合われたことが実際あるのかないのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えします。

公園運営及び整備検討会の内容につきましてですが、児童公園の運営であるとか都市公園、市立公園、そういういろんな公園についてる検討しております。

また上野公園の、先ほども言いましたが、全体の整備についてもこの検討会で話し合っていきながら進めていきたいと思っております。よろしく願います。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） あるのかないのかちよつと僕分かりませんけれども…。検討委員会でしっかりと、例えば議員が提言したこと、それらはしっかりと採んでいただきまして、できるできないは別として議題に挙げていただきたいと、そのようにお願い申し上げたいと思います。

そして、シダーアリーナ、総合体育館ができて、NHKのど自慢、またバレーボールではNBKドリーマーズさんですかね、九月にはバンビシヤス奈良が試合をしていただけると、大変有り難いなあと、そのように思っておりますけれども、総合体育館の利用に関して、今どのような状態で行われているのか、直営やと思うのですけれども、今後指定管理に向けてどのような形を取っていけるのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えします。

総合体育館は昨年十月にしゅん工し、運営を開始しております。しゅん工時より学校関係者や競技団体に施設案内を行い、バレーボール・卓球・バトントワリングなど、利用者が徐々に増えてきている状態であります。

引き続き大会等の誘致活動を行うとともに、民間のノウハウを生かせる指定管理者制度の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 分かればいいのですけれども、上野公園の年間の、運営していくのに一年間どれぐらい掛かるのか、今分かりますか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 養田議員の御質問にお答えします。

運営費というのは、維持管理費のことですか。（「一年間の維持管理費」の声あり）

詳しい資料が今手元にございませんで、また御報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） なぜ聞いたかというのと、ネーミングライツ、私以前から言ってきました、市民の皆さんからシダーアリーナという大変立派な名前を付けていただいたのですけれども。例えば橿原の球場にしましてはあそこは佐藤薬品スタジアムですか、また体育館に至ってはジェイテクトアリーナやったかな、また奈良市内の鴻ノ池もならでんアリーナとかならでんスタジアムとかというような形でネーミングライツを取って運営費を軽減していくというような対策を取っておりますので、上野公園も皆さんから言われるのは、ここまで集約できたきれいな公園というのはなかなか、県下では一番ではないのかなというようなお褒めの言葉もよくいただきますので、是非ネーミングライツも検討していただきたいのと。あと一つお願いしたいのが、障害者福祉施設であったり市民団体さんの方でヒマワリを公園の周りに植えていただくんですけども、この前その近隣で農業をされている方からお話を聞かせていただいたときにトイレがないと、たくさんの方の来場者、来場者と言っているのですかね、見学に来られるのですけども、皆さんトイレがなくて大変お困りになっているというような状態であると聞かせていただきました。できれば上野公園のトイレ一つ貸してあげられるような状態を考えていただきましたら皆さん喜んでいただけるのではないかと、お願い申し上げたいと思うのですけども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 一番養田議員の御質問にお答えします。

まず総合体育館のネーミングライツについてですが、指定管理の導入も含めて検討していきたいと思っております。

次に、ヒマワリ見学の方とかのトイレがないということですが、上野公園の運営時間帯には中に二箇所ほどオープンになっているトイレがありますので、運営時間帯の中であれば使っていたら思っています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 見に来られた方にその辺の周知ができるような形を取っていただけたら有り難いと思っておりますので、検討していただけたらいいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移りたいと思います。

幼保一体化についてなんですけれども、（一）の現状についてなんですけれども、幼保一体化と、口では簡単に言えますけれども、保育園と幼稚園では国の基準の違いが数多くあると思うんですが、例えば子供の人数に対しての先生の配置の基準であったりとか、その辺のことってどのように考えておられますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

国の基準では、保育士の数が乳児概ね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児概ね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児概ね二十人につき一人以上、四歳以上の幼児概ね三十人につき一人以上とするとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

幼稚園の国の基準は、一名の教諭で一学級三十五人以下が原則でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 幼稚園は一人の先生で三十五人見れるというような状態の中で、保育園は乳児が三人に一人、一歳以上三歳未満は六人に一人、三歳以上四歳未満は二十人に一人ですか、四歳以上は三十人に一人となっていると、これだけのばらつきがあるのですけれども、例えば幼保一体化で統一させたときに、どちらの基準をとられるのか。この辺、検討されたことって、あるかないかだけでもいいので教えてもらえますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

幼稚園部分につきましては幼稚園の基準、保育所部分につきましては保育所の基準でいきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そうなると一体化させてもその部分はすみ分けするという考え方でよろしいのですね。……それでよろしいのですね。はい分りました。その配置状況の中で、今現在、一人の先生当たり何人の子供を見られているか、平均値で結構ですのでどうですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の公立保育所七園における本年四月一日現在の状況について申し上げます。

まず五條保育所につきましては、園児二十六人、保育士八名となっております。宇智野保育所につきましては、園児百七人、保育士二十三名となっております。北宇智保育所につきましては、園児六十九人、保育士十四人、南宇智保育所につきましては、園児四十人、保育士九人、阪合部保育所につきましては、園児十三人、保育士五名となっております。牧野保育所につきましては、園児九十四人、保育士十九人、岡保育所につきましては、園児三十一人、保育士十人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

幼稚園教諭の配置状況につきましては、五條幼稚園が五十人の園児に対し教諭・講師が九名、西吉野幼稚園は十三名の園児に対し、教諭・講師が五名で、平均すると教諭・講師一人当たりの園児数は四・五名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 保育園の方って、何人に対してか、分かりますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

園児四・三人につき保育士一名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 大体似た数値になっておるといふような状態で安心するのですけれども、今後、今年度で退職される熟練の先生方が大変多いというようなことを聞いたことがあります、また重労働でまた拘束時間の長いというようなことで、新規の先生の確保がなかなか難しいというようなお話を聞かせていただいたことがあるんですけれども、来年度以降の運営、大変熟練の先生が抜ける中でこの辺が心配されるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在は国の基準を満たす保育士を配置している状況ではありますが、全国的にも深刻な保育士不足となっており、本市におきましても保育士の確保が大きな課題となっております。

来年度の保育士確保に向けた取組といたしましては、学校訪問を行う、広報に掲載させていただく、ハローワークや求人広告を出すなどの取組を計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 早い段階から先生の確保に向けて動いていただかないと、いざ運営する中で国の基準に満たない先生の数であると、そういうわけにはいきませんので、是非お願いしたいと思うのと、前回一般質問をさせていただいたときに、耐震性がないというような園があったように思うのですけれども、その辺再度詳しく教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の公立保育所七保育所のうち、二保育所につきましては昭和五十六年以降の建築であることから、新耐震基準による建物となっております。

昭和五十六年以前に建築された五保育所のうち、四保育所につきましては既に耐震診断を実施し、補強を要する結果となっております。残りの一保育所については建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行令第六条に定める規模以下であるため、現在耐震診断を実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

幼稚園についてですが、五條幼稚園は昭和四十七年に建築されており、昭和五十六年以前の建築であるため、耐震性は確保されておりません。また西吉野幼稚園につきましては、平成七年の建築ですので耐震基準を満たしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） まず保育園の方ですね、耐震性がないというのが四つ分かっていると、また一つは保育園の規模が小さいため検査する必要がないということなんですけれども、耐震性があるのかないのかぐらいはしっかりと見ていかないと、子供の安全というのに対して守れないと思うのですけれども、これ実施していただけませんか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

残り一園につきましても、耐震性の有無の確認について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 保育園も幼稚園もなんですけれども、耐震性がない建物が多いという中で、小学校・中学校ですね、その部分に関しては九パーセントが九九パーセントかって、もう現在耐震は終わっていると、実際例え何か災害が起こったときに幼稚園児が逃げるのと小学生・中学生が逃げるのを考えたときに、幼稚園児の方がより難しいのではないかと考えるのですけれども、それについてどう思われますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

両園共、定期的に地震の避難訓練を行っているところでございます。

また両園には平成二十七年に気象庁の緊急地震速報を受信して、震度五弱以上で園内の放送設備と連動して園内一斉放送が入るシステムを導入しているところでございます。

これは訓練にも利用できる機能を備えておりまして、設定をすれば放送が流れるようにできており、地震の避難訓練にも使っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所におきましては、消防法に基づき保育所における防火管理について必要事項を定めるとともに、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的に、毎年度消防計画を作成し、防火管理者である各保育所長のもと、防火教育及び訓練を実施しております。

避難訓練につきましては、年間計画に基づき五條消防署へ自衛消防訓練実施の事前通報を行うとともに、必要に応じて指導の要請を行うなどして訓練を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 訓練はしていただいているというようなことなんですけれども、訓練だけでは限りがあるのではないのかなど。まずはやっぱり建物の耐震化を早急にするのか、また幼保一体化を早急に進めてそういう安全な建物の中に入ってもらえるのか、この辺の舵をしっかりとっていただかないといけないのではないかと、そのように思います。

その中でね、（二）の今後の取組について、それらを踏まえてどのように考えられるのか、その部分を教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

幼保一体化認定こども園の整備につきましては、既に策定されております。「五條市立幼稚園・保育所のあり方について」の中で、望ましい集団規模として複数クラスを確保するため公立の認定こども園を市全域で二箇所から三箇所整備することが適切と答申されております。

現在、認定こども園整備基本計画の策定を進めているところであり、今後も保育所担当課と十分な連携を取り認定こども園の設置に向けて進めてまいります。

今月下旬から七月上旬に掛けまして未就学児の保護者を対象とした意見交換会を開催し、御意見を頂戴したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 最終的に、例えば何年までに幼保一体化をしたいというような期限があるのかなのか、あれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めての意見交換会を七月にするものですから、まだその辺りまでは考えておらないのですけれども、できるだけ早くしていきたい、また学校適正化事業ともつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 次の質問と少しリンクするところがありますので、次の質問に移らせていただくのですけれども、学校適正化について、今の幼保一体化、例えば学校適正化で空いた建物に入っていたかどうか、そのようなことも検討されるのかなあと思うのですけれども、他の議員からも質問がありまして、大きく変わっている部分もありますので、少し省きながらさせていただきますと思うのですけれども。

以前の僕の一般質問の中に、学校の先生方にも説明してくださいというお話を見せていただいたことがあるのですけれども、そのときの答弁で「学校適正化の推移に合わせて、随時周知する。」との答弁でありました。七月から八月に掛けて地域住民や保護者に対して意見交換会を行っていただけという中で、例えば先生方に対して何か説明、こうなっていくますよという説明がありましたかどうか教えてくださいますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校の先生方には特にこの間では説明をしたようなところはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）計画策定後の小・中学校の先生の数、一児童当たりの数ってどのような形になるのか。また学校を統合するに当たって、学校の先生の数が当然減っていくと思うのですけれども、どのような形で推移するのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本年度の五條市の県基準の教職員定数は百九十二名ですが、学校適正化基本計画（素案）の配置立地「一案」を基に現行制度で試算しますと、推計値として百四十六名となります。また「二案」で試算しますと百四十八名となります。これは一斉に統合した場合の数値となりますので、約六年掛けて段階的に減少させていくこととなります。この人数には、加配教員は含まれておらないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）一人当たりの児童・生徒数はどうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどと同じく試算となりますが、小・中学校合わせての平均値としては、素案「一案」では十・七六人、「二案」では十・六一人となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）先生の数も百九十二人から百四十六人と大きく減るという中で、先生も例えば五條に愛着があつて、五條で教育をしていた

だいているけれども、減ることによってほかの地域に移らなければいけないという状態にもなるかと思えますので、この辺の先生に対しての周知ですね、七年間掛けてやるよという周知とともに現在の状況というのをしっかりと周知していただくのが保護者に対しての説明にもつながっていくのではないかと感じますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

そして(二)なんですけれども、部活動の在り方についてなんですけれどもね、いろんな御父兄さんからお話を聞かせていただくことがあります。

今野球だけを取り上げて申し訳ないんですけども、五條市内の中学校の中で五條西中学校・五條東中学校が今合同チームです。五條中学校が単独で、智辯学園中学校・野原中学校・西吉野中学校、この三つが一チームを組んで三チームで今現在編成されております。しかしながらこの四月に新入生が入るまでは二チーム編成でありました。それは五條中学校・五條西中学校・五條東中学校の三校とその他の三校が二チームを編成していたのですけれども、新入生が入ることによって五條中学校が単独になりました。でも春の段階でチームは同じでして、その三年生、最後の夏を迎えるというときにチームが割れたという状態の中で、大変いろいろな思いをしているのではないのかなというような状態を聞かせていただきました。

また野球だけではなくて、サッカーであったりとか人数が要るスポーツというのは今現在そういった傾向にあると思います。その中で例えば三チーム合同で奈良県大会を勝ち上がって近畿大会に行けたとしても近畿大会の出場資格はないというような悲しいお話も聞かせていただいたことがあります。では何のために上を目指してやっていくのか、子供たちの中にはその辺の葛藤があったのではないのかと思うのですけれども、その辺のように考えておるのか、教えていただけますか。

○議長(吉田 正) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

中学校の運動部は中学校体育連盟等のもとで大会に参加し活動しております。

五條市は奈良県中学校体育連盟に属しており、その上は近畿中学校体育連盟、日本中学校体育連盟となります。

県の中学校体育連盟に確認したところ、様々な運動部において合同チームは近年増加しており、中学校体育連盟が合同チームを承認するのはあくまで少人数の運動部による単独でのチームを編成が困難な場合の救済措置であり、「二校の合同チームが望ましい」という細則が付記されております。

三校合同チームが近畿大会出場の権利を得た場合においても、今後は出場を認める方向で検討されています。しかしこれらの規定は勝利至上主義にならないことが前提であり、生徒たちの教育的配慮が目的となっています。

教育委員会としても、部活動については生徒が様々な困難を自ら意欲的に乗り越えていくことができる力を身に付けるとともに、社会性を築く大切な活動と捉えており、中学校と連携の上、支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今後三校の合同チームが認められるとしてもね、例えば子供が部活動に入ってくる数で割っていかねばならないと、数箇月前までは仲間だった子が次には戦わなければいけない敵に変わってしまうわけで、勝利至上主義ですか、これでも、やるからには勝ちたいと思ってしまうんですよ。勝つために多分厳しい練習を乗り越えてやっていると思うのです。この辺のことを中学校体育連盟の方にしっかりと教育委員会の方からもお願いしていただきたいと、このように申し上げまして、次の質問に移ります。

大きな四番、要介護者についてなんですけども、（二）五條市の現状について。

高齢者が要介護、介護が必要な状態となったときに、介護保険による介護や支援のサービスが必要となった場合、どのような手続きが必要なのか、どのようなシステムになっておるのか、その辺まず教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

介護保険によるサービスを利用するためには、「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。

サービスの利用を希望する人は、市の介護福祉課の窓口で要介護支援の認定の申請を行っていただきます。次に、認定調査員が御自宅を訪問し本人と家族などから心身の状況について聞き取りをする認定調査を行います。また御本人の主治医から疾患などを記載した主治医意見書の交付も受けます。認定調査票と主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査をし、要介護状態区分である要介護一から五、要支援一、二、または非該当の認定結果が通知されます。

要介護や要支援の認定結果に基づきケアマネージャーが利用者の問題点や課題を把握し、本人や家族の御希望のもとにサービス利用のケアプランを作成します。作成されたプランに基づきケアマネージャーが各種サービス利用の手配を行い、本人と事業者が契約をしてサービスの

利用を開始するという流れになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） それらを踏まえまして、現在の五條市の要介護要支援者の認定者数はどれくらいになっておるのか分かりますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年三月末現在における五條市の要介護要支援認定者数は全体で二千三百九十二人となっており、市の六十五歳以上の高齢者一万八千六百六十五人のうち約二二パーセントを占めております。

内訳は、要支援一が三百六十二人、要支援二が三百七十八人、要介護一が四百五十一人、要介護二が四百十三人、要介護三が三百九人、要介護四が二百八十四人、要介護五が百九十五人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） ちなみに増加傾向であるのかどうか、その辺分かりますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

細かな資料は持っておりませんが、担当者の話によりますと、毎年増えているということでございます。
以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 増加傾向にあると僕も感じておるわけでありましてけれども、それらを踏まえて、（二）の介護タクシーについてですけれども、介護タクシーと言われるのは一体どのようなサービス内容なのか。その辺どうですか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる介護タクシーと申しますのは、通院等のときに乗車・降車の介助をすることであり、訪問介護員（ホームヘルパー）の資格を持つ運転手が通院時などに車の乗り降りを中心とした介助を行う介護保険制度における訪問介護サービスの一つでございます。

道路運送法上の、一般乗用旅客自動車運送事業等の許可を受け、かつ介護保険法上の指定居宅訪問介護事業の指定を受けている事業者が通院等のための乗車、又は降車の介助の訪問介護サービスを提供できます。

乗降介助につきましては、介護保険サービスの対象となりますが、それ以外の輸送に係るタクシー部分については、各事業者が道路運送法上の許可を受けて、定めている料金を支払う必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番 養田全康議員。

○一番（養田全康） 一部分は介護保険のサービスの対象となる、ただでも運賃に対しては、それ以上掛かる分に関しては実費で払ってくださいねと、そのようなことだと思っておりますけれども、この介護タクシーというのを利用できる方、それはどのような要介護認定を受けた方なのか、その辺を教えてくださいますか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番 養田議員の御質問にお答え申し上げます。

利用していただけますのは、要介護一以上の方で、自分一人では車の乗り降りができないような状態であり、家族が高齢者や障害者、仕事などで乗降の介助ができない場合に病院など本人がどうしても行かなければならないところに行くときに利用できる制度でございます。

よって介護保険の「通院等のための乗車や降車の介助」の居宅サービスを利用するためには、その必要性についてケアマネジャーがケアプラン作成時に明確に位置付けられていることで提供できるサービスとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番 養田全康議員。

○一番（養田全康） 要介護一以上だと、そして大事なのが、ケアマネジャーがケアプラン作成時にしっかりとこの方は介護タクシー要りますよと明記してくれた方ということだと思っておりますけれども、今現在五條市において、この介護タクシーを利用している方の人数と、利用できる事業者数、何社が運営されているか、教えてください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年三月提供サービスの利用実績から申し上げます。

利用者数は九十二人、サービスを提供した事業者は六事業者となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）介護タクシーを使っておられる方が九十二名おられて、六社あるということですから、この介護タクシーの料金、国からいただけて補助される部分以外の料金体系ですよね、その辺の把握は、五條市では今されているでしょうか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

介護タクシーの各事業者が定めているタクシー運賃につきましては、国の認可を受けて輸送に対する料金となっております、各事業者による運賃設定となっております。

各事業者への聞き取りによる調査をした結果、時間設定での料金、若しくは距離による料金の設定となっております、例えば五條市役所付近から南奈良総合医療センターまでの料金は概ね五百円程度、ばらつきはございますが四百円から七百円くらいの間となっております。一般のタクシーでは二千九百円程度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）市役所付近から南奈良総合医療センターまで概ね片道五百円、四百円から七百円、通常のタクシーを使いますと二千九百円程度掛かりますよと、その差額が大体国が補助してくれている部分なのかと推測するのですけれども、私こんな話を市民から聞かせていただきました。

五條市で今五條病院が縮小されてしまつて要介護認定者やと、介護タクシーを使わないといけない、でも五條病院にはその医療機関がない。南奈良総合医療センターに行くしかないんですよ、五條市は南奈良総合医療センターを使え使えと言うけれども、その部分の上った料金、これ

はどうなるんやと、要介護があつて御高齢でなかなか生活も厳しい、往復したら一千円掛かる、これを毎週一回、二回行くのに多額のお金が掛かってしまうと、そういうお話をいただいたことがあります。なるほどそうだなと私も思いました。南奈良総合医療センターへ行け、南奈良総合医療センター行けと言いますけれども、その近場で受けられる医療機関を南奈良総合医療センターに移したのですから、その辺の部分の補填であり補助というのはしてあげないといけないのではないのかなと、弱い部分に対しては手を差し伸べるべきではないのかなと私感じるんですけれども、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、本市におきましては介護保険による通院等の乗降介助に伴う運賃部分の助成は実施しておりません。

今後、他市町村の事業内容や状況も参考に検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これしっかり検証してください。大変困っている方がおられると思います。九十二名おられまして、近場の病院で受診できる方はいいですけれども、そうでない方、大きな総合病院に行かなければならない方というのは、家族に車がないとか、例えばそういう状態でありましたら介護タクシーを使う必要があると思うんです。

また喜多方市では、内容がありますけれども、市内の高齢者で、要介護一以上で住民税非課税の世帯の中で定期的な通院が必要な方に対して一枚五百円のタクシーチケットを一箇月六枚渡しているとか、また所沢市でもそういうような補助をしているような状態があるようです。しっかりと検証していただきまして、できるだけ手を差し伸べられるような体制を取っていただきたいと思えます。

（三）につきましては、それと重複しますので割愛させていただきますけれども、要介護が必要な高齢者に対してはしっかりと市は手を差し伸べていただきまして補助していただきたいと、そのようにお願い申し上げます。

続きまして、五番のドクターヘリなんですけれども、平成二十九年三月二十一日にドクターヘリが導入されまして、今約三箇月経っていないくらいですかね、の状態であると思えます。

ヘリの今現在の運用方法、その辺どのような状態になっているのか、説明いただきたいです。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ドクターヘリの目的であります医師による早期の医療介入による患者の救命率の向上や、後遺症の軽減による早期の社会復帰を期待する目的で議員お述べのとおり三月二十一日から導入されました。

現状の運用でございますが、まず救急出動要請を受けた消防機関が患者の重症度等によりドクターヘリを要請します。ドクター側の判断による離陸となります。ドクターヘリは原則あらかじめ設定されましたランデブーポイントに到着しますが、救急現場からランデブーポイントまでは救急車で搬送されます。ただし患者さんの容体によりまして、救急現場近くの安全が確保された場所に着陸することもであると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そうですね、出動要請を受けた消防士さんがまず見て、それをドクターに確認を入れる、このような状態ですよという中で医師の確認のもとドクターヘリを呼ぶという状態でありますし、また設定されたランデブーポイント、着陸地点に行くわけなんですけれども、五月末現在でどれぐらいの運用数があるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

運行開始から五月末現在であります、要請に対しまして八十件の実際の出動があったと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 八十件は奈良県内ですね、二機あるドクターヘリの八十件というのは、二機あるドクターヘリの奈良県内の出動数ですよ。五條市を教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどの八十件といえますのは、奈良県ドクターヘリの五月末までの実質出勤数でございます。

ただいまの議員の御質問でございますが、五條市からの要請件数につきましては、十一件の要請があったと聞いております。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 着陸地点、ランデブーポイントですか、数多くあるのがいいのではないのかなと僕自身考えておるのですけれども、例えば五條市内にランデブーポイントと言われるような場所が何箇所あるのか、これを教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内では公園など十一箇所が現在指定されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十一箇所あるということですから十一箇所は長いので、五條市内を見て十一箇所、きれいに散らばっているか、その辺危機管理監の主観でいいので、どうですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

私どもの主観といえますが、実際のところの配置の状況でございますが、それを述べさせていただいて御理解を頂戴したいと思います。

まず十一箇所でございますが、上野公園、五條中央公園多目的グラウンド、野原東運動場、阿田峯公園、阿太グラウンド、阪合部グラウンド、一の木ダム、西吉野きすみ広場、勢井地区スペース、大塔町の高野辻ヘリポート、宇井造成地ということで、このように十一箇所を現在指定しているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 場所によっては地上支援が必要やというようなお話を聞いたことがあるのですけれども、これどうですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

地上支援と言いますのは、ランデブーポイントとなりますと地上には既に救急隊がいわゆる患者を乗せて救急車が到着しております。そこにランデブーするということになるかと思えます。

今議員がお述べの、地上支援という部分でございますが、グラウンドなどの離着陸につきましては、条件が整えば可能なのでございますが、過去に他府県のドクターヘリがグラウンドでの離着陸におきまして、砂ぼこりをエンジンに吸い込んだ影響もありまして、これが悪影響を与えるということから、奈良県のドクターヘリの運行の要項によりまして、「砂ぼこりには十分配慮するものとする」というふうな規定もございまして、離着陸時におきましては、土等の砂ぼこりが想定される場所では散水を行うというふうになっていると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） ちなみにこの散水は誰が行っているのか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 散水に関しては、消防の方が、いわゆる救急車と連携して共に行動しておりますので消防の方で散水をしているというふうに伺っております。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 人命はお金に代えられませんけれども、例えば一回ドクターヘリを飛ばすことによつて五條市の出すお金が加算されるとか、そういうことはあるかないか分かりますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 一応ドクターヘリの運行に関しましては、県の関係になりますので、五條市からのうんぬんということの使用の部分に関しては要らないというふうには伺っております、あくまでも県の運行推進事業ということで、いわゆる医大も含めてでございますが、そういうところでの事業実施主体というふうになっていると聞いております。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）県がお金を出してくれるということで、あれなんですけれども。

二、三日前にね、五條中央公園にドクターヘリが降りた案件御存じですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

消防の方から実際に降りたというような報告はいただいております。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）その状況を僕の友人が見ていたわけなんですけれども、その方医療機関で働いていまして、どのような状態かなと詳しく見てたらしいんです。四時ぐらいにヘリコプターが到着したと、上空をぐるぐる回っていると、しかしながら中央公園、ダートですから、散水しないと降りれないというような状態の中で救急車もまだ来ない、散水が始まったと、ドクターヘリが着陸できたのは四時十五分から二十分くらいの間であったと、その時間があれば南奈良総合医療センターに運ぶたのではないのかなという御意見を頂戴いたしました。

これしつかり質問してこいと言うて、その方にも念を押されたわけですけども、こういうような案件、これからもドクターヘリ、確かに到着すればお医者さんにその場で診ていただけるのでこれほどいいものはないと思いますけれども、どちらが早いのかというのはしつかりと見極める必要があると思うのです。県がお金出してくれるからいいとか悪いとかではなくて、より迅速にお医者様が患者さんを確認するとうような状態の中で、これはしつかり訴えていくべきであると私自身考えておりますので、その辺をしつかりと危機管理監お願い申し上げます。いとそのように思います。

続いて次の質問に移ります。

最後の質問なんですけども、障害者の雇用について。

（一）五條市の現状についてなんですけれども、この部分は以前から僕はずっとお話しさせていただいていまして、公室長が今辻田公室長に変わりました、再度確認させていただきたいのですけれども、今知的障害と身体障害に関して募集を行っていただいておりますけれども、今後もこういう形で募集を行っていただけるかどうか、この部分を確認させていただきたいと思っております。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）一番養田議員の御質問にお答えいたします。

今後も障害者の方の雇用ということでございますけれども、それにつきまして職員採用試験委員会の方がございます。やはり時代とともにそういう方々を雇用していくべきという時代背景もあると思いますので、その辺でよく考えて雇用するかしないかは決めていきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）是非企業に対しても障害者の雇用を促すという部分では五條市自身が先頭を行かないといけないと考えていますので、是非お願いしたいと思います。

そして、二の質問に移るのですが、企業や障害者福祉施設に対しての補助についてなんです。現在、企業に補助している現状がありますでしょうか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。障害者の雇用について、市独自に実施している補助制度は現在ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）五條市はないということで、ハローワークとか国の機関ではあるような状態だと思います。今後企業に対して、市独自の補助制度、これを行っていく必要があるかなと僕自身思うのですけれどもどうですか。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の取組につきましては、国や県の制度についての広報から充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）では、これ企業に対してないんですよ、施設に対しての補助制度の現状どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

施設に対する補助制度でございますが、社会福祉法人が障害者施設を整備する場合の補助につきましては、その整備費の概ね二分の一が国、四分の一が県から交付され、残りの四分の一が事業所の負担となります。

五條市といたしましては国・県からの補助対象外である備品購入費などにつきまして、五條市障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金交付要綱に基づいて上限を百万円とし独自に助成しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）国や県、市の補助があるということなんですけれども、この社会福祉法人等、この等が付くということは、ほかの社会福祉法人でなくてもいけるということですか。この辺、社会福祉法人以外やったら何がいけるのかちよつと教えてください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

国・県の補助制度につきましては、社会福祉法人とそれに類する日本赤十字社ですとかに対する補助制度がございます。

市の補助制度につきましては、社会福祉法人のみとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）市は社会福祉法人のみやというような状態なんですけれども、例えば社会福祉法人、これは五條市内に何法人ありますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

社会福祉法人は五法人ございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）五條市内で五法人しか補助を受けられない、ではこの五條市内で小さな作業所があったりとか、そういう障害者を雇用するよ
うな企業が今後出てきたときに、今現在の条例では五つの法人しか補助が受けられない。あとは勝手にやれ、こういうような状態であると僕
感じるのですけれども、今後も社会福祉法人のみでいかれる考えですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市独自の補助制度につきましては、現行制度の中で運用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）例えばですよ、法人格があれば障害者の作業所を開設できると僕思うんです。それがNPOであっても、例えば株式会社で
あっても、できると思うのですけれども、この社会福祉法人と限定されると五つの事業所しか補助が受けられないと。このような現状になっ
ているわけでありまして。例えばNPO法人がそういった福祉作業所を拡充しようとしたときに、五條市が何も手を差し伸べてあげられないと
いうような状態であると思うのです。これはしっかり検討していただく内容であると僕自身思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、実施されております社会福祉法人への助成と申しますが、社会福祉法第五十八条第一項の規定に基づく補助制度となっております。
ちなみにその社会福祉法第五十八条第一項を抜粋して申し上げますと、「地方公共団体は条例で定める手続きに従い、社会福祉法人に対し補
助金を支出することができる。」という条文になっております。この条文に基づきまして、現在の補助制度は実施させていただいていること
になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）その条例は見させていただいて分かっておるのですけれども、それでも五つの事業所にだけ補助するとかいうのではなくて、
今後そういった障害を持たれている方に対して、企業が例えば雇用するとかそういった部分に關しまして何か少しでも補助的なことをしてあ

げられたら、また雇用につながっていくのではないのかなど、僕自身考えますので、検討していただけたら有り難いと思います。よろしくお願ひいたします。

これで僕の一般質問を終わります。

○議長（吉田 正） 以上で一番養田全康議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度に留めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回十三日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後六時二十二分延会

